

第百三回国会 大蔵委員会 地方行政委員会 文教委員会 運輸委員会 聯合審査會議録 第二号

昭和六十年十一月二十日(水曜日)

午前十時開議

出席委員

大蔵委員会

委員長 越智 伊平君

理事 熊谷 弘君

理事 中川 秀直君

理事 上田 卓三君

理事 坂口 力君

理事 大島 理森君

理事 瓦 力君

理事 平沼 赳夫君

理事 伊藤 茂君

理事 戸田 菊雄君

理事 藤田 高敏君

理事 矢追 秀彦君

理事 寶輪 幸代君

地方行政委員会

委員長 高鳥 修君

理事 糸山英太郎君

理事 平林 鴻三君

理事 安田 修三君

理事 伊藤 公介君

理事 尾身 幸次君

理事 長谷川 峻君

理事 松田 九郎君

理事 五十嵐広三君

理事 細谷 治嘉君

理事 宮崎 角治君

理事 藤原哲太郎君

文教委員会

委員長 阿部 文男君

理事 白川 勝彦君

理事 中野 寛成君

理事 青木 正久君

理事 熊川 次男君

理事 堀之内久男君

理事 沢田 広君

理事 米沢 隆君

理事 金子原二郎君

理事 中川 昭一君

理事 藤井 勝志君

理事 川崎 寛治君

理事 野口 幸一君

理事 宮地 正介君

理事 正森 成二君

理事 白井日出男君

理事 加藤 万吉君

理事 柴田 弘君

理事 伊吹 文明君

理事 大村 襄治君

理事 細田 吉藏君

理事 綿貫 民輔君

理事 小川 省吾君

理事 山下八洲夫君

理事 吉井 光昭君

理事 経塚 幸夫君

理事 佐藤 誼君

理事 稲葉 修君

農林水産委員会

委員長 今井 勇君

理事 衛藤征士郎君

理事 小川 国彦君

理事 武田 一夫君

理事 大石 千八君

理事 菊池福治郎君

理事 田邊 國男君

理事 羽田 孜君

理事 松田 九郎君

理事 上西 和郎君

理事 辻 一彦君

理事 水谷 弘君

社会労働委員会

委員長 戸井田三郎君

理事 稲垣 実男君

理事 村山 富市君

理事 塩田 晋君

理事 伊吹 文明君

理事 林 義郎君

理事 森井 忠良君

理事 橋本 文彦君

運輸委員会

委員長 三ツ林弥太郎君

理事 鹿野 道彦君

理事 近江巳記夫君

理事 関谷 勝嗣君

理事 福家 俊一君

理事 兒玉 末男君

理事 梅田 勝君

白井日出男君

田川 誠一君

町村 信孝君

滝沢 幸助君

山原健二郎君

覆本 和平君

中村 靖君

中西 績介君

藤木 洋子君

江田 五月君

田名部匡省君

田中 恒利君

神田 厚君

鎌田忠三郎君

鈴木 宗男君

月原 茂皓君

保利 耕輔君

三池 信君

島田 琢郎君

細谷 昭雄君

中林 佳子君

丹羽 雄哉君

大橋 敏雄君

野呂 昭彦君

多賀谷眞稔君

沼川 洋一君

吉原 米治君

河村 勝君

林 大幹君

山村新治郎君

富塚 三天君

出席國務大臣

大蔵大臣 竹下 登君

文部大臣 松永 光君

厚生大臣 増岡 博之君

農林水産大臣 佐藤 守良君

運輸大臣 山下 徳夫君

労働大臣 山口 敏夫君

自治大臣 古屋 亨君

内閣官房長官 藤波 孝生君

防衛庁長官 加藤 紘一君

人事院総裁 内海 倫君

人事院事務総局 鹿兒島重治君

給与局長 林 淳司君

日本国有鉄道再 務局長 林 淳司君

建理委員会事務 局長 林 淳司君

総務庁恩給局長 佐々木晴夫君

防衛庁人事局長 友藤 一隆君

大蔵政務次官 中村正三郎君

大蔵大臣官房審 議官 門田 實君

大蔵省主計局次 長 保田 博君

大蔵省主税局長 水野 勝君

大蔵省理財局長 窪田 弘君

大蔵省銀行局長 吉田 正輝君

文部大臣官房総 務審議官 五十嵐耕一君

文部省教育助成 局長 阿部 充夫君

厚生大臣官房総 務審議官 北郷 勲夫君

厚生大臣官房審 議官 山内 豊徳君

厚生省年金局長 吉原 健二君

社会保険庁医療 保険部長 花輪 隆昭君

社会保険庁年金 保険部長 長尾 立子君

農林水産省経済 局長 後藤 康夫君

運輸大臣官房国 有鉄道再建総括 審議官 棚橋 泰君

運輸大臣官房国 有鉄道部長 中島 眞二君

労働大臣官房長 官 岡部 晃三君

労働省労働基準 局長 小粥 義朗君

労働省職業安定 局長 白井晋太郎君

自治省行政局公 務員部長 中島 忠能君

自治省財政局長 花岡 圭三君

厚生省年金局年 金課長 谷口 正作君

厚生省年金局数 理課長 坪野 剛司君

日本国有鉄道常 務理事 川口 順啓君

地方行政委員会 調査室長 島村 幸雄君

大蔵委員会調査 室長 矢島錦一郎君

文教委員会調査 室長 高木 高明君

社会労働委員会 調査室長 石川 正暉君

農林水産委員会 調査室長 門口 良次君

運輸委員会調査 室長 荻生 敬一君

委員外の出席者

厚生省年金局年 金課長 谷口 正作君

厚生省年金局数 理課長 坪野 剛司君

日本国有鉄道常 務理事 川口 順啓君

地方行政委員会 調査室長 島村 幸雄君

大蔵委員会調査 室長 矢島錦一郎君

文教委員会調査 室長 高木 高明君

社会労働委員会 調査室長 石川 正暉君

農林水産委員会 調査室長 門口 良次君

運輸委員会調査 室長 荻生 敬一君



て質問しようと思いましたが、時間がありませんから、次の点に絞って質問してまいりたいと思ひます。

○国鉄監理委員会、参っておりますか。今後の国鉄の分割・民営化について、三島三分割、本州が三分割、六分割だ、こう言われております。しかし、実際は二十四分割になるのじゃないですか。どうですか。

○林政府委員 お答え申し上げます。

今回の私どもの意見書によりまして、旅客部門と貨物部門を機能的にまず分割するというごさいまして、貨物は全国一本の株式会社というふうに考えております。

旅客部門につきましては、ただいま先生御指摘のように全国六分割ということをごさいまして、さらにバスにつきましては、一応私どもとしては全国十三プロックに分けてそれぞれ独立された方がいいのじゃないかと考えております。これが、これについては旅客会社がたん引き継いだ上でさらに分離するものは分離をしていくという考え方でございます。

そのほかに、新幹線の保有主体、あるいは旧国鉄、さらに通信部門については全国ネットワークでございまして、別途の経営形態がよからう。それから研究部門につきましては、鉄道技術研究所あるいは労働科学研究所、こういうものを一本にしまして別の公益法人という形がよからうというふうなことで、それぞれ機能あるいは地域的に分割案を考えておまして、御指摘のように二十数分割になる、分割と申しますか、機能的に分離をしていくという考え方をとっているわけでございます。

○越智委員長 質問者も答弁者も簡明瞭に、全員に聞こえるような声でお願いいたします。

○戸田委員 六分割の旅客鉄道部門については、確かに資産や基金あるいは株保有、そういったものを全出されておりますが、その他の問題については全然出てないでしよう。どうですか。

○林政府委員 それぞれの事業主体の資産とか引

き継ぎ債務というものがどうなるかという御質問かと思ひますけれども、この点につきまして考え方を申し上げますと、旅客会社については、これは意見書にも数字が書いてございまして、そのほか貨物会社あるいはその他の事業主体についても、それぞれどの程度の資産を引き継いでいくか、あるいは債務はどうなるかということについては検討しておりますけれども、貨物会社については、これはさらに詳細に十一月中に検討する必要があるということと具体的な数値は意見書の中には書いてないということとございまして、それぞれベースとしてはいろいろな計算は全部してござい

ます。

○戸田委員 委員長、マイクが悪いようですから、ちよつと整備してください。――要員の合理化等の問題についてはこの前触れましたから触れませんけれども、時間がないうのでこちらで持っている数字を発表して質問してまいりたいと思っておりますが、各分割されたいわゆる地域職員表ということになりましようか、北海道の場合は、現在二万八千人おるのです。これが最終的には一万五千ということ、一万三千の過剰。東日本が十一万四千、余剰人員が一万九千、東海が三万人、それに対して三万の余剰、西日本が七万一千、これに対して一万四千、四国が六千に対して一千名、九州が二万七千に対して一万一千、こういうことで全国的には六万一千名の実余剰人員、こうなっていると思うのですが、これはいいですか。

○林政府委員 ただいま先生の御指摘のとおりでございます。

○戸田委員 それで、なおかつ、今言われました鉄道貨物会社、研究所、基幹的通信、旧国鉄、新幹線の保有主体等々にそれぞれ要員を配置にはなっていますけれども、これらに対しては資本金とか資産とかいふものは全然ないですね。運輸大臣、こういうことでは本当に年金の財政確立一つとらえてみても審議できないのじゃないですか。どう

ですか。

○林政府委員 それでは考え方を申し上げますと、旅客鉄道会社につきましては、資産については事業用資産は原則として簿価で引き継ぐ、さらに関連事業用資産とか出資株式というのは時価で引き継ぐ。さらに鉄道貨物会社についても、これは全く同じ考え方でございまして、

その引き継ぎ資産に対してそれでは債務はどういうふうな引き継ぎかということとございまして、ただいまの資産額から資本金と退職給付引当金の額を差し引いた額を債務として引き継ぐ、こういう考え方で数字的には整理をしてござい

ます。

それから、それ以外の新幹線保有主体につきましては、資産を再調達価格で評価いたしましてそれに見合う債務を引き継いでましよう。ただ、現実の債務としては簿価に見合う債務でございまして、それを引き継いでましようということ、ほかの事業主体につきましてもそれぞれ考え方を整理して、それに見合う資本金とか資産額はすべて計算をして、それに応じて整理をしているということとございまして、

○戸田委員 二年間かかって百三十回に及ぶ審議をしてきたと言ふけれども、そういう資料は一切未公開でしよう。密室の中でやられている。これは資料出してもらえますか。運輸大臣どうですか。

○林政府委員 必要な資料につきましては、整理をいたしまして、お出しできるものはお出しいたします。

○戸田委員 大蔵大臣、NTTとか専売公社の民営化のときは、あらかじめ全部経営主体とか経営形態、それから資本金、資産等々全部出しましてそれで審査をいたしました。今回の場合は、全然それは出ていないんですね。監理委員会の答申があつただけで、担当大臣の運輸大臣の方からも全然出ていない。これは要請としてこれから出してもらいたいと思うのですが、運輸大臣どうですか。

○棚橋(泰)政府委員 お答え申し上げます。

ただいま先生御指摘になりましたように、これから国鉄の民営分割を進めるにつきましては、い

ろいろな数字的な面というものを詳細に検討して明らかにしなければならぬと思ひております。ただ、それにつきましては監理委員会から御意見がございまして、それを踏まえまして次期通常国会までに法律案を提出するというごさいまして、それまでの間、現在監理委員会等の資料をもとに政府としての考え方についての数字その他の詰めを行っているところでございまして、それらを踏まえまして上で通常国会におきまして法律案で御審議をいただきたい、かように思っております。

○戸田委員 それは後で結構ですから、これからまたありますから、ぜひ早期に出してもらいたいと思ひます。

そこで大蔵大臣にお尋ねをしますけれども、きのう官房長官の答弁によつて、今次審議中に一定の検討内容というものを申し上げます、こういうことになつておりますが、この国鉄年金の赤字体制についてその赤字の要因は明確になつたと思ふんです。問題は手法だと思ふんです。六十二年四月以降になるとパンクするのですから、そういうものに対して検討結果を出す、こういうことなんです。その手法の中身はどういうふうな考えでございまして、

○竹下國務大臣 昨日、本委員会が終了いたしました後に閣僚が寄つて話したという実績はまだございませぬ。したがって、どういふふうなものを御提示申し上げるかということについては今の段階では全く白紙でも申しましようか、そう言わざるを得ないと思ひます。

○戸田委員 これは、連合審査が終われば個別委員会に帰りましようから、でき得るだけそういう時期に間に合うようにひとつ努力をしていただきたいと思ひます。

それで問題になるのは、従前はやめるときに一年の平均、これを積算して土台にしまして年金を計算をした。今度の改正では四十年平均のものになつていくわけですから、すなわちその時点で給付は相当ダウンをする。これはどのくらいダウンし

ましようね。

○門田政府委員 今回の改正でどういふふうになるかという点でございませぬが、もちろんこれは人によっていろいろ違ってくるわけではございませぬ。ただ、国鉄共済の方々にございませぬは、既に既裁定者につきましては、一割程度の水準まではスライドを停止していき、こういう措置を講じておられまして、そういうふうなバランスの上で比較ということもなければならぬと思ひますが、一般的には今回の改正は一割程度のダウン、こういうこととございませぬ、国鉄の場合にも、そういう中であつたケースによって違いが生じてくる、こういうふうな考えでございませぬ。

○戸田委員 審議官、二つあると思ひます。国家公務員全グループのダウンの中身と、それから国鉄の関係とちよつと違いますから。どうなんでしょうか。

○門田政府委員 今区分しておつしやられたとおりでございませぬ、一般の公務員の場合と国鉄共済組合員のケースと、そういう区別でよろしいのだと思ひますが、実際の比較は、国鉄共済組合員の場合ですと、実態に即して考えますと今回の改正によつてそれほどの差は生じてまいらぬのではなからぬか。所得水準の高い人につきましてはある程度給付水準のダウンということがございませぬ、平均的にはそう生じてまいらぬ、こういうふうな理解でございませぬ。

○戸田委員 私の試算でいくとおおむね、ピーク時がありますけれども、二十年間で調整していくわけですから、そうしますと最終終着駅に参りますと大体三割、二・八割くらいですかね、この程度差がある。ところが、国鉄の場合は職域加算も減らして、適用除外でございませぬ。みなし従前額保障、これも適用外でございませぬ。この二つでそれよりは相当ダウンするわけですね。みなし従前額だけ考へて、対象人員がどのくらいになるかわかりませぬが、二万人程度としまして積算しますと、スライド一〇%停止、みなし従前額保障を切つて、これで約四〇%下がる。だから、同じ国家公務員

等のグループであつて国鉄はそのくらいダウンするわけですね。それはそうなりませぬか。

○門田政府委員 今お話に出ましたみなし従前額、これは経過的な意味合いだと思ひます。したがひまして、お話のように長期的な問題を考へます場合には、結局国鉄共済の場合には職域年金部分がついてこない、この面の相違に帰着する、こういうふうな考へてございませぬ。

○戸田委員 大臣、どうして今回国鉄関係は職域加算を外し、みなし従前額保障を外し、そしてなおかつスライド、これを一〇%停止。このスライド一〇%停止は五十八年統合時から、これはよくわかりませぬ。その二つの問題について、どうして今回そういうふうな適用除外したのでございませぬ。

○竹下国務大臣 この国鉄共済の年金財政、これは危機的な状況に於いて、六十年以後は年金給付の支払いに支障を来す状況に於いて、同年度以降は財政調整事業を実施して、国共済グループ内の他組合からの財政援助により年金支払財源を確保する。そこで、財政調整に当たりましては国鉄共済の組合員も高水準の掛金を負担していただくこととして、他組合の組合員も、財政援助に必要な拠出金の費用を負担するたため所要の掛金の引き上げを行った。他方、既裁定の国鉄共済年金の受給者についても、他共済に比べて年金水準が一割程度低くなるまで年金額のスライドを行わない、こういうことになつたわけにございませぬ。

したがつて、国鉄共済について公的年金相当部分の給付の確保とその財政の維持安定を図ることが当面最も重要でございませぬ、職域年金相当部分の給付を行うことは、国鉄共済の財政負担をふやすだけではなくて、財政援助のために別途に特別の費用負担を行つておる他組合の皆さんの理解と納得を得るということになりますと非常に難しい、そうなるのと財政調整そのもの実施にも支障を来す、こういうことになりませぬので、財政調整事業を実施する間はいわゆる給付を行わない、こういうことをお願いをせざるを得なかつたと思ひ

をいたしてございませぬ。

○戸田委員 時間もありませんから、後でまたゆつくりやりませぬ。

官房長官がお見えてございませぬからちよつと。きのうの答弁の後、記者団に対しての発表の段階で、法案通過までの報告は政府見解とは限らない、こういう要旨の発言があつたと聞いてございませぬが、官房長官がどうですか。そうだとすれば、きのうの官房長官答弁の内容と大分違つて、ダウンして

○藤波国務大臣 昨日大原委員から、国鉄共済問題について検討を進めるようにという御質問がございませぬ。大原委員の御趣旨をも踏まえ誠心誠意検討を進めてございませぬ、こういうこととお答えしたところでございませぬが、いつまでに検討するののかというお話でございませぬので、可及的速やかにとお答えをいたした。しかし、もっと前向きに誠意を持って検討を進めろというお話でございませぬので、誠心誠意政府といたしまして国鉄共済問題を検討いたしてございませぬ、その検討いたしました結果を本法案が衆議院を通過するまでに委員会に報告いたします、こういうこととお答え申し上げたところでございませぬ、それ以外のこととはなにも一切申し上げておりませぬ。本委員会での御質疑をそのまま記者会見でも申し上げたところでございませぬ。

○戸田委員 わかりませぬ。それではきのうの答弁どおりだということですね。

○藤波国務大臣 委員会でお答えしたとおりでございませぬ。

○戸田委員 わざわざ多忙なところをありがたうございませぬ。国鉄共済を中心にして、今日まで、約一時間聞かれてございませぬけれども、いろいろ質問してまいりました。私は決して国鉄だけをどうのこうのと言ふのじゃなく、いずれにしても七十年以降年金を一元化する、こういうのでありませぬから、私は公害の基本法をつくつたときも関係

ろあります。三種類七制度、こう言われてございませぬが、これをいすれにしても一本化していくわけでありませぬから、その土台となる国民の年金基本法というふうなもの、こういうものをこの際つくつてはどうか、こう考へるのでありませぬ。そして、その基本法に基づいて統一、一元化を図る、こういうことと考へる。今、国民は年金についていろいろ読んだり勉強してございませぬけれども、なかなかわからないことが多い、非常に多いのです。ですから、そういう点からいけば、これを見ればすぐわかるもの、なるほど年金はこうなるのだな、我々の老後の生活が完全に保障されるのだな、安心して生活ができるのだなというふうな、未来を開くいわゆる年金保障、そういうものの土台をつくる必要があるのじゃないかと考へるので、大蔵大臣、どうでございませぬ。これは各大臣から見解を。

○竹下国務大臣 私も率直に申しまして、年金問題につきましても、朝のテレビで前の山口年金課長さんの話を聞いておつたり、いろいろ聞かれましたが、お互い国会議員一人一人でもその練度といひませぬが、差はかなりある、事ほどございませぬに難しい問題であると思ひます。

今の考へ方、私も判然と理解をしかねてございませぬが、例えば年金基本法みたいなものがあつてそれに基づいて将来の一元化——一元化の哲学がまず存在して、それに基づいて一元化の作業が行われていくというふうな発想であるとしたならば傾聴に値する御意見だという感じは素直に持つたというだけお答えいたします。

○増岡国務大臣 これから一元化の作業を進めるわけにございませぬので、制度間の調整をどうのようにするか、あるいは負担と給付の公平をどうのようにならねばいかうかということがこれからの課題でありませぬので、今直ちに申し上げかねますけれども、そういうものを整備していく上には一つの有力な御意見として承つておきたいと思ひます。

○古屋国務大臣 ただいま厚生大臣が答弁したとおりに考へてございませぬ。

○松永國務大臣 私は私学共済の方の担当でございますが、先生よく御承知のとおり、私学共済は我が国の私立学校教育の振興のために非常に大きな役割を果たしてきておられるわけでありまして、そういったことを踏まえながら、同時に公的年金の一元化については給付と負担の両面において調整を進めていくということになっておりますので、私学共済年金制度の沿革等にも配慮して、私立学校教育の振興に資するというねらいが損なわれることのないよう対処してまいりたいと考えておるわけでございます。

○佐藤國務大臣 先生にお答えいたします。

私は農林年金の担当でございます。農林年金につきましては、公的一元化の方向を踏まえつつ、農林年金制度の沿革等にも配慮して、農林漁業団体の職員の人材確保を図るといふねらいが損なわれることのないよう万全を期してまいりたいと考えております。

○戸田委員 若干延びて申しわけありませんでした。

○越智委員長 沢田広君。

○沢田委員 官房長官来ておられますが、臨調答申でもそうで、この前の大蔵委員会でも述べた恩給の問題とバランスをとる、こういうことで、結論だけ言いますが、バランスをとる意思はあります。

○佐々木政府委員 お答え申し上げます。

今、いろいろと検討をいたしておる最中でございます。恩給は国家保障ではありますけれども、年金という面でも公的年金制度と類似することは確かでありまして、そこで、たゞいま鋭意検討いたしておるといふところで……(沢田委員「言いわけはいいよ。とるかとからないか聞いてるんだよ」と呼ぶ)検討中でございます。

○沢田委員 検討中ということでは答弁にならない。この前の委員会でも、検討しておいて次回にはそのことについての回答を求めます、こう言っただけなんです。だから来ていただいて、忙しいのだから先に帰してほしいと言わうから、この問題

を一番先に挙げた。

じや、併給の問題、八百万円、それから二〇%の停止の問題、あるいは貸付金スライドの問題、併給調整の問題等々も含めて、いずれにしても併給調整に踏み込まなければならぬ時期に当たっているわけでしょう。何回もそんなことを言わせないで、検討するならば、する意思がないならする意思がないとはっきり言ってください。

○佐々木政府委員 おっしゃる通りに今回の公的年金制度の改革の関連で、例えばスライドの問題につきましては、これをたゞいま鋭意検討中でありまして、それから、多額停止の問題につきましても、たゞいま種々検討中でございます。

今のところ、私も最大の検討課題と考えております。今申し上げた二つでございます。

○沢田委員 これは大蔵大臣が官房長官に一言言ってもらいたい。これだけ国家公務員やその他が大変な状況になって、それぞれ痛みを分かち合っているというのが現状でしょう。その中であって、旧来の状態をそのまま継続していくということとは、痛みを分かち合うという立場からいって不自然である。しかも、国家公務員は、六百万円を限度として併給調整では百二十万を超えた二分の一。片方は八百万円、課税所得金額の中で八百万円です。課税所得金額で八百万円といったら、恐らく一千万円から一千二百万円の所得の者でなければ併給調整の対象になっていないのです。そういうのに、一方厚生年金は、八万ぐらいでも十五万五千円でも、それだけで併給調整が効くようになっていまして、そういう状況の中であって、恩給が八百万円、国家公務員は六百万円、そういう差別がどこから生まれるのですか、言ってみてください。事務当局の答弁じゃない、これは政治の話なんだから。なぜそういう差別が——あなたは要らないよ、今事務当局の答弁を求めているんじゃないんだから。

○藤波國務大臣 考え方は、今恩給局長からお答えを申し上げたとおりでございます。各方面の御意見を十二分に参考にさせていただきます。今検討をいたしておるところでございますが、その検討を真剣に急いでまいりたい、このように考えております。

○沢田委員 さっき二点だけ言われましたけれども、二点だけの問題ではないだろうということも申し上げ、これは財政、予算で苦しい大蔵大臣、まだまだメスを入れれば入れる余地があるところをそのまま温存しておくということも国民に対する義務を怠ることになるわけでございますから、今言われた二点はもとよりでありまして、体系的に大蔵当局も見直していく、こういう気持ちには間違いないかどうか、お答えいただきたいと思っております。

○竹下國務大臣 この問題は臨調答申でも指摘されております。それで、総務庁でひとつ検討してもらおうということになっておりますが、大蔵省は帳帳の外にあるというような態度で対応するつもりはございません。

○沢田委員 官房長官、結構です。

厚生大臣も、同様の趣旨であります。年金大臣として当然これに参加をし、同じような調整の中に含めていくべきである、こういうふうに考えますけれども、同様に見直しをする意思はありますかどうか。

○増岡國務大臣 私の担当の公的年金制度の中には恩給制度は入っておりませんが、今、年金を一元化しようという時期でありますから、それとのバランスはうまく調整していただかなければならぬと思っております。

○沢田委員 時間の関係で、恩給の問題は厚生大臣と大蔵大臣、それから官房長官が約束をしたということ、なるべくこれも審議中に一定のめどを出してもらうことを期待して、次に入ります。

次に、私学年金は、きのう多賀谷委員から言われた歴史的な経過もありませんけれども、果たしてこのまま私学、農林が存続していく形態がいかどうか、この辺でやはり厚生年金等と統合をしていくことも考えられるのではないかと、気がしないのではないかとあります。それでも細々とやっていくのも一つの道だと思っております。しかし、いずれにしてもそういう状況には来てないと思っておりますけれども、私学の中にも、めちゃくちゃで入っている大学もあれば入らない大学もあるというふうなことも含めて考えますと、恩給のかたかたという言葉はありますけれども、歴史はさておき、ともかく当面の年金統一に向けてまず一歩進める段階ではないかと思っております。文部並びに農林、お答えをいただきたいと思っております。

○松永國務大臣 私学共済につきましては、先生よく御承知のとおり、我が国の学校教育の中で果たしている私立学校の大きな役割にかんがみまして、私学の教育を振興することが我が国の学校教育を大いに振興することになるわけでありまして、そのためには、私学に働いていらっしゃる職員の出遇を安定的にすることが私学の振興、したがって、我が国の学校教育の振興になるということで、昭和二十九年から制度が整ったわけでありまして、

そして、この私学共済は、先生御承知のとおり成熟度の極めて若い制度であります。しかし、全体として公的年金の一元化ということが決められておりますので、給付と負担の両面で調整を進めていくわけでありまして、その過程で、私学共済については、そうした全体の方向を踏まえながら、同時に私学共済の果たしておる私立学校教育の振興に極めて大きな貢献をしているというそのねらいを損なうことのないような形で今後検討してまいりたいと考えておるわけであります。

○佐藤國務大臣 沢田先生にお答えいたします。農林年金は、先生御存じのとおりでございますが、昭和三十四年、厚生年金から分離独立した制度でございます。

実は当時、厚生年金の給付水準というのは、公務員の共済組合制度の給付水準と比較しまして相当な差が生じておりましたため、厚生年金適用の農林漁業団体職員は、同一地域におきまして共済制度が適用されている市町村職員との間に

福利厚生面で不利な状況にあり、優秀な人材の確保に支障を生ずるという事情がございました。そこで、農林漁業団体職員につきましては地方公務員と同等の福利厚生面の充実を図ることとして制度創設をしたものでございます。近年におきましては、数次の改善を見まして、地方公務員及び国家公務員の共済と全く遜色のない農林年金制度となっております。

このように農林年金制度の発足の経緯及び沿革等から、農林年金の果たす役割は今後ともますます重要なものとなると考えており、公的年金一元化の中で制度間の給付と負担の均衡を図っていく必要はございますが、農林年金制度の育成については一層の努力を尽くしてまいりたいと考えております。

○沢田委員 簡単に答えていただきますが、では農林も当面厚生年金等というふうなものと一緒になる意思はないか。首を縦に振っているからそういうことだ。文部大臣も、成熟度がまだうんと低いから、これもまた当分は一緒になる意思はない、こういう考え方だ。これは文部大臣と農林大臣だけの見解ですか、それとも年金担当大臣の厚生大臣も了承された上での話ですか。

○増岡國務大臣 昭和七十年に向けて公的年金の一元化を計画いたしておるわけでございまして、さしあたり今回の共済年金法の改正を行いますが、基礎年金が導入されて、一部一元化がされるわけでありまして、それができましたら、これは、もっと突っ込んで給付と負担との公平あるいは制度間の調整等をなすべきことでありまして、先生御指摘のことは今後の一つの大きな課題になると思っております。

○沢田委員 もう一つ簡単に聞きますが、文部と農林、一緒にならない。それは七十年になっても一緒にならないという意味ですか、それとも七十年になつたら一緒になつてもいいという意味ですか。それだけちょっとお答えください。

○松永國務大臣 今回の法案の成立によりまして給付面では一元化されることになるわけでありま

すが、負担の面での調整をどうするか、その点今後検討を進めてまいらなければならぬ、こういうふうにご考えているわけでありまして。

〔越智委員長退席、戸井田委員長着席〕  
○佐藤國務大臣 沢田先生にお答えいたしますが、農林年金につきましては、公的年金一元化の方向を踏まえつつ、農林年金制度の沿革等も配慮して、農林漁業団体職員の人材確保を図るといふねらいが損なわれないよう万全を期してまいりたいと考えております。

○沢田委員 厚生大臣、今の答弁で七十年には一緒になりそうだと感じましたか、それともそうは問屋が卸しそうもなさそうだと感じましたか、どうですか。  
○増岡國務大臣 それぞれ一定の条件が満たされれば、一緒になろうというお気持ちではないかと思えます。

○沢田委員 じゃ、それでわかりました。  
続いて、これは大蔵大臣と自治大臣にお伺いします。自衛官の五十五歳の支給は、特別の一定の組合員が特別の利益を得る、こういうことになるわけでありまして、当然他の組合員が負担をしていくべき性格ではなくて、大蔵大臣の言葉で言えば全国的なという言葉になるのかどうかかわかりませんが、少なくとも五十五歳から六十歳までの分の費用の負担は国が負うべきものではないのかというふうな思われますが、その点いかがですか。

○門田政府委員 ちょっと専門的でございますので、私最初にお答えいたします。  
自衛官の問題は、沢田先生御指摘のようなところが確かにあるわけでございます。したがって、勤務に伴う特殊性から定年が五十歳から五十五歳、こういうことがあります。

そんなことがございまして、今回の改正でも支給年齢は五十五歳、それから減額退職年金制度は存続、こういう特別の措置を講じていますが、その年金取支につきましては、自衛官の場合は自衛官だけでやっておる、こういう状況でございます

から、確かに年金制度上は今後の成熟化に伴いましてだんだんと大変になってまいるという問題が基本的にあるわけでございまして、今後、そのところはそういった自衛官の定年制あるいは定年後の就職の実態、そういうことをいろいろ考えまして、あるいは自衛官の人事制度、そういう側面から考えていかなければいかぬ問題だ、こう考えております。

○沢田委員 これは政治の話ですから、事務的な答弁じゃない。一般は六十歳から全部引き上げられました、特定の者は五十五歳から支給され、その五十五歳から支給される分の損金についてだれが負担をすべきかということの意味なんです。だからそれは六十歳までは国の方で負担をしていくというのが当然の義務ではないのか、それを一般の他の組合員に負担をさせるということとは妥当性を欠く、こういうことになるのではないかと、このことで、大蔵大臣その点の見解を、担当大臣ではないですが、予算編成の上では大いに影響するわけですから、お答えをいただきたい。

○竹下國務大臣 まずとりあえずは今門田審議官からお答えしたわけでありますが、最終的には、人事制度上の問題という角度からこれは検討しなければならぬ課題だと思っております。したがって、そういう関係者みんなでは相談しなければいかぬ課題だという問題意識を持っておりま

す。  
○沢田委員 詰めた話で申しわけありませんが、要すれば、五十五歳という制度を政府で決めた。私は五十五歳でなくても、まだ自衛隊の中でも働けると思うのですよ、もし五十五歳でそれを制度として決める以上は、それはやはり決めた側の責任において処理する、こういう原則は間違いないのだから、そういう理解をしてよろしくございませうか。——時間がないですから、次の問題の方に

行つて、その間覚えてもらいます。……運輸大臣、きのうまでいろいろ国鉄年金問題が

組上にのりました。一応これからの六十一年三月以降の減員対策、これをとにかく発表していただけませんか、六十四年末までで結構です。

○山下國務大臣 国鉄改革の実現のためには、民鉄並みの生産性を前提とした効率のな要員配置とすることが不可欠でございます。したがって、国鉄再建監理委員会の意見では、これに關しまして昭和六十二年の頭首における国鉄の在籍職員数を約二十七万六千人と想定をいたし、このうち二万人については新経営形態移行前に希望退職による減員を目標しております。

したがって、昭和六十二年の頭首における現在員は二十五万六千人となりますが、このうち二十一万五千人は新事業体に移籍し、残る四万一千人は、国鉄の清算業務等を行う旧国鉄において新経営形態移行後三年間を限度として再就職を図る、こういうことになっております。このような対策が講ぜられた後における昭和六十五年頭首における職員数は二十一万五千人となる見込みでございます。

以上のような意見の趣旨を踏まえて、現在具体的な要員計画等の作業を国鉄において行っているところでございます。

○沢田委員 そうしますと、来年の二万人の退職者が平均二百万円程度の年金を受領すると仮定すれば、ここで四百億。これは六十一年末から六十二年、六十二年、六十四年、こういうことで、まあ三年とすれば千二百億が六十四年末まで、言うなら損金的に計上される。それから六十五年に四万一千、大体千二百億と想定される金額が六十五年に発生をする、こういうふうな理解をしてよろしくございませうか。

○棚橋(憲)政府委員 先ほど大臣からお答え申し上げましたように、まず二万人の希望退職を募集いたしますが、ただ、その二万人の希望退職につきましては、どの程度の年齢層を対象にするかというところは現在作業中でございます。したがって、その年齢層によって退職金の額が違いますが、おおよそ平均的に先生が御計算になった

のであればそれに人数を掛けた分、おっしゃるようなことだと思えます。

さらに、その後、四万一千人、清算機関である旧国鉄で退職をいたしますが、その退職金につきましても、その年齢層によりますけれども、それに平均額を掛けた額、それは必要な退職金として計上すべきと考えております。

○沢田委員 そうすると、大体今言った金額は、現在四千三百億が四百億の積立金があつて、住宅貸付で千億、それから債券で大体千億、これがあるとして、残りの千八百億は、最悪の場合に使うことは可能である、こういうふうな解釈してよろしいですか、運輸大臣。

○山下国務大臣 今のお話は年金でございませうか、先ほどは退職金でございましたが……(沢田委員「年金と呼ぶ」)年金はそのように御理解いただいて、おっしゃるとおりだと思えます。

○沢田委員 そうしますと、いわゆる年金の積立金四千億の中で、例えば六十五年にはもう新しい財政調整に入つてしまふ。そうすると、六十四年までの損金としては、一千億の債券を例えば大蔵省あたりが肩がわりしたとすると、一番高い金利が九・四ですから、一千億を肩がわりしたとすれば、九十四億分の利子を大蔵省が考えればおおよそ年金の支払いには支障はない、こういう状態が生まれるような気もしますが、大臣はどうですか、自信はありますか。(山下国務大臣「年金は大蔵省が……」と呼ぶ)では大蔵省、お答えください。

○門田政府委員 今沢田先生から、一つのアイデアでお話があつたと思えます。お話をそういうこととてどうかと思ひますが、借入金といふものが、そういう形でのぐと、いふようなことが実際に適当かどうか、利子相当分を国庫で見ることが適当かどうか、そういう問題がございませうか、沢田先生の一つのアイデアであらうという感じはいたします。

○沢田委員 極めて現実的な対応を迫つたわけでありませうが、不十分さは免れませんが、次の問題

に行きます。

運輸大臣、公安員の処分は——公安員の処分と言つて悪いんですが、公安員の処遇は、地方警察に移管をするというふうな聞き及んでおりますが、これはそのとおり理解してよろしいございませうか。

○棚橋(泰)政府委員 先生のお尋ねは鉄道公安官のことだと存じます。鉄道公安業務につきまして、監理委員会の御意見によりまして警察関係の方に移管をするということ、ただいま関係方面と折衝中でございます。したがって、それに伴ひまして所要の要員は警察の方に移管していただけないかということ、現在検討中でございます。

○沢田委員 では、続いて標準報酬ですが、自治大臣、地方団体は平均率を適用するようになりませうか。これはどう理由ですか、ひとつ簡潔にお答えいただきたいのです。

○古原国務大臣 今の取り扱いを異にしておるといふこととてございませうが、地方公務員共済の場合、地方団体が三千三百ありまして、その間にも差がある、そのためにそれを年金に反映させると、同種の職務の地方公務員の間で公共団体によつて大変違ひが出てくるというふうな結果になるわけでございます。したがって、平均給料月額、給料に公務員の平均的な手当の率を勘案した補正率を乗じた額の全期間の平均の額とすることとしております。国家公務員や厚生年金と違ふ点は、今申し上げた理由からでございます。

○沢田委員 これは大蔵大臣の方の国家公務員関係も同じなものでございませうか。どこからどこまで違ひは、どの程度の違ひをもつて違ふと言ふか、これはいろいろ解釈上はあると思ふのでございませうか、片方が標準でいくとすれば、それはまた標準にしたなりの矛盾も出てくると思ふのでございませうか、今の自治体関係がそういう措置を講じたとすれば、当面は国家公務員関係も同じ方法を採用して、そして全統一というふうな状況のときにそ

の中身を検討するというのが道筋ではないのか、こういうふうにおもひますが、まず大蔵大臣から聞いて、厚生大臣にお伺ひしたいと思ひます。

○竹下国務大臣 御案内のとおり、たばこ、電電、これは民間になった。そうすると、方向としては厚年に合わせるというところの方が一番近いのじゃないか、こういう判断に基づいたというふうな御理解をいただきたいと思ひます。

○沢田委員 これは大蔵だけの問題でしたら後でまた大蔵委員会でゆつくりやりますか、厚生大臣、どうですか。例えば自治体はそういう方法をとつた、国家公務員の方も同じ方法をとるといふことは、厚生大臣としては望ましいことですか、望ましくないことですか。

○増岡国務大臣 それぞれの年金制度の過去の歴史、特殊性からそういう問題が発生しておると思ひます。しかし、将来の年金一元化の方向に向けましては、そういう問題も調整する必要があらうかというふうにおもひます。

○沢田委員 人事院総裁は直接これには関係はないのだと思ひますが、手当の問題はどのにも起り得る問題だらうと思ふのでございませうか。自治体は一つの割合でいくことにした、国家公務員の方は電電と専売を理屈の中に含めておりませうけれども、国家公務員の中でも多種多様なことすよ、それを今度は個々にやるということの是非、あなたは、人事院の給与を担当する立場から見ると、標準報酬の位置づけはどうあつた方が望ましいとお考えにならませうか。

○内海政府委員 いろいろ申し上げればいろいろな考え方はございませうが、簡潔に申し上げますと、やはり現在の公的年金というものの一元化への大きな流れ、それから安定というふうなことを考えますと、国家公務員の場合、厚生年金に歩調を合わせていくということも、私はまあ納得せざるを得ない方向かと考えております。

○沢田委員 人事院総裁、明快な御答弁で、次の勧告のときにはきちつとそういうふうな勧告をしていただきたい、こういうふう願つて、次に行

きます。

職域年金なんです、これは、人事院総裁は関係ないというふうなきのうは答弁されたような気がしますが、そういうことですか。

○内海政府委員 法案作成自体には直接的な関係がございませぬので、法案そのものについては私どもは関与いたしません、法案に至るまでのいろいろな、職域年金というものを設けてほしい、あるいはそういうものがぜひ必要である、これは国家公務員の人事管理という側面から、あるいは公務員制度の側面からぜひほしいという意味合いでの要望はいたしてきております。したがって、それが実現したことを私どもはやはり非常に納得しておるところであります。

○沢田委員 ぼろぼろ言つておるものから、さつきも聞き間違へをしたようでありませうが、今度の自治体がつた措置と同じ方向で勧告してほしい、こういうふうな意味で私は申し述べたつもりです。厚生年金並みというふうなことをあなたも言われておつたようですが、その点、私が聞き違へていたら、あなたの考えは間違つておる、こういうことを言つておきます。ぼろぼろ言つたからちよつと聞き漏らした感があつたようでありませう。地方自治体がつたならば、国家公務員も標準報酬は一律比率でとりあえず適用していただいて、そして一本化のときに一つの方向で処置する、こういうことを大蔵大臣、ひとつ要請しておきます。自分の意に反する、反しないは別です、とにかくこの制度はそういう措置をとつてほしい、こういうこととてあります。

続いて、職域年金の方は、二百萬の年金で、大蔵大臣、幾らになると思ひますか。月に大体幾らになりますか。

○竹下国務大臣 二十萬円として、八%ですから一万六千円、こういうこととてあります。

○沢田委員 この前にも言ひましたが、連合審査の中ですら余り細部には触れませぬけれども、私の結論を言へば、最低三割はあつていいのではないのか。三十年、四十年、その勤務の間身を引き

締め、いろいろな公務員法に縛られて生活をして  
いった代償として得るのには、若干今のままで  
少な過ぎる。答弁はいいいです、恐らく食い違  
うだろうと思ひますから、また簡単に私の言つた  
おりにしますとも(こ)では言えないでしょう  
ら。とにかくそういう強い要望があつたという  
とをひとつ頭の中に入れておいていただきたい。  
次に、国家公務員災害補償法それから労働者災  
害補償法、それから地方公務員にも災害補償法が  
ありますし、恩給のいわゆる災害基準もある。こ  
れは労働大臣ですか、労働基準局長が来ていま  
す、これをとにかく統一する必要があるというこ  
とを今言いたいわけです。国家公務員の方の災害  
補償法、それから恩給という等級、同時にまた労  
災という等級が皆まぢまぢなんです。皆まぢま  
ぢであつたのでは、同じ三等級で免税になる人も  
れば課税される人もある、あるいはひざから上  
の入る場合もあればひざから下切断も入る場合も  
あるしということ、極めてまぢまぢなんです。と  
にかくこの統一化に向けて対応していただきた  
い。どこの省が担当するかわかりませんが、恩給  
法という災害、それから国家公務員災害、労災、こ  
ういふものについて御検討いただきたいと思ひ  
ますが、ひとつ一括してどこの大臣が責任を持  
つて御答弁をいただきたいと思ひます。

以上で私の質問を終わります。  
○小粥(警)政府委員 お答えします。  
いわゆる災害補償関係の法律に基づく障害等級  
のずれがある点については、今後ないように努力  
してまいりたいと思つております。

○沢田委員 事務当局の答弁では困つてしまふん  
で、やはり政府の答弁としてもらいたいのです。  
今の答弁どおりですなら今の答弁どおりですとい  
うことで、大蔵大臣、厚生大臣が責任を持って答  
えてください。

○竹下國務大臣 基本的に年金では合わせました  
が、ただいまの労働省のお答えがありました分に  
つきましては、労働省のお答えの線で我々も協力  
していく。担当でないものですから、大体その辺

が答弁の限界かな、こんな感じでございます。  
○沢田委員 了承したものでないということ  
念を押して、終わります。

○戸井田委員長 加藤万吉君。  
〔戸井田委員長退席、越智委員長着席〕  
○加藤(万)委員 門田審議官、きのうの国鉄共済  
の財政再建計画、やがて、この国会で審議中に出  
されると言われました。これに対する金、いわゆ  
る不足する財政調整額、おおむね今の国共済そ  
の他からの支援を四百五十億、プラス単年度で七  
百億ないし八百億、総額で約四千億、これは、先  
ほど運輸大臣がおっしゃいました二十一万五千人の  
体制に入る際にそれぞれに必要な退職年金額の不  
足額、こういうふうな理解してよろしゅうござい  
ますか。

○門田政府委員 国鉄の共済年金制度全体の収支  
の中で現に三共済から補てんを受けているそうい  
う額があるわけですが、なおかつ収支全体の中で  
それだけの不足が生ずる、こういう意味でござい  
ます。

○加藤(万)委員 国鉄全体の共済の収支の中でな  
おかつそれだけのものが生ずる、これは当然のこ  
とですが、二万人の希望退職あるいは四万一千人  
の配置がえの問題を含め、それに必要な退職年金  
額として総体として必要だ、こういう理解でいい  
ですね。いま一遍答弁してください。

○門田政府委員 国鉄の方が退職されていくとい  
う場合に、年金共済上そういうことになるという  
ことでございます。

○加藤(万)委員 運輸大臣、先ほど、鉄道公安官  
を警察に移行したい、身分移管をして吸収する、  
自治大臣は国家公安委員長でもありますから自治  
大臣にお聞きしますが、もしそういうお話があつ  
たときには、自治大臣としては引き受けるといひ  
ましようか、お話を十分承つていく、こういうお  
考えでございませうか。

○古屋國務大臣 鉄道公安官は、制度そのものは  
都道府県警察において引き継ぐということになつ  
ておりますので、人数全部取れるかどうかという

ような点については今後関係省との打ち合わせが  
必要でございます。また、そういう方たちの年金  
をどういふふうにするかということもいろいろ問  
題はございますが、私の方としては、鉄道治安を  
守るために必要な人員は確保したいということ  
で、今検討を進めておるところでございます。

○加藤(万)委員 大蔵大臣、三千人の人です  
ね、仮に年額五百万にしまして約五百億、私もう  
少しかかると思つたのですが、事業主負担がありま  
すから、したがって、仮に六十一年度から鉄道公安  
官の警察への身分移管ということが起きますと、  
当然予算上の措置がなされていかなければならぬ  
わけです。

さて、いま一つ、きょうは共済問題ですから共  
済問題に関連して言いますと、これだけの人が国  
鉄共済から地方共済に移るわけです。仮に六十一  
年度に身分移管がありまして、六十二年度にいろ  
いろな事情があつたりして死亡しないしは退職す  
る、こうなりますと、この年金の支払い窓口はど  
こになりますか。

○門田政府委員 地方公務員共済になられた後の  
話でございますから、これは地方共済組合という  
ことになります。

○加藤(万)委員 地方公務員共済が払うわけ  
です。例えば勤続四十年としまししょうか、地方共  
済に二年いた、その場合のその人の退職年金は地方  
共済の会計で払うのです。どうでしょう。先ほど  
門田審議官は退職時における国鉄共済年金の赤字  
が三千億から四千亿、大ざっぱにおっしゃいま  
した。身分移管をして三十八年分のこの共済年金の  
積立額に相当するものはこの債務額には入つてい  
ませんね、門田審議官の話を聞けばそれとおりに  
なるわけです。当分の間、国鉄共済は国鉄共済全  
体、仮に分割になろうと民営になろうと国鉄共済  
は一本でやる、こういうことが決まっています。  
しかし、その人の身分が地方共済に移つた場合に  
は、一体この間のお金はどが払うのでししょうか。  
仮にその人の勤続年数が四十年ありまして、二年  
間は地方共済、三十八年間は国鉄共済、こういう

た場合、共済を支払う窓口は地方共済の窓口です  
から、この積立金はないのです。先ほど我が党の  
沢田議員から、四千四百億の積み立て残があるか  
らそれを流用すれば二万人の分は利子を加えて足  
りるじゃないかという話がありましたけれども、こ  
れは少しこちにおきます。おいたにしても積  
立額もゼロです。一体このお金はどするの  
でししょうか。

○竹下國務大臣 積立金は移管をしなければなら  
ぬ、それを私どもがこれから検討しなければなら  
ぬのは、支給開始時に移管するのがあるいは身分  
が移つたときに移管するのか、それはこれからの  
検討課題であるというふうなところまでは私の念  
頭にございます。

○加藤(万)委員 農林大臣、農林共済年金が厚生  
年金から農林共済年金に移動しましたね。その際  
には、農林共済年金に移つた人は厚生年金の被保  
険者だったので、これは積立額はそのまま移  
動しましたね、どうですか、答弁してください。  
○佐藤國務大臣 加藤先生にお答えいたします。  
厚生年金から分離する際、昭和三十四年一月現  
在において農林漁業団体に勤務する者について  
は、昭和三十四年前の厚生年金からすべて農林年  
金の組合員期間とみなして年金額算定の基礎期間  
としております。したがって、農林漁業団体の職  
員が厚生年金に支払つた保険料相当額は農林年金  
に移管しております。

○加藤(万)委員 大蔵大臣、今お聞きのとおり  
です。身分を移管したときには厚生年金は金を払つ  
ているのです。大臣何ですか、給付時にやるかあ  
るいは身分移管時にやるかはこれから検討だ、こ  
ういふのです。筋が通らぬじやないですか。しか  
も、先ほど言いましたように三千億ないし四千億  
は退職時における退職年金の必要額、不足額です  
よ。プラスの身分移管に伴う国鉄年金の積立金の  
移動というものがこれに含まれなければならぬの  
ですよ。鉄道公安官三千人です。気象庁では、最  
近何か百人ほど引き取るという話です。これは国  
家公務員共済年金です。きょうの新聞では、後藤

た場合、共済を支払う窓口は地方共済の窓口です  
から、この積立金はないのです。先ほど我が党の  
沢田議員から、四千四百億の積み立て残があるか  
らそれを流用すれば二万人の分は利子を加えて足  
りるじゃないかという話がありましたけれども、こ  
れは少しこちにおきます。おいたにしても積  
立額もゼロです。一体このお金はどするの  
でししょうか。

田長官が各官庁それぞれ国鉄の人を無試験で採用しなさい、こうやっていますね。川崎の市長などは、地方自治団体でもこれを受け入れてもよろしい、いわば国鉄の救済策というものを、非常に手広く全体で、人の面では考えようとしているわけです。お金の面ではどうなるのですか。どこかの会合で山口労働大臣が大分言われたそうですけれども、地方団体はどうも国鉄の人員の引き取りについて非常に不熱心だ。不熱心じゃないのですよ。裏づけをする財政措置が何らなくして、地方団体が、そうですか、受け入れましようと言うわけにはまいらぬでしょう。私はまず第一に、昭和六十四年度までにおける国鉄の債務額が単年度で七億から八百億、通年で三千億から四千億、プラスの今言った分が含まれていかなければいけないと思うのです。それをいつ払うかは別ですよ。これは大臣、これからいろいろやりとりしましょう。

しかし、その分が含まれて昭和六十四年度までの国鉄共済の財政再建計画というものはつくれなければ、これはつじつまが合いませんよ。大蔵大臣、どう思いますか。

○門田政府委員 今御指摘をいただいていますのは積立金の問題でございます。先ほど御答弁申し上げましたように、単年度の収支という話と積立金の増減の話と若干次元は違うわけですが、もちろん積立金が減少しますと経理的にも困難を生じる問題でございます。

この問題は、先ほど大臣から答弁がありましたように、移しがえをしていく問題を今後のいろいろな問題を検討する関連で考えていかななくちやいかぬ、そういう性格のものだと思います。

○加藤(万)委員 門田さんはすばらしいベテランの筋の方だと私は思いますよ。ですから、私は最初に念を押したのです、このお金は退職年金に必要額ですか不足額ですか。そうですねという答えです。あなたほどの人ならば、身分移管が起きる際にこの積立金の移動というものは当然加味されていかなければならぬというところは考えられることじゃないですか。二十一万五千の体制に入るまで

にも、もう六十二年度に支払いが起きるかもしれぬのです。あるいは身分移管に伴って、仮に死亡したとすれば地方共済がその分の遺族年金を払わないわけにはいきませんよ。したがって、それは地方共済の窓口で払う。しかし、そのあとの分はどうしてくれるんだという答えが出てこなければ、この二万人、四万一千人をそれぞれの職場へ就職をあっせんしようとしても受け入れ先がちゅうちよするんじゃないでしょうか。どうでしょう大臣。

私はこれ以上この問題だけを詰めませんけれども、これはきのうの官房長官の答弁にありましたが、国鉄の共済の再建計画というものの中に当然含まれて検討され、この法案が審議をされる間に、一定の結論を、きのうの大原質問に対する答えに含めて私がお答えをいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○竹下國務大臣 積立金の移管の問題は、確かに身分移管のときに持っていくか、あるいはそれが発生したときに、四十年なら二対三十八で案分するか、それはこれからの議論でございますが、今おっしゃいましたのは、国鉄共済の問題について大原さんに答弁をした、本院における審議中にお出ししますと言ったものの中に含めろ、こういうことでございます。検討はさせていただきますが、どこまで實際出るかということ、まだ会合をやっております。私も本当はこの辺までかなという勘ごろが全くないわけではございませんが、一人で突っ走る話でもないし、今の意見は十分検討させていただきます。

○加藤(万)委員 大臣、おっしゃる通りに、年齢はどのくらいの方が行くのか、あるいはどのくらいの勤続年数を持った人が行くのか、さまざま内容の違いから確定したお答えの数字は出ないとは私に思うのです。しかし、その問題の処理についてはこういう方向を持ちますよということぐらいいは、きのうの大原質問に対する答えとして出てくると思うのです、こういう方向で将来的には処理しますという方向性の問題は、四千億の中にプ

ラスアルファでこういう要素もありますよということを含めて、そのことを含めて将来的な展望はこうなりますよということではぜひ求めておきたいと思っておりますので、念のために申し添えておきたいと思っております。

さて問題は、それではと、昭和六十四年度までは、例えば具体的に持っている鉄道公安官だとか氣象庁への就職だとか転職だとかありますと出ておりますように年金一元化の問題ですね。先ほどの答弁にもありました農林年金あるいは私学年金が、厚生年金と、給付の面であるいは基礎年金の面で、基礎年金は共通のレベルが敷かれたわけですから、一元化の方向に向かい、そしてやがて掛金でも一元化の方向に向かう。どうですか、六十五年以降、国鉄問題もここに起きますが、同時に郵政、たばこでも、それぞれの共済でそれぞれ境界が来るわけですね。

さて、こうなるとまいますと、七十年の年金一元化という問題は、財政問題を含め、まさにいわゆる公的年金一元化の方向に行くんじゃないでしょうか。そうなりますと、結果的には厚生年金の財源をどうプールするかという問題にやがて応でも突き当たるのです。きのうの多賀谷質問で、今厚生年金の積立額約四十九兆円、やがて基礎年金の――私は厚生年金と国民年金の基礎年金の統一問題は、いわば厚生年金側から見れば国民年金側の財政調整。国民年金が御案内のように保険者と給付者とのバランスが、相当成熟度が高くなったわけですね。しかも、厚生年金の方の成熟度はきのうおっしゃいましたように一％前後です。から、これを合わせることで分母を多くし分子を相対的に少なくする。そこで、国民年金の財政を調整するという役割を果たしたと思うんですね。しかし、六十四年度以降になりまして、国鉄の共済に見られたような形がたばこや郵政の共済の關係で出てくることは明らかですね。だれしもが指摘しているわけですね。こうなると、給付と掛金の一元化と同時に、財政一元化という

方向をとらざるを得ないんじゃないでしょうか。どうですか、厚生大臣。

○増岡國務大臣 私どもは、今国民年金は財政状態がそう悪くなっておると思いませんので、基礎年金を導入いたしましたのは、全公的年金の一元化を図る要素をつくっておこうというわけでございます。

また、御質問の積立金の問題につきましては、これが今後各公的年金が統合されるのかあるいは財政調整で終わるのかという結論も出ておりませんので、今にわかには申し上げにくいと思っておりますけれども、しかし、御指摘の趣旨は、方向としてはそういう方向に行くべきものというふうに考えております。

○加藤(万)委員 厚生大臣、正直な答弁だと思っております。そういう方向に行かざるを得ないだろうという答弁は正直だと思っております。

農林大臣それから文部大臣、先ほど厚生年金との統合というのは当分考えていませんということ、首を縦に振っていませんでしたね、私どもの沢田さんの質問に対して、それは、報酬比例部分に対しての独自性の給付として残すということなんです。しかし、やがては財源まで含め、その報酬比例部分に対する給付額も給付の方法もできる限り厚生年金ベースに合わせて、今度の場合もそうすけれども、やがて財源も含めて一元化の方向というものを、厚生大臣がおっしゃいましたように、将来的には見定めなくてはなりません。そういう要素が多分にありますということなんです。

さて、そうなりますと、大蔵大臣が、国鉄共済の担当大臣としてではなくして、予算編成をされる。やがてはニューリーダーとして大変高い位置につかれるとも新聞に出ていらっしやる方ですが、その時期において、厚生年金財源にどのような各共済年金がかかわり合いを持つのか。三千万の厚生年金被保険者が、あのときにだまされたという印象を持ちながら、もし財源のプールがあるということになりますと大変ですね。

私は、昭和十七年から実は厚生年金に入っている一人です。私はこう思いましたよ、六十歳で厚生年金をもらえる、こう思いましたら、今度は六十五歳になってしまいました。率直に言って、何か私がつけていた期待感というものが裏切られたような感じですね。さらに、厚生年金は、きのう多賀谷議員が申し上げましたように、脱退一時金その他が多くて、結果的には積立額が非常に多くなつた。この間の年金を受給できない人もたくさん出てくる可能性もあるわけです。そういうものの結晶としての今の積立額なんですね。それに各共済年金やいわゆる年金統合という合理化、一元化という中で手がつけられていくわけです。そうなつてまいりますと、厚生年金の被保険者側からいけば、潜在的な負担、債務負担を今の時期に了承を与えろということになるのですよ。あるいは暗黙のうちにもその分まで了解を得ろということになる。これは大変なことですね。先ほどの国鉄職員の人、自分の身分が移管になり、同時にそれが共済間の組合員の移動になった場合にも、はじめをきっちりつけまないと、地方共済で受け入れた側がそんなはずではなかったということでは、これは大変なことになるのです。

同じように、七十年の年金統合の長い視点から見ますならば、このときに、いわゆる公的年金一元化という問題は、どういふけじめで給付と掛金と同時に財源の一元化に向かうかということに對する政府の基本的な方針があれば、国民の中には不信感が増大しますよ、年金に對する期待感あるいは財産権に對する侵害として、もっと言葉をつづめて言えば、政府に對する大不信任問題が起きてくるのじゃないでしょうか。

私は、実は総理がいらっしゃったときにこの面だけはしかとお聞きしておきたかったです。しかし、少なくとも国の台所を預かる大蔵大臣ですから、この視点を抜きにしてこれからの一元化という問題を考えられずと大変なことになりますので、財政を扱う大蔵大臣としての見解をこの際求めておきたい、こう思います。

○竹下園務大臣 公的年金のいわゆる給付と負担のほは一元化ができる、そうすると、今度はいわば積立金の問題でござりますが、理屈から言えば、厚生年金といえども積み立て不足ということが言えると思います。いすれにしても、成熟すれば後世代への負担軽減ということになるわけでありませうから、したがって、そういう今御指摘なされた問題も十分念頭に置いて今後の検討課題ではなからうか、こういうふうにご考慮しております。

○加藤(万)委員 申し上げるまでもありませんが、大変重要な問題で、私はこの部分を隠へいしたまま、公的年金一元化の方向というものを単なる共済法案の審議あるいは一つの年金制度の審議に置きかえてはいけなと思うのです。そういうものを求めるとするならば、結果的にはありますけれども、基礎年金という制度をどうするかというところにおいて初めてコンセンサスが成り立つ、こう思うのです。三分の一の国庫負担じやなく、基礎年金部分は社会保障制度として国の財政の中で見ていきます、そういう基本方針の中に――あるいは税という問題にかかり合いを持つかもしれない。そういう中で、基礎年金部分を非常に拡大する中で他の部分に對する財政的な統合という問題が考えられていく、私はこう思うのです。そういうことなしに、先ほどの国鉄共済の破綻のように、次に起きるであろう財政破綻を積み立てされていく金の中でコントロールしてやろうという方向では、余りにも施策に欠ける、こう思いますので、改めて注意を喚起しておきたいと思ひます。

次に、スライドの停止問題について二、三お聞きをいたしたいと思ひます。今回の改正の主要な点は基礎年金の共通なルール、土俵をつくるということ、いま一つは、各共済年金それぞれできる限り厚生年金のシステムとしたい、それが標準する形をとりながら移行していこう、やがて報酬比例部分については厚生年金の計算ないしはそういう方法で一元化しよう

という方向にある、こう私は見ているわけですが、そのほか従来の一般方式を通常方式に変えた計算方式もというような視点その他もありませんけれども、大きく言えばその二つではなからうか、こう思つております。

そこで、厚生大臣、これは事務担当の方で結構ですが、厚生年金の年金額の改定は物価スライドによつて行いますね。五年ごとの計算期間におきましては、その物価スライドにそれぞれの賃金上昇、条件等加味して財政再計算を行う、こういうふうには私は理解しておりますが、間違ひございませぬでしょうか。

○吉原政府委員 原則として各年度物価スライドをするということになっておりまして、五年ごとには財政再計算をして五年間の国民生活あるいは賃金の水準の変動というのを見て水準の見直しをする、こういうことになっていくわけでございます。

○加藤(万)委員 年局長、五十九年に二%、それから六十年に四・三%、それぞれ年金額の引き上げがございましたね。これはどういう要素ですか。

○吉原政府委員 従来、各年度ごとの物価スライドといふのは五%以上物価が上がったときにそれにスライドをして年金額を上げる、こういうことになっておつたわけでございます。したがって、その原則から申し上げますと物価が五%上がらなかつたときは年金額は当然には上がらない、こういうことになっておつたわけでございます。五十九年度、それからその前の年もそうでございます。消費物価の上昇率は五%以下であつたわけでございます。したがって、法律上は物価スライドの必要性はないわけでございます。上は物価スライドの必要性はないわけでございます。すけれども、公務員の給与改定がございまして、それに見合つて共済なり恩給の金額が引き上げられたわけでございます。したがって、厚生年金、国民年金についても特例的にそれとバランスをとつた引き上げをした、こういうことでございます。

○加藤(万)委員 そうなんです。厚生年金もその他の事情によつて上げられたのです。物価だけではないということがこれで実証されました。さて厚生大臣、六十一年度恩給は引き上げられますか。今年度、人事院勧告が五・七四ですか、上がりましたね。恩給はどうですか。

○増岡園務大臣 恩給は所管外でございますので……。

○加藤(万)委員 六十年度も上げられたわけですから、恩給法の改正がない限り、従来どおりということでは恐らく人事院勧告に見合う年金額の改定は行われるというふうには私どもは見られるわけでありませぬ。

さて、こういう形で年金額の改定が行われるわけですが、六十一年の四月一日からは共済年金は御案内のように一般方式を全部通常方式に計算方式を変えて、その額に至るまでの間は、その間はスライドを停止する、こういうことでもあります。

私の計算に間違いはないと思ひますが、昭和五十九年度を起点といたしまして昭和五十九年度までの賃金のアップ分は、五十九年度を一〇〇にいたしましたと五十九年は一七・七、物価は五十九年度を一〇〇にすると一五・一です。すなわちその差は二六%あります。もし年金のスライドが物価のみによつて、その物価スライド分だけが上昇して通常方式が漸次年金額が上がつて一般方式に到達するにはどれだけかかるか。三十年の動続で三十五万円の人、これは自治省の資料では七・七%の差があります。さらに三十年動続した人で四十万円の本俸の人、自治省の計算では一・二四%。私は五十九年度をとりましたから、五十九年度をとりますと、その差は八・九%、三十年で四十万円の本給の人は一三・四七%。いわゆる一般方式から通常方式に変えた場合にはそれだけの差があります。すなわち一三・四七%物価が上がらなかつたその人はその間は年金の上昇がストップ、停滞するわけですね。足踏みをするわけですね。仮に物価が二%ずつ上がりますと、今言いました四十万円の人、六十年間そのまま停止です。仮に三十五万円の人です

と、私の計算では八・九%ですから約四年半このスライドによる停止が行われる、こういうことになるわけですね。この計算の仕方、物価の上昇によるスライドでこの年金額に到達するといふこの計算の仕方は間違いないと思いませんか。

○門田政府委員 今回の共済制度の改正一般に通ずるお話でございます。そういう御趣旨だと思っております。

○加藤(万)委員 各大臣、お聞きのとおりです。さて、問題はここです。これは物価だけです。先ほど言いましたようにその他の事情によって厚生年金は二%ないし四・三%上げました。五年ごとの再計算期にはこの賃金部分も含まれて共済年金の改定額が出る、いわゆる通年方式による改定額が出る。こうなりますと、物価の上昇とその改定の分が含まれてきますから、私は四年半とか六年と言いましたけれども、その部分は縮まりますね。短縮されますか。いかがでしょうか。

○門田政府委員 通年方式に裁定がえしました後、通常は物価スライドでございますが、お話しのように再評価といいますが、そういった賃金スライドの問題がございましてその期間が縮まると考えていいと思っております。

○加藤(万)委員 大蔵大臣、これは国公共済それから地共済全部共通のことですから。今言いましたように、物価だけではないのです。賃金の上昇その他の社会情勢によって五年ごとの再計算時期には改定されるのです。ですから物価が私がいましたように二十%差があるから、いや、これは十年間も年金はスライド停止だということではないのです。この辺は政府側の宣伝も悪いのです。みんなそう思っています。思っていない人は、人事院勧告があったんだからおれは年金改定になるんだ、こう思っています。そこで、今お聞きのとおり、五年ごとの再計算期には物価と賃

金とあわせてそれぞれが算定をされて、年金額の改定になります。こういうことになるのです。

○加藤(万)委員 今度の共済年金、私は地共済しか見ておりませんから、地共済の法文「年金額の改定」、これは公務員部長にお尋ねするところですが、私が読んだ方が早いのでお尋ねしますが、第一条の二に「この法律による年金である給付の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に著しい変動が生じた場合に、速やかに改定の措置が講じられなければならない。」こうなっています。

○門田政府委員 この条文の解釈をいたしましては、私も条文を広く解釈しております。賃金を含んで解釈いたしております。

○加藤(万)委員 どこに賃金を含んでいると書いてあるの、これ。だめですよ、そんなの。厚生年金と同じような給付水準に直そうというのでしょ。厚生年金の改定の段階で御案内のようにここに「賃金」という文字が入ったのでしょ、修正で。あれからもう何カ月たっているのですか。先国会ですよ。提起をされる新しい法案には、当然、物価水準と賃金、そしてその他の事情と入るべきじゃないですか。入ってもおかしくないでしょう。今までの経過からすると見れば、どうですか。総括した答弁をしてください。

○門田政府委員 ちょっとその間の事情だけお話ししたいと思いますが、私どもの改正法案を国会に提出いたしました後におきましてそういう修正が入りましたものから、そこまで手当てができていない、こういう事情がございまして。

○加藤(万)委員 それでは、国家公務員の共済法第一条のところは私ばかりと読んでいませんから言いませんが、大蔵大臣どうですか。もし野党側から、あるいは本委員会が話があれば、もつともである、厚生年金と同じような一元化の方向に持っていくならば厚生年金と同様に改定されるべきだ、このようにお思いになりますか、お答えをいただきたいと思っております。

○竹下國務大臣 この国家公務員共済組合法も、第一条の二で「この法律による年金である給付の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に著しい変動が生じた場合には、速やかに改定の措置が講じられなければならない。」すなわち、我々が政策改定と、こう呼んでおりました、その政策改定というものがあれば、スライドの追いつく期間も今おっしゃいましたとおり短縮される、こういうことでありますが、今おっしゃいますのは、私の方は、この「国民の生活水準」というものは、賃金水準の動向等は当然読める、こう言っているわけですね。

○加藤(万)委員 各大臣お見えですが、各年金恐らく同じ条文だと思っております。これはやがてこれからどういふ話になりますか、大蔵大臣も、与野党間で話のある一つの材料かなというお話でございまして。私は突っ込んで、それならば、そうあるべきかなぐらうまで答えていただきたいと思っております。やがてこの問題が出たときには、そうかなというのを、そうしなければならぬという方向に改定していただきたいと思っております。

○加藤(万)委員 私の言っている方が妥当性があるという御意見でした。大変御理解が深くてうれ

う一遍あなたに聞きます。

○竹下國務大臣 問題意識はあると私申したわけでございますが、やはり与野党間の話し合いの中に政府が予見を持って申し上げるというの、国権の最高機関に対してはむしろ非礼ではないかな、こんな感じでございます。

○加藤(万)委員 それでは、各大臣とも篤とひとつお聞きとめを願いたいと思っております。特に、私は地方行政ですから、自治大臣、今の点はぜひひとつ。私は無理な要求をしているとは思いません。それから、この計算の方式を明らかにすればするほど、これを入れることによって、スライド部分に対して非常な不安感を持っている人々の一つの窓口になりますよ。きっかけになりますよ。与野党間の話も当然あることでは、さうから、ひとつ受け付けて、閣議なりあるいはその他の段階では強力に私どもの意見に対して御同調を願いたい、こう思います。

さて、先ほど職域年金の問題が出まして、大蔵大臣がおっしゃいましたように、まあわずかな金ではないかというお話、我が党の沢田さんからは三割ぐらゐがというお話等もありました。

厚生大臣、この職域年金部分というのは、私は、年金制度としてこれを懲戒の対象にするというのはまさに制度上間違いだと思っております。しかし、この議論はもう少し細かいところでやります。

職域年金部分は報酬比例部分の二割をとったというの、大体厚生年金における七・五に対する二割。一方でいえば企業年金ですね。厚生年金基金、大体三割が最低ですから、それに見合うものとして実は職域年金部分が設定をされた、そういう説明の方が納得しやすいのです。どうでしょうか。そう思いませんか。

○増岡國務大臣 官民格差を是正するという意味合いからいいますと、あるいは先生の御指摘のような言ひの方が納得しやすいのではないかと思

○加藤(万)委員 私の言っている方が妥当性があるという御意見でした。大変御理解が深くてうれ

第一類第五号(附属の一) 大蔵委員会地方行政委員会文教委員会農林水産委員会社会労働委員会運輸委員会連合審査会議録第一号 昭和六十年十一月二十日 一一



そうじやなくて、今までのような同じようなシステムで、使用者として義務教育費国庫負担法に基づき国が負担している分は、三分の一の基礎年金に対する国庫負担分としても国は見ます、こういうふうになると思っています。従来の方式と時点はいろいろ違いますよ。一五・八五とか三分の一、今までは六十歳以上で年金受給者全体に対する一五・八五でしたが、今度は六十五歳以上になりますから、そういう時点は違いますけれども、二分の一の国庫負担を行っているものとしての国の負担はそのまま続けます、私は当然そうあるべきだと思いますが、改めて大臣の御意見を聞きたいと思

○松永国務大臣 現在御審議いただいている法案においては、基礎年金拠出金を含めて、長期給付に要する費用について都道府県が負担する経費の二分の一を国の方で負担するということになっています。

○加藤(万)委員 その制度は新制度になっても当然そのまま続くわけですね。今、「現在」とおっしゃいましたが、新制度になりましても同じことを続けるのですか。改めて聞きます。

○松永国務大臣 現在御審議を願っておる法案においてそういうふうにはいたしていません。

○加藤(万)委員 わかりました。そうあってほしいと思うのです。この六十五歳以上、基礎年金部分のことについては、我が党はいろいろ意見を持っています。しかし、制度としては、学校教職員に対する、国が二分の一の国庫負担をしているというものに対してはそのまま続けます、いわゆる制度としてはそのままの形で新制度でも持ち込んでいきます、こういうことですから、ぜひ続けてほしいと思う。

大臣、なぜ私はこれを御質問したかといいますが、先々国会でしようか、例の一括法案が出ましたときに、学校の教材費が交付金制度に変わりましたね。いわゆる国の負担分を地方団体に変わったのです。その以前に、予算の詰め段階で、共済年金の国の負担分を地方で負担してはどうかという

話があったという話を実は聞いています。あるいは学校教職員、特に職員あるいは養護士、さらには不交付団体の教員に対する国庫負担分の一〇〇程度を地方団体が持たないかというような話があった等々の話を実は聞いておりました。そこで、大臣がいらした委員会でありましたけれども、例の特別委員会でも、そういうことはございませぬかと。話はありませんけれども、今はそういうことは考えていませんという御答弁をその当時はいただいたのです。

今度の制度によりまして、本来大蔵省がねらっておった一五・八五の国庫負担分、当初、六十一年度は同じような負担額になるかもしれませんが、やがてだんだん減っていきます。改めて申し上げませぬけれども、国庫負担分が年を追うごとに小さくなっていくことは間違いない。自治省の資料でも、地方公務員共済に対する国の負担分がこういう形で変化しますよというので、やがては半分以上になるという数字までいっていただいております。そういうことがありますがゆえに、この制度はいじらないでほしい、いじっては困りますよ。同時に、松永文部大臣からおっしゃったように、ぜひそうしてほしい、そういう形でなければならぬ、こう改めてお尋ねし、確認をしたところなんです。

さて、そこでどうでしょう、今地方団体が持っているわけですね、国庫負担に相当する分を。公営企業は公営企業会計で公経済負担しているのです。きのうの大原質問から延びるわけですが、そもそも基礎年金制度というのは、公的年金制度として樹立されるものであります。今まで地共済がありまして、国共済がありました。その定額部分ですべて国民年金の基礎年金部分に移管されたわけですね。いわばこの部分に対しては制度としては全然別なものになったわけですね。別のものになります、厚生年金につきましても国民年金につきましてもその三分の一は国の税金で負担しよう、こうなったわけですね。地方自治体は自治

体が負担するのですよ。公営企業は公営企業会計から出すのですよ。私は国鉄の共済が破綻をした一つの原因はそこにあつたと思うのですよ。国鉄でも電報でもそうですが、本来国が負担をすべきものを、厚生年金でも国庫負担がついてはおりませんが、公経済負担で全部企業が負担してしましたね。これはまあいいでしょう、国鉄とかは公営企業共済組合事業、単独のシステムですから。今度はやがて基礎年金を中心として、日本の年金制度が大きく変化するので、国の負担は、その被保険者に対してはまあなく及ぼされるべきであります。にもかかわらず、今度の場合は、公経済の部分は同じく公営企業で負担をしない、地方団体は地方団体でその分は持ちなさい、これでは筋が通らぬのではないですか。私は年金制度の基本的なあり方がどうだという方向を示す大きな視点だと思っております。

そうか、そういう基礎年金を中心にした日本の新しい年金制度ができるのか。その間に高齢化社会を迎え、産業構造の変化を迎えて、いわゆる現役労働者が少なくなるのですから、財政的には人頭割が難しくなる、やがてはそれが税によるか何かによって国庫負担が拡大する、そういう方向に行くということが国民の目の前に明らかになって初めてこの基礎年金制度を中心とした年金改革に合意が得られるのですよ。その一番のポイントは、これが国庫負担をどの分野まで及ぼすかということ、これだと思っております。公営企業についてはどうして国の負担を公営企業会計から出さなければならぬのですか、御答弁をいただきたいと思っております。

○花園政府委員 今回の制度改正によりまして地方公務員にも基礎年金制度が導入されることになったわけですが、御指摘のように従前共済年金一本であった時代にも、地方団体の負担には、雇用者としての負担部分とそれから公経済の主体としての負担部分があつたわけですが、この公経済の負担部分につきましても、厚生年金の場合に国庫が負担する、地方公務員につ

きましては共済制度の発足時に地方団体が負担することになったわけですが、この際公営企業につきましても国の経営する企業関係職員と同じような扱いをするということで公営企業会計の負担となったわけですが、したがって、今後この改正が行われましたときに、この新制度発足後の公営企業職員の取り扱いにつきましても、こういった経緯を踏まえて、また、国の四現業の取り扱いの問題もございまして、こういった点も検討しなければなりません。これらもあわせて新しい制度とその発足の意義というものを考えながら検討していかなければならぬ、というふうにご検討いただいております。

○加藤(万)委員 運輸大臣、国鉄もやがて民営になりますね、いつの年度になるかわかりませんが、電報、専売は、民間会社ですね。いつかは厚生年金になりませんか。その場合には、国鉄は公経済負担じゃないのですよ。基礎年金の三分の一は国庫負担ですよ。そうでしょう。今公経済負担をしている会社が昭和六十二年度は民営になるのです。私は、先ほど言いましたように、国鉄共済を一本でやると言うものから、ああなるほど国鉄は随分金が余っているんだな、民間に持ってくればその分だけ国庫負担が入るの、こう思いましたよ。運輸大臣、どうですか、私の見解は間違いないでしょう。いつか民間になった場合に、共済に残るか厚生年金に移るか。まさか国家公務員共済に移るわけにはいかないでしょう。その場合には国庫負担が三分の一の、一つのことですよ。そうでしょう。

○櫻橋(泰)政府委員 先生御指摘のように、国鉄が民営になりますけれども、民営になりました後は一般の民間並みで、公経済負担については国鉄の会社の負担にならない、かように考えております。

○加藤(万)委員 大蔵大臣、矛盾はありませんか。大変な矛盾なんですよ。先ほど自治省の方が、四現業もそうだから地方公営企業も合わせましたと

いみじくもおっしゃいましたよ。私は、本当言うと、過渡的にはあるかもしれぬと思つて居るのですよ。しかし、やがては公営企業あるいは地方団体も含めてこの制度から外れるのです。基礎年金部分というものは全部外れたのです。公務員共済の中に取込んだのじゃないのです。これはこつちへ出して、特別勘定にするかどうか別にしまして——私は基礎年金部分は特別勘定にした方がいいと思つて居るのですけれども、そこに国庫の金が入ってくるのです。厚生年金も国民年金も国庫の金が入るにもかかわらず、地方団体が一緒に負担を出すのです。その中にある公営企業は出すのですよ。

そう言いましたら、ある人が、加藤君、公営企業は税金を払つてない、こつち言うのです。しかも、いわゆる公営企業、公の企業だ。それじゃ日銀どうですか。道路公団どうですか。全部厚生年金の国庫負担分は受けて居るわけでしょう。それじゃこの国庫負担のあり方はどこから見ても合はぬです。

公営企業、地方団体も含めて本来あるべき基礎年金を中心とした日本の新しい社会保障年金制度というものを確立されるならば、その方向に向かつて一歩進めるべきです。当面は今までの経過があります。そのための財政もこんな大変です。しかし、昭和六十五年を越えた後なんかは国鉄も共済がバンクをする、その他のことを含めていくと、基礎年金の中に国家財政というものをどのように投入するか、同時に、私どもが言つていくかという問題を含めて検討しなければならぬ問題です。

今のことを、今も矛盾があるからその辺はどう解決されるのかということ、さらに将来に向かつてはそういう年金制度のあり方というものを国民の目の前に示す方向性を出して初めてこの共済年金四法案が、全体としてなるほど日本の年金制度はこういう形で一段ロケットを放射し、二段ロケットを放射し、線路の上に積み残された大石

の国鉄共済というものを取り除いて、やがて向こう方には、大蔵大臣のお国の方じゃございませぬけれども、トンネルの向こうには白い雪が見えるということになるのです。

そこで、当面の措置はどう考えられるか。そして、将来的にそういう年金制度のあり方という問題についてどうお考えになりますか。この将来的な問題については、本来ならば総理のお答えでしようけれども、担当大臣としては厚生大臣でしようから、厚生大臣からお聞きしたいと思つて居ります。

○竹下國務大臣 私からお答えします問題は、今御指摘がありましたように、既にたばこ、N T T は民営化されて居ります。日本国有鉄道は今の状態である限りにおいては今のままでありますが、将来民営等になりました場合は、電電、専売を扱ったときと同じような措置ということになるのでございませぬ。

それから、今おっしゃいましたことで私なりに感じましたのは、私もかつてそういう考え方に立つたことがありますのは、年金一元化の一つのビジョンが先にあつて、それに向かつて一歩一歩進んでいく。ところがこれほど歴史的な生い立ちが違ひますと、結局は、七十年ということはございませぬけれども、まずは親戚同士から、そして次には給付の一元化、負担の一元化という中で今のようないろいろな問題点が指摘されてくる、それらを整理しながらたどり着くというふうな手法を今とつておるわけでありませぬ。したがつて、おっしゃる議論は私なりに理解をいたしますが、現在のところ、郵政なんかもちやんとあれで私つていただいておるわけではございませぬので、地方団体の公営企業部門はそれに倣つていらつしやるといふふうには私は理解をいたしておりますが、問題の御指摘なさつて居ることは私なりに理解しております。

ただ、日本銀行は株式会社には違ひないのであります。納付金等はちゃんとしようたいをしておるといふことだから必ずしも日本銀行が例にな

るかどうかは別といたしまして、租税権の問題もございませぬし、にわかには、出発時点でこれを交えようという考えは残念ながらとつておりませぬ。

○増岡國務大臣 この問題は、従来からのそれぞれの年金制度の歴史、経緯から生じておる問題でありまして、地方公共団体等が国に準ずるものとして負担をしておられるわけでありませぬ。先生の御意見も傾聴に値する面がありますので承つておきますけれども、どうしてもそこまでやらなければならぬかどうかということについては、今後の研究課題にさせていただきますと思ひます。

○加藤(万)委員 終わります。  
午後一時二十分から再開することとし、この際、休憩いたします。  
午後零時三十分休憩

午後一時三十分開議  
休憩前に引き続き会議を開きます。

○越智委員長 質疑を続行いたします。村山富市君。  
○村山(富)委員 さのうからさきよにかけたの質疑の中で、問題点やら矛盾やらいろいろ露呈をしておるわけですが、私は今国民年金、厚生年金を主体にした「わかりやすい年金」という本をつくつて居るわけですが、その本をつくる過程でいろいろ検討した結果、これは「わかりやすい年金」といふよりも「わかりにくい年金」という題名をつけた方がいいのではないかとこのうふに思つたらくらいに、日本の年金はわかりにくいのです。入つて居る被保険者が、自分の年金が幾らになるかという計算ができない。こういう年金の制度といふものは改めるべきではないか、それでわかりやすい年金にするということが大事ではないかといふように思ひますから、このことを冒頭に申し上げておきたいと思つて居ります。

そこで、時間もございませぬから質問に入りませぬけれども、余計なことは言はずにできるだけか

いつまで要点だけ申し上げますので、そういう意味で御答弁をいただきたいと思つて居ります。一つは、きょうも質問ございましたけれども、恩給と共済の関係についてお尋ねしたいと思つて居りますが、恩給は、先ほど話がありましたように、今度の改正案とは全然関係がないわけですから、共済年金、厚生年金等だけが改正されるわけですね。

そこで具体的に申し上げますと、恩給だけをもつて居る方は関係なしにスライドするわけですね。仮に今、既裁定年金で共済年金をもらつて居る人の例を申し上げますと、例えば恩給期間が三十九年ある、共済の期間が一年間ある、四十年間でもつて共済年金をもらつて居る、これは極端な例ですが、こういう人の場合には、三十九年間入つておつた恩給期間のスライドは全然ないのです。スライドされないわけですね。わずか一年か二年共済年金にかかつて居るだけでスライドされない。これはやはり均衡を欠くのではないかとこのうふに思ひますから、この点はいかがでしょうか。

○門田政府委員 御指摘のように、一たん共済年金制度の方に入つた方につきましては、あくまで共済年金の受給者ということで取り扱ひをいたしておるわけでございます。先ほど来御議論ございましたように、所得の高い人で一般方式の人を今回通年方式に裁定がえしました場合にも、その水準に達しました後はもちろんスライドはあつたわけでございますが、恩給との間でいろいろ相違があるといふことは事実でございます。

○村山(富)委員 これは、私はそう議論する必要はないと思つて居ります。今申しましたように、恩給だけをもつて居る人はスライドして行く。共済期間だけで年金をもらつて居る人、この人は、また後で若干申し上げますけれども、まあともかくとして、これは一般方式と通年方式とありますから、一般方式で計算されておるものが今度の改正で計算をされて差が出れば、その差がなくなるまでスライドをとめる。そうでなくて、恩給と共



しよう。

○竹下国務大臣 要するに、国民ひとしくと申しますか、公平感、平等感の中で基礎年金部分にすべてを集中した、こういう思想からであります。

○村山(憲)委員 基礎年金部分に集中するという物の考え方からこういう扱いをしたのなら、既裁定年金者に対する国庫負担と特別支給に対する国庫負担と分けた理由は一体どこにあるのですか。

○吉原政府委員 基礎年金は先生御案内のとおり六十五歳から支給されるわけでありまして、基礎年金部分に集中することは六十五歳以降の基礎年金の三分の一に国庫負担を集中するというところでございまして、六十歳から六十五歳までの特別支給というのは、基礎年金相当部分というのが年齢的に六十歳から六十四歳までの年金でございまして、国庫負担の対象にはしない、あくまでも六十五歳以降の基礎年金相当部分についての三分の一の国庫負担に集中した、こういうこととでございまして。

○村山(憲)委員 いや、その内容はわかっているのですよ。だけれども、物の考え方として、大蔵大臣は基礎年金に国庫負担を集中するという考え方からこうなりました、こう言うのですね。それじゃ既裁定年金者と特別支給の者と区別をした理由はどこにあるのですか。既裁定年金者は、従来計算でもって定額部分と報酬比例部分と合して年金をもらっておるわけでしょう。特別支給も定額部分と報酬比例部分とを合して年金をもらうわけでしょう。これは同じです。既裁定年金者の場合には基礎年金相当部分の三分の一負担をして、特別支給の者については、同じ計算をして同じ扱いをするにかかわらず国庫負担がないのは一体なぜか、こう聞いているわけですよ。これは政策的な問題だから、やはり大臣から答えてもらった方がいいんじゃないですか。

○吉原政府委員 先生の御疑問にお答えする意味で先ほど申し上げたのですが、あくまでも今度の新しい制度における国庫負担というのは、六十五歳以降の年金に国庫負担を集中する、その六十五

歳以降の年金でも全部ではなしに基礎年金部分、国民年金が基礎年金になるわけでございますが、その国民年金相当の基礎年金部分に集中をしたというところでございまして、その既裁定年金と六十五歳、六十四歳の年金というのは本質的に、本質的というところあるいはちよつと語弊があるかもしれませんが、六十五歳以前にもらう年金と六十五歳以降にもらう年金というのはやはり区別して考えるというのが私どもの新しい制度における考え方でございます。

○村山(憲)委員 計算をしようとするればできぬことではないわけですね。それは既裁定年金者も基礎年金に相当する部分というのは出るわけですね。特別支給の部分についても基礎年金に相当する部分というのは出るわけですからね。ですから、扱い方としては一応区切りをつけて、従来のものと改正後のものと扱い方を変えろという意味でそういう扱い方をしたのじゃないかと僕は思うのですよ。思うけれども、流れとしてはやはり問題があるのではないかとどう思うに思いますが、この点もひとつ十分検討をしてくださいます。これは時間がないから詰められぬわけですね。

○吉原政府委員 五万円といいますが、今おっしゃいましたように五十九年度価格でございまして、五十九年度の物価上昇率と六十年の十二月まで、ことしの十二月までの物価上昇率を五万円に掛けました金額、これはどれくらい物価上昇率になるかまだわかりませんが、三〇%程度になる

うかと思いますが、その程度を五万円に掛けた金額が六十年四月以降の基礎年金の額になる、こういうこととでございまして。

○村山(憲)委員 これは六十年四月から発効するわけでしょう。それなのに自分の掛金が何ぼぐらいになるのか、もらう年金が何ぼになるのか、こんなことが皆目わからないようなことでは、なかなか審議のしようがないと私は思うのです。五十九年度価格で計算をした額ですね、今話がありましたように、そうすると五十九年四月一日から六十年三月三十一日まで、これは一つの期間ですね。そうでしょう。そして六十年四月一日から六十年十二月三十一日までを一つの区切りにする、これを基礎にして六十年四月から発効する、計算としてはこういうわけでしょう。そうすると五十九年四月一日から六十年三月三十一日までではわかりませんか。これはもうこれでまよひは質問しませんが、政令、省令事項というのが全然明らかになされておらぬわけですよ。きょうの午前中の質問でも、これから検討しますという問題が大変あるわけですね。そういう検討しますという問題があったら、この法案をいろいろ審議するのにまだ不明な点がたくさんあつたりすると、これは本当を言いますと審議になりませんよ。まして六十年四月から国民年金、厚生年金は施行するわけですから、自分の掛金が何ぼぐらいになるのか、もらう年金がどれだけの計算になるのか。本来ならば、今申しましたように五十九年四月一日から六十年三月三十一日までぐらいのものはわかるはずですから、したがって、これから先のものはどの程度のプラスアルファになりますかというようにことまで若干示して、そして議論をしていくというふうなことになるかと私は問題があると思っておりますから、この点はひとつ問題点を指摘しておきます。

○村山(憲)委員 これは返す方法はいろいろそれぞれ共済で違うと思うのですが、厚生年金

論されておりましたように、四月一日から制度が変わるわけですから、私は、この際やはりけじめをつけるべきではないか、こういうふうな思ふのです。このカット分に対する扱い方について、大蔵大臣の見解を聞いておきたいと思ふのです。

○竹下国務大臣 基本的にできるだけ速やかに繰り入れに着手しなくてはならぬという考え方はございまして、この問題はやはり財政状況等を勘案する必要がありますので、今日の時点で明らかにするということではできない。一方、国の財政改革をさらに一層強力に推進するということがございまして、したがって、積立金運用収入の減額分を含む年金国庫負担の減額分の可能な限り速やかな繰り入れに着手するという基本線以上に今日お答えができないということとであります。

○村山(憲)委員 ちよつと確認しておきますけれども、厚生年金の三分の一カット分のこれまでの累計はどのくらいなつていますか。それから、これは共済もあるわけですから、国公の場合ほどの程度か、地方共済の場合ほどの程度か、今までのカット分の累積額を示してもらいたいと思ふのです。

○長尾政府委員 厚生年金の行革関連特例法に基づく繰り延べ状況を御説明申し上げます。昭和五十七年度から昭和六十年までの減額分の累計額は九千四百七十億円でございます。これにつきまして、一定の前提を置きまして資金運用部に預託した場合に得られるであろう運用収入相当分を試算いたしますと、それが千三百五億円に なりますので、元利合計といたしまして一兆七千七百七十五億円というふうな考えております。

○中島(忠)政府委員 地方公務員共済の場合ですが、五十七年度から六十年まで利子を入れました二千二百億円でございます。

○門田政府委員 国共済の方でございますが、累計で三百七十八億円、利子を入れますと四百二十億円でございます。

○村山(憲)委員 これは返す方法はいろいろそれぞれ共済で違うと思うのですが、厚生年金

の場合には、これはさつき答弁がありましたように、速やかに利子をつけて返します。それから共済の場合には、それぞれの共済、地方公務員の場合には地方公務員共済組合連合会に返すということになるのでしようね。これは間違いありませんか。どうですか。

○中島(忠)政府委員 それぞれの共済組合に返すというところでございます。

○村山(憲)委員 そこで、これは残念ながら毎回質問しても答弁が同じなんです。これでは僕はおかしいと思うのです。五十七年から五十九年までの三方年間の特例法をつくったときはもつと歯切れのいい答弁をしたのです、絶対心配要りません。特例法が経過後速やかに利子をつけて返します、こう言ったのです。その次の答弁は、国の財政事情を勘案しというのがついたのです。そしてだんだんだんだん歯切れが悪くなっていく。だけれども、私は、ずっと経過がそのまま続いていくのならばともかくとして、しかし、制度が変わるのですから、いずれにしてもここで一遍けじめをつけて、その後の扱いについて検討するといふぐらゐのことはすべきではないか。そうでなければ、一体厚生年金の財政がどうなっていくのか、共済年金の積立金がどうなっていくのか、そんなことがわからずこの改正法案の審議ができませんか。そのけじめは明確にしなければいかぬですよ。

○竹下(国務)大臣 今までも何度かお答えしてきましたが、制度が改正になる、この法律は別にいたしましたが、先国会、先々国会ですか、厚年、国年やらしていただいて、その際、制度が変わるといふのは一つの切れ目だという認識は私ももっています。しかし一方、財政事情を勘案しなければなりませんから、六十一年はともじやないがこゝとしよりもっと厳しくなるだろうという前提の上に出すべきものだというふうにお考えしております。

○村山(憲)委員 予算編成の過程において結論を出すべきものだという答弁です。ただ、考え方を示して、これはもうあなたの前回の私の質問に對する答弁も、一年間の延長にしたということ、制度が変わるといふことを前提に踏まえて、いろいろ意見はあつたけれども一年間ということにしたのだ、こういう答弁がありました。ですから、やはり一年間を区切りにする。考え方を示して、この区切りをめぐりに当然一遍返済をして、そして次の扱い方についてはなお検討していくということならわかりますよ。そういう考え方がありますか、ありませんか。

○竹下(国務)大臣 あの際お答えしたのは、私も覚えておりますが、制度が変わるのだから、やはり一つの切れ目であるという問題意識は僕もありません。したがって、これから予算編成の過程を通じながら、予算編成といつても常識的に申しますならば十二月末ということになりますから、それまでの間に答えを出さなければいかぬという考え方はございます。

○村山(憲)委員 時間が参りましたからこれでやめますけれども、これは共済の場合も厚年の場合も同じですが、やはり積立金というものは被保険者のものから、そうでしょう、それを借りているわけですから、のんべんだらりといふ返すかわからぬようなことでこれは済まされたい問題です。しかも制度が変わるのですから、やはりその制度が変わる時期にめどをつけてもらうということ、これは共済も、厚生年金の厚生大臣もきちつとした姿勢で決着をつけるということを強く要請して、私は終わります。

○越智(委員)長 政府委員にお願ひいたします。きょうもこの後十名の方の質疑がありますので、よく質疑の要旨を聞いてすり合わせをして、すぐ答弁ができるようにお願いいたします。

○上西(委員) ます私は、今次国会にかかつております共済年金四法案に基本的に反対の立場から順次御質問申し上げたいと思ひます。

○吉原(政府)委員 将来の厚生年金、国民年金の積立金の見通しでございますけれども、名目で申し上げますと、昭和六十五年度末には厚生年金が八十三兆二千億、国民年金が五兆九千億でございます。昭和七十五年度末におきましては、厚生年金は百三十三兆八千億、国民年金は十三兆六千億でございます。昭和百年度末、厚生年金は百七十一兆七千億、国民年金は四十九兆九千億でございます。いずれも大変大きな金額になっておりますけれども、これは名目で申し上げたわけでございます。貸金なり標準報酬が五%毎年伸びていくという前提での数字でございます。

○上西(委員) どういう表現をおとらなうと、少なくとも厚生年金、国民年金が今年年金統合法案の実施によつて微動だにしない財政規模が確立することは明らかだ、このように確認をしながら順次質問を進めていきたいと思ひます。

○増岡(國務)大臣 厚生年金の積立金につきまして、この積立金と運用益が将来の給付の原資になるわけでありますし、またピーク時における負担の緩和剤にもなるわけでございますから、これまでと同様にこの運用方につきましては、今、昭和六十一年度において自主運用をやらせてほしいという申し入れをいたしておるわけでございますので、その線に沿つてやらせていただきます。

○上西(委員) いや、金額がどのような推移をたどるのか。昨年八月一日、社会労働委員会で吉原年金局長は、四十年先に二百十二兆円残る、こう明快にお答えになつておられる。それがこの年金改定の統合法案によつてどのように変貌を遂げるのか。明らかに変わるはずですよ。厚生年金加入者の犠牲の上に財投に運用されていくの累積剰余積立金の数字の変貌は明確にできないのですか、お答えいただきたいと思ひます。

○吉原(政府)委員 将来の厚生年金、国民年金の積立金の見通しでございますけれども、名目で申し上げますと、昭和六十五年度末には厚生年金が八十三兆二千億、国民年金が五兆九千億でございます。昭和七十五年度末におきましては、厚生年金は百三十三兆八千億、国民年金は十三兆六千億でございます。昭和百年度末、厚生年金は百七十一兆七千億、国民年金は四十九兆九千億でございます。いずれも大変大きな金額になっておりますけれども、これは名目で申し上げたわけでございます。貸金なり標準報酬が五%毎年伸びていくという前提での数字でございます。

○上西(委員) どういう表現をおとらなうと、少なくとも厚生年金、国民年金が今年年金統合法案の実施によつて微動だにしない財政規模が確立することは明らかだ、このように確認をしながら順次質問を進めていきたいと思ひます。

○吉原(政府)委員 年金担保の貸付制度でございますが、基本的にこの制度に対する私どもの考え方を申し上げますと、年金を担保としてお金が借りられる制度というものが必ずしもいいものかどうかという感じも実は持つておるわけでございます。年金はあくまでも社会保障といふ制度でございます。老後の生活を公的に保障するといふ制度でございます。それを元にお金を借りるといふような制度を設けていいかどうか、いろいろ議論があるところでございますけれども、既に恩給制度におきましては、恩給を担保とした貸付制度があつたわけでございます。それに合わせて、年金につきましてもやはりそういう制度をつくつてほしいという御要望を踏まえまして昭和五十年からやつておるわけでございますが、そのやり方につきましても恩給を参考にしながらやつておるわけでございまして、一たんお金を借りますと、その期間は、そのお金を返すまでは年金を財源にしてお金を返すということになっておるわけでございまして、恩給も、借りておる期間は恩給が金額

第二点、年金担保の貸付制度に非常に微妙なところがある、現象が起きておるのであります。一年半分を貸す、最高百九十万円だ、喜んで六・八%で厚生年金、国民年金の加入者が借りにくい。そうすると、冷酷无情な厚生省のやり方は、年金福祉事業団に次の年金給付額から返済額に利子を含めて到達するまで一切お返し上げになつておる。したがって、何も知らない善意の借入申込者は、借りたために年金が一円も手に入らなくなり、私の知つておる例では生活保護申請をしていく、こういうことまであるのです。まさにサラ金以上のやり方です。

○吉原(政府)委員 年金担保の貸付制度でございますが、基本的にこの制度に対する私どもの考え方を申し上げますと、年金を担保としてお金が借りられる制度というものが必ずしもいいものかどうかという感じも実は持つておるわけでございます。年金はあくまでも社会保障といふ制度でございます。老後の生活を公的に保障するといふ制度でございます。それを元にお金を借りるといふような制度を設けていいかどうか、いろいろ議論があるところでございますけれども、既に恩給制度におきましては、恩給を担保とした貸付制度があつたわけでございます。それに合わせて、年金につきましてもやはりそういう制度をつくつてほしいという御要望を踏まえまして昭和五十年からやつておるわけでございまして、一たんお金を借りますと、その期間は、そのお金を返すまでは年金を財源にしてお金を返すということになっておるわけでございまして、恩給も、借りておる期間は恩給が金額

第二点、年金担保の貸付制度に非常に微妙なところがある、現象が起きておるのであります。一年半分を貸す、最高百九十万円だ、喜んで六・八%で厚生年金、国民年金の加入者が借りにくい。そうすると、冷酷无情な厚生省のやり方は、年金福祉事業団に次の年金給付額から返済額に利子を含めて到達するまで一切お返し上げになつておる。したがって、何も知らない善意の借入申込者は、借りたために年金が一円も手に入らなくなり、私の知つておる例では生活保護申請をしていく、こういうことまであるのです。まさにサラ金以上のやり方です。

手元に参りませんで返済に充てられる、こういうことになっていくわけでございます。

そういうことになってございますので、これにさらに先生おっしゃいますように、拡充するといいますが、あるいは緩めるといいますが、そういうことにするのはいかどか、私どもとしてはよくよく慎重に考えなければならぬ問題ではないかと思ひます。

○上西委員 少なくとも年金貸付制度の中には償還期間は四年以内と明記してある。連帯保証人も一名とる、こうなっているのですから、今お話がなりましたけれども、あなた方どういってお考えになつてつづいたか知らぬ。しかし、年金受給者にとつては福音だつたわけですが、この制度は、それを活用しようとする方々にやはり温かみのある行政をやるためには、少なくとも現状の貸付制度を改善、緩和する、このことを強く要望しておきたいと思ひます。

第三点は、五年年金の問題であります。

四十六年と四十八年に十年年金の特例中の特例で五年年金をおつくりになつた。ところが、これは言うならば、昔流に言うところの私生子だ。認知できない。だから他の公的年金に加入している期間があつても通算を認めない。私のところに言つてきますが、五年年金の受給者すべて七十歳を超えております。戦時中に海軍工廠にいた、あるいは軍需工場で働いていた。三年おつた。泣いて持つてくる。しかし、社会保険庁の壁が厚く、頑として受け付けてもらえない。こんなばかんなことがあるか。国民年金の財政には一円も響かない。共済年金か厚生年金に響くわけでしょう。それをなぜお認めにならないのか。これは大臣、明確にお答えいだいて、せめて罪滅ぼしに五年年金に単独通算権を付与する、こういうお答えをいただけないものですか。

○吉原政府委員 大臣がお答へする前に、その制度ができたときの事情をちよつと申し上げさせていただきますと、通算制度というのは、あくまでも一つ一つの制度で一定の期間を満たさないが合

計すれば二十年あるいは二十五年になつたときに、年金をそれぞれの期間に応じて出そうという制度でございまして、そのときに一つの制度でもう既に受給期間を満たして、またほかの制度に一年なり二年入つていた方にもあわせてその一年分、二年分の年金を出す。いずれにしてもあくまでも一定の期間を満たしている。二十年といひますか、二十五年といひますか、そういう長期の老齢年金あるいは退職年金の期間を満たしているといふことがいふ基本的な要件、絶対的な原則といひますか、そういうふうな考えられていたわけでございます。いわば一人前の年金といひますか、老齢年金の資格期間を一つの制度で満たしているという場合に、国民年金ではごまの年金をそういう要件を満たしている年金と見るか、いろいろ議論があつたわけですが、国民年金ができたときの事情から申し上げますが、国民年金はもう御案内のとおり本来二十五年でございませうけれども、それを一定の年齢に応じて十年から二十四年に短縮したわけでございます。ですから、国民年金の側からいひますと、あくまでも十年年金以上が本来の年金なのでございます。

私生子というふうなお言葉ございましたけれども、私どもは別にそういうふうな考へておりません。国民年金ができました後に、五年でもいひから一定の期間拠出した、六十五歳から受けられるような拠出年金を設けてほしいという御要望があつたがゆえに、五年年金という、非常に議論があつたわけでございます。非常に議論があつたわけでございます。やはり制度ができたときの事情からいひますと、十年以上の年金についてだけ通算が認められていた。これはそのときの事情から申し上げますと、私は理由があつたのじやないかと思ひます。

そういうことで、今さかのぼつてまたそれも含めて通算の対象ということになりまして、相当昔にさかのぼつてどういふ問題も生じますので、大変難しいのじやないかというふうな思ひます。

○上西委員 発足当初のことを言えば私だつて言ひ分があるのですよ。十年年金のことについて市町村の隅々まで周知徹底が本当にできていたのか。いなかつたからおれたちは知らなかつた。知らなかつた人たちのために二回にわたつて、厚生省はその非を認めたら五年をつくらなければいけません。極端に言えば、僕たちはそう見ていますよ。實際野にあつてそういう相談を受けたのだから。我々も進めて、やつとの思ひでつくつてあげた。だから、つづいたときのことを言うなら、あなた方、大変な改悪をしようとしているじやないですか。厚生年金を悪くするでしよう、四月一日からの期待権も何も裏切つて悪いことをやろうとしているのは今のあなた方じやないですか。それなのにこの五年年金に限つてはできたときのことをこうだと言ふなら、「そりや聞こえませぬ伝兵衛さん」と僕は申し上げたい。だから局長、そんな答弁じや困りますよ。悪いことを既に厚生省はやつたんだから。罪滅ぼしに五年年金くらいは認知しなさいよ。認知しないとフランク永井だ、認知すれば春日八郎だと言ひたいよ。

だから、そういうところ、やはり五年年金については明快に、大臣、あなたが善処するとおつしやつてくだされませんか。そのお答へ、できませんか。

○増岡國務大臣 先ほど局長から説明しましたように、国民年金の独自の施策として特例的に設けたものでございますから、やはりほかの年金と同じような通算取り扱いをすることはいかにがなるものかと思ひます。

○上西委員 これ以上時間もありませんから、重ねて要望しておきます。

特に古いこと云々とおつしやつたが、軍人恩給は、僕は三年前に昭和十三年の徐州作戦の負傷兵を傷病増加恩給をもらうことに成功しましたよ。一年半かかった。同じ日本国政府が持つてくる軍人恩給、公的年金、どんなに古かろうと国家の責任においてそれは保障されているんだ、吉原さん

はそんなことおつしやつたけれども。見つかつた方々はどんなにさかのぼつたつて昭和十六年からこつちでしよう、厚生年金は、それをつないであげる、そういう温かみがあれば、竹下大蔵大臣だつて総理、総裁におなりになろうとすれば、あなたはそういうことを助言し、閣僚をリードしてほしい、こういうことを私は強くお願いをしておきたいと思ひます。

第四点、女子と坑内労働者並びに船員の方々が、来年、六十一年一年間に限つて言ひませう。三月三十一日までに満五十五歳になると、現行方式で年金の受給をする。四月二日以降になつて、年度が変わつて満五十五歳になつて年金を受給しようとする、もろに落差が来る。これは厚生省、社会保険庁、篤と御承知のはずだ。共済年金には、六月十八日、私の本会議の代表質問にお答へいただいたように、激変緩和措置を設けた。厚年には何もない。二十年、最低加入であつても、年金額が十四、五万は違つてくるのです。このことについては改善、緩和のお考えありや否や、このことについて明快にお答へください。

○谷口説明員 お答へ申し上げます。

先生お話しありましたように、厚生年金におきましては今回改正におきまして、先生御案内のよう施行日におきまして六十歳以上の方、そして既裁定、既に年金を受給されている方につきましては、その既得権を保障するという観点で従来どおりの乗率単価を適用することにいたしましたわけでございますが、お話しございましたように、女子、坑内員等につきましては老齢年金の支給開始年齢が五十五歳とされていること、これらの方々の既得権もまた保護しなければならぬということ、その両方の要請を満たすための仕組みをつくりました結果、結果的には先生御指摘のよう施行日に五十五歳前であるかあるいは以後であるか、また既に年金の裁定を受けているかどうかという点で年金額に違いが生じておるといふことは事実だと思つております。

私も期待権の保護あるいは既裁定の方たちの保護という観点から仕組みました仕組みで、先生のお話にありましたようなことで女子、坑内員についてのみ特別な措置を講ずるといいますと、またほかの点でなかなか公平が保てないということ、私どもとしましては先生のおっしゃった点では事実はございませぬけれどもなかなか難しいのではないかと、いかかかというふう存じております。

○上西委員 難しいことはわかるのです。しかし、国家公務員の方々は日本国のため、国民のためにお仕事をなさっている。共済年金で激変緩和措置、これは年齢未達でも二十年以上加入している方はみんなやられるわけでしょう。来年三月三十一日の年金を保障していくんだ。ところが、厚年に限っては、年金権がついていようと何しようとして五十五歳未達か到達かで落ちるようになる。このことに、やはり厚生大臣以下局長、課長、胸に良心の苛責を覚えてくださいよ。そして英知を絞って、せめて共済年金並みの緩和措置を設ける、こういう方向に御努力をいただきたいとお願いをして、次の質問に移ります。

第五点は、地方議員の年金と厚生年金の関係です。党内で市民相談の担当をさせられておられるのですが、私のところの相談にこういうのがあります。都道府県議員の方が五十六歳で議員をやめになって、五十六歳になったから年金をもらおうとして申請をされた。そうしたら、あなた何か年金がついているか。正直に、民間企業におられたので、僕は厚生年金もついている。ああそうですかと、ばさっと地方議員の退職年金、互助年金です、これは削られて今給付を受けている。大変な問題になっているのです。私も百歩譲って、六十歳になってその方が厚生年金を受給しているのなら、併給調整があつてもまだ認められると思うのです。年金権がついて一円ももらっていない、六十までもらえない、それを議員年金の方、地方議員の年金だけは削られる、こうしたことを自治省は看過されているのかどうか、お答えいただけますか。

たいと思います。

○古園國務大臣 地方議会の議員の公的年金期間を有する者に対して併給調整を行っておりますが、その年金の支給が開始される以前から議員年金の併給調整を行うことはおかしいじゃないか、こういう御質問だと思っております。

議員年金は、御承知のように互助年金的な性格でございまして、つまり公的年金加入期間と重複することはございませぬが、その機能は公的被用者年金と同様のものがあることや公的資金が年金原資となつておることから、議員年金のサイドにおいてのみその重複期間を四分の一削減することにしておるわけでございます。したがって、一般の併給調整とは異なりまして、他の被用者年金の給付を現に受けているかどうかということとは関係なし、制度の上において考慮しないこととしておりますので、その点は御了解いただきたいと思ひます。

○上西委員 大臣のお答えはそれなりにわかるのです。しかし、地方公務員等共済組合法の第十一章に「地方議会議員共済会」という項が設けられている。地方公務員共済としてその中に明記されておるのです。それはおっしゃるとおりかも知れませんが、しかし、保険料、掛金は一緒なんですよ、歳費に見合つて、平等に取られておる。そして厚生年金がついている。六十まで絶対もらえない。これは厚生大臣以下も承知のこと。にもかかわらずなぜ削るのか。これくらいのことでは大臣、あなたが在任中にああいいことをなさつたというところで一つや二つは残していただきたい。地方自治、戦後の民主政治の本来に底辺を担つている地方議員の方々にこんなむごいことをやつていて、あなた自治大臣として何のかんばせあつてそこにお座りかともども私は申し上げたい。これくらいはあなたのツルの一声でやめようとおっしゃってくださいよ。

○古園國務大臣 御指摘の問題でございませぬが、将来国会議員の互助年金制度の問題がございませぬ。

で、実はこの問題とも関連しておりますので、私どもも今のままでいいとは思っておりませぬが、ひとつ研究課題とさせていただきます。

○上西委員 私、自治大臣のお人柄を本当に信頼申し上げておりますので、検討結果がよく出るように御期待を申し上げます、次に進ませていただきます。

農林年金に移らしていただきますが、もともとこの共済年金、四つとも一緒ですけれども、極端に言えば採用時の労働条件の大改悪なんですね。期待権も全部裏切つてしまふ、大変なことをおやりになつておるので、おそろいになつておる大臣の方々それぞれ、大なり小なり今眠れない夜が続いているのではなからうか、こう私は心配申し上げます。改悪をされるならせめてこれくらいは改善してほしい、こういうことでまず農林大臣にお尋ねしたいのですが、農林年金、私学共済年金には兵役期間が通算されない、国公、地公だけのことについては、私は厚年も国年も言いたいのであります。せめて二つの共済年金、とりわけ所管である農林年金については兵役期間にら通算する、こういうことについては明快にお答えいただけますか。

○佐藤國務大臣 上西先生にお答えいたします。兵役期間が通算されるので公務員共済年金制度においてはそれぞれの制度の期間に算入することとしておりますが、なお、その負担につきまして恩給期間であることから全額国庫で負担するようになっております。国民年金を初め厚生年金、私学共済及び農林年金は、その対象が民間であり、各グループ、被用者全体の保険料や掛金に充てられた給付を行う制度でございますので、これに恩給兵役期間を通算することは仕組みとして無理があるかと考えております。

○上西委員 戦時中、赤紙一枚で大日本帝国陸海軍に兵役召集をされた方々は公務員だけだったのですかと僕は尋ねたい。職業のいかんを問わず、年齢を問わず、お国のために引張つて出

された方々が、帰つてきてからつた職業によつてその兵役期間が何ら通算、加算をされない、こういう矛盾と不平等を残したまま五九中業に血道を上げておられる中曾根さんと言いたいだけども、きょうはおられないのでそこは申し上げませぬ。本当に戦後の処理を全うしようと思つたらこの兵役期間をすべて年金に通算をする、そしてその部分については軍恩予算からひねり出す、これが今政治を担当されている皆さんの本當の責任ではないかと私はあえて申し上げたいのです。このことなくして日本の戦後は終わらない、私はあえてこう申し上げたいのであります。したがって、このことについて今後一層の御努力をお願いしておきたいと思ひます。

次は、では佐藤大臣、それができないのであるならば、障害年金を在職中完全に給付するということについては踏み切りができないのでありますか。

○後藤(廉)政府委員 お答え申し上げます。農林年金制度は、農林漁業団体職員に適用される共済年金として発足をした経緯がございませぬので、従来はこの職域を離れた方々に年金を給付するということにいたしておつたわけでございます。こういった基本的な枠組みからいいますと、障害年金でありまして、同じ職域で給付を受けておる年金を支給するということは、他の組合員との均衡からもなかなか難しい問題がある。しかし、今回の制度改正に当たりましては、公的年金制度の整合性をできるだけとつていく、そしてまた恵まれない方々についての給付の重点化を図るというのが大きき視点の一つになっておりますので、障害年金につきましては、特に障害者であることによつて年金が要する必要性等もございませぬので、在職中であつても給与が低い方については一定の年金額を給付するというところで、私どもとしましては今までの制度に對しまして一歩前進を図つたというつもりでおるわけでございます。

○上西委員 一歩前進は私もわかるのです。ただ、



政府の統一方針がございませう。これは先生御存じのとおりでございませう。国鉄共済問題については、国鉄改革の重要な一環として、国鉄改革の具体化に際しまして、これまでの経緯を踏まえつつ、財政調整計画のあり方、それぞれの役割等について検討すると同時に、年金一元化の観点から所要の検討を行い、関係者の理解や国民的合意を得ることができる適切なものとしたというのが政府統一方針でございます。

私が、十一月十三日の衆議院農水委員会での私の答弁の結びで関係者の意向なり理解に配慮しつつ対処したいと述べたのは、この政府の方針と同趣旨のものであることを御理解願いたいと思っております。

○上西委員 最後には私は申し上げておきたいので、国鉄共済年金が赤字だ、高齢化社会がやってくる。まるでオオカミが来た、オオカミが来たと言った少年と同じようなやり方で、年金財政の実態、発足以来の各年金が努力してきた自助努力、そうしたことについては一切耳も目も傾げようと思いません。ひたすら年金制度の改善を強行されようとしている中曾根内閣並びに関係関係の皆さん方に一大警告を発して、私の質問を終わらせていただきます。

○堀之内委員長代理 富塚三夫君。

○富塚委員 限られた短い時間ですから、国鉄の雇用と年金について主として御質問いたしたいと思います。

まず最初に、三重県でしたと思いますが、大蔵大臣が記者会見で、国鉄の再建法案は通常国会の準備が間に合わないだろう、秋の臨時国会になるかもしれない、そこで延びる間は十一月過ぎても中曾根さんにやってもらうことになるかもしれない、こう言った。そうしたら中曾根さんは、臨時国会でなくて特別国会じゃないかと言われたとか次の日の新聞にいろいろ出ていましたけれども、国鉄再建監理委員会の答申を受けて不運転の決意でやりたい、しばしば政府も申されておりますが、

本当の腹は通常国会に間に合わせる事ができるのかどうか。どうも累積債務の処理の問題あるいは組織機構など全般的な問題について成案を得るのにかなり無理があるんじゃないかと見られますが、いずれにいたしましても大蔵省のウエートは非常に大きいのでありまして、竹下実力大蔵大臣は、新聞を見ますと、また閣内にとどまらずやられるようなお話ですけれども、大蔵大臣の本当の腹をひとつ聞かしていただきたい。

○竹下国務大臣 私がかの記者会見で申し上げましたことは、これは私の多年の勤でございまして、余り言わなければよかったなと思っております。反省しておりますが、国会運営の仮にプロならプロという立場で申しますと、予算関連法案でないものは大体三月の第三金曜日ぐらいかな、そんな感じを持っておりまして。そうすると、その後その審議に入りまして、つまらぬ話をして申しわけありませんが、恐らく相当本会議までになるだろう。趣旨説明から要求があるじゃないか。そうすると、本格審議が始まるのがいつころになるか。そうすると、七月七日が参議院議員の任期でございまして、通常に考えれば六月二十九日ないし六月二十二日が参議院選挙かな、その後の臨時国会というのは院の構成のために開かれる、そんなことを考えるとみんな上がらないじゃないか、そんな感じを申し上げましたので、国務大臣としてはいささか不見識であったかもしれませぬ。仲間みないな立場でそんな話を申し上げたわけでありまして、いずれにしても、いつ法律を出すかという点になりまして、これは運輸省当局の意見等を十分に調整しなければならぬ課題でございまして、今のところは関係方面と相談しながら、それも提出の時期も含めて検討しますという以上のこととはちょっと私からは言えないんじゃないかという感じでございます。

○富塚委員 財政問題の処理、累積債務の処理の問題など、あるいは年金の財源措置なども含めて、やはりお金の問題が一番焦点になるだろう、こう見ているのですが、来年度の予算編成とはかかわ

りなく、答申を受けてのあの処理の問題を大蔵省としては考えられる予定、つもりなんではないか。○竹下国務大臣 これは時間がかかるかと思いがすが、いわばタイムリミットが六十一年度予算であるという立場には必ずしもないと思いがすが、それこそ各方面との濃密な相談をしていかなければならぬじゃないか。今でも時々問題提起の形で私の方へたくさんの方がいらつしやいますので、作業とまていきません、まだ私の頭の中でいろいろな考え方が回転しておる、こういう程度でございませう。

○富塚委員 国鉄共済年金のことについて、きのう来の審査を通じましてこの四法案の議決前に政府案を示したいと言われているのですが、運輸大臣、どのような政府案が望ましいかと考えられるのか。

私が質問したのは、監理委員会の答申では、国家公務員等共済組合審議会の答申を受けて、国家公務員や電電、専売などの三共済による救済措置はもう事実上困難だ、こう明記しているわけですね。そうすると、新たな負担増の処理をどういうふうにか考えるか、あるいは制度審の四月十日の答申にも、国鉄年金の解決抜きにして年金制度の改正はできないだろう、そういう指摘もあるわけですね。国庫助成を基本とする国鉄年金の救済措置を考へるしかないのではないかと申すのですが、所管の運輸大臣としてどうお考えでしょうか。

○山下国務大臣 国鉄の再建計画が具体化してまいりますと、当初の三共済からの援助だけでは足りなくなるとは当然でございませう。したがって、それに伴って、何としても共済年金の支給に事欠かないだけの措置をとらなければなりません。その手順、具体的な方策につきましては、きのう総理あるいは官房長官並びに大蔵大臣から御答弁があったとおりでございます。

○富塚委員 いや運輸大臣、あなたは国鉄改革の所管の大臣ですから、きのう来、国鉄年金をどうするかでほとんどの時間、審議をされているわけですね。政府は、統一見解を出したい、政府案を出

たい、こういうふうに言われているのですが、常識的に見て、監理委員会の答申でも他の共済からの救済では無理だということも言っていますし、六月の国会の本会議のときに中曾根総理大臣は、厚生年金みたいなことを申されたいのですけれども、基本はやはり国の助成によって解決するという筋をあなたは所管運輸大臣として、輪郭として考へておられるべきだと思っておりますが、その点いかがですか。

○山下国務大臣 この問題につきましては、今私が答弁申しました前に大蔵大臣から統一見解として、とにかく資金に支障のないような方策について政府が責任を持って立てるといふふうにお答えになっております。私もそのとおりだと理解いたしております。

私の方としましては、あなたのおっしゃるよう国鉄の主管大臣でございませうから、何とかひとつ滞りのないようにお願したいという立場でございませう。それに対して大蔵大臣から、政府としてはこのようにやりたいということをおっしゃっておりまして、その線に沿ってお願いしたいと思っております。

○富塚委員 中曾根総理大臣は、臨調、行革審に見られるように諮問機関を非常に尊重されるという意味でいろいろ話題を呼んでいるわけですが、監理委員会の答申を最大限尊重すると言われているし、厚生大臣、制度審あるいは国公、地公共済年金審議会などが指摘している問題をどのように受けとめているのか。私は、今運輸大臣は必ずしも明確な回答になっていませんけれども、国鉄を救うのはもう国の助成しかないんじゃないか、基本的にそう考へますが、あなたは共済年金の担当大臣としてはどうお考えになりますか。

○増岡国務大臣 この問題につきましては、今国家公務員を初め救済グループが財政計画を立てておやりになっておられるわけですから、その見直しをやっていたらかなければならぬと思いがす。ただ、それだけで全部が解決するかどうかと

いうことは問題が残ると思ひますので、それは公的年金一元化の過程の中でこなしていかなければならない問題であろうと思ひますが、このことにつきましても、それぞれ関係各立場の方々の意見の調整を行いながら、そうしてまた理解を得ながら、国民の理解するような方法でなければならぬというふうにして思つておきます。

○富塚委員 きるう来の審議を踏まえて、我が党の大原委員以下申し上げましたように、私はやはり真剣に国の助成を基本にして考えるということにならざるを得ないと思ひ、大蔵大臣、ぜひその点は頭の中に置いてやっていただきたいということをお願い申し上げます。

国鉄労働者の雇用と年金問題ですが、雇用問題だけ先行して、二万一千人を関連企業にやるとか出をさせるとかいろいろを言っているのですが、雇用と年金というものは一体的に解決されなければならぬ性格のものだ、私はそういうふうには考えます。したがって、雇用問題だけをなせ先行させなければならぬのか、その点について運輸大臣と労働大臣にお尋ねいたします。

○山下国務大臣 国鉄改革における民営・分割は、これは至上課題でございまして、何としても私もはこの意見に沿ってやり遂げなければならぬ。そこで、そのためにこれを六十二年の四月一日から実施できるように目下法律案の作成を急いでおるわけでございまして、この民営・分割をやるためには、どうしてもここに余剰人員というものが出てくるわけでございまして、その余剰人員対策、これもまた私どもが避けて通れない問題でございまして、このことにつきましては、政府におきましても既に十月十一日の閣議決定においてこの問題に触れておりますし、また国鉄の余剰人員雇用対策本部におきましても、特にこの問題については、異例の総理大臣が本部長になってこの雇用については万全を期していくという態勢をとって進めておるところでございまして、

○山口国務大臣 運輸大臣から御答弁がございまして、

したけれども、私も分割・民営であれ、あるいは現状の経営形態であれ、余剰人員という言葉が過当だとは思ひませんが、国鉄の人員が大変多過ぎるということが国鉄経営の大変大きな問題になっている、こういう立場から、できるだけ能力のある方の再就職、再雇用の場を提供しなければならぬというところでございまして、特に六十二年以降の経済情勢、雇用情勢なども考えますと、希望の離職者などにつきましては、できるだけ早くから再就職の場所を提供する状況をつくるということが雇用官庁としての労働省としての務めではないかということ、政府の雇用対策本部と同時に労働省の中、国鉄の余剰人員対策本部を設置いたしました中で、鋭意その再就職の場の提供のために、特に民間を中心としていろいろ今取り組みの調整を図っている、こういうところでございまして、

○富塚委員 既に要員の減員計画を着々と進めておるわけですね。若年退職を想定しているわけですね。五十五歳年金の支給というのは九〇%台になって、一年以上の間に四〇%ぐらいつつ減らされていく、やめていく人たちは、転職する人たちは、年金が一体どうなるかということが基本的に頭の中心にあるわけですね。そのことの解決なしに余剰人員対策を考えると、いささかそれは十分な成果を上げるとは考えられないし、年金と雇用というものはやはり一体的なものにして解決をされなければならぬという点では全く年金の方はおくれのまま四法案の提案。三十二万人のときと監理委員会を答申を受けてそれを尊重してやりますということ、一体これをどうするつもりなのかということ、結局年金問題を解決しなければ雇用問題の解決に入れないというふうには私には考えられないわけですね。その点で片手落ちなのではないか。分割だ、民営だ、そちらの方の組織とか機能、そういうものばかり先行しておいて、具体的に一体どういふふうにするかというところの問題は、やはり速やかに解決をするような手だてをとらな

といけない、そういうふうには思ひますが、その点では全く不誠意なまゝ政府の態度である。きのう来政府の案を考えると、言つては、

そこで労働大臣、国鉄の余剰人員対策の問題について、内閣に設置された対策本部を初めとしてそれぞれ関係機関が対策委員会などをつくつてやっているので、労働省は何かアウトサイダーで、よそから眺めておるみたいな感じがするわけですね。本来なら雇用政策というのは労働省が、そのために労働省というのがあるし、山口さんはそれで労働大臣になったのだと思ひますが、ね。だからその点、あなたは国鉄の問題について蚊帳の外に置かれておるような感じがするのですが、一体雇用政策についてどういふふうにお考えですか。

○山口国務大臣 もちろん国鉄の職員の雇用問題でございまして、直接の使用者側である国鉄当局が真剣にお取り組みをいたさなければならぬ、また、運輸省が監督官庁という立場でもございまして、政府として、国鉄余剰人員雇用対策本部といたしましては、国鉄余剰人員雇用対策本部という中で、中曾根総理が本部長、運輸大臣や労働大臣も副本部長というところで、雇用問題につきましては労働省も責任持つてこれに取り組みなければならぬ、こういうことでございまして、今富塚先生からの御指摘でございまして、労働省が多年の経験あるは過去の経過などを踏まえて、この余剰人員対策につきましまして、政府内部におきましてもいろいろ人も出し、いろいろな意味で積極的にお取り組んでおるということ、その点は御理解いただきたいと思います。

同時に、やはり民間の労働市場の方がはるかに多いわけ、公的部門は全勤労働者の三〇%というところでございまして、国、地方、そういう公的機関よりは、むしろ民間の部門において国鉄の優秀な職員の方々の能力を再度生かしていただける場所はないかということ、全国の職業安定機関あるいは労働基準機関等の幹部を集めた異例の地方労働機関の合同会議なども開きまし

て、その法案とは別に今から雇用の受け入れ状況を打診して回つておるところでございまして、労働省としては、完全雇用を目指して、この問題については最重点的な一つの問題として取り組んでおる、こういうことでございまして、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

○富塚委員 かつて三十年代前半のエネルギー転換のときにも、労働省が一生懸命やりましたよね。構造不況産業の第一次オイルショックの後も労働省一生懸命やりました。国鉄問題、全然一生懸命やらないんだよね。それで山口さん、あつちこつちでいろいろんことを吹いてるんだけど、でも、雇用問題をどうするか、労働省がイニシアチブをとっていくことがないと、本来何のために労働省があるのか。ぜひ山口さんにまた続いて労働大臣をやつてもらいたいと思ひますけれども、そのところをもっとイニシアチブをとるための具体的な施策について、ひとつ検討してもらいたいと思ひます。

最後に大蔵大臣、年金に対する課税強化のことですけれども、六月十八日の法案提案の際に質問したときの答弁では、五十八年十一月の中期答弁を踏まえて将来の検討課題とするが、今は考えていないというふうな趣旨を言われたんですが、そのままで現在でもいいわけですか。年金に対する新たな課税強化をする問題、見直しの問題はどのように考えていこうか。

○竹下国務大臣 今、五十八年にちようだいたした中期答申というのが一応我々の手がかりのバイブルみたいなものになっておるわけですね。そこで今度は抜本改正の諮問をしたわけでございまして、多くの委員の方々も継続して在任しておられるわけでございまして、やはりあの五十八年の基本的な物の考え方が継続した検討が行われるんじゃないかなというふうには思つておるところでございまして、今のところ、それを抜き出してそれだけ何か措置するということ考え方がないという

こととございます。

○富塚委員 年金問題、給付を減らして負担を多くする、高齢化社会が来る、一つのバランスを考えた、こう言っているのですけれども、本来年金というのは社会保障制度の一環であって、高齢化社会が来る、だから給付と負担のバランスをとる、加えて国の財政援助を少なくしたい、そんなばかな年金制度の改正というのはない。高齢化社会がやってくる、それならまさに年金制度を充実をさせていく、そういう姿勢があつていいのではないか。

また、国鉄問題を見ますと、何かこう解決をおくらせることによつて、次の参議院選挙とかあるいは予定をされる総選挙なんかのえきにして、同じ共済組合法の中の労働者の反目とか対立をおおるようなことを意識的にやつておられるように思われるのですが、大蔵大臣、そういうことはないのでしょうか。

○竹下国務大臣 これは、国共済等の統合の際に、あんなに各組合の労働側も経営側も労働者連帯というのを徹してお話しいただける、これは大事にしなかりやならぬなという気持ちに私は継続をいたしておりまして、相反目させるなどということとは毛頭考えたことございません。

○富塚委員 政府が速やかに立派な案を出してくれればと官房長官が重ねて答弁しておりますから、大いに御期待いたしまして、私の質問を終わることにいたします。

○堀之内委員代理 宮地正介君。  
○宮地委員 初めに、私は、今回の共済年金の改革の問題といわゆる定年制の問題について御質問をさせていただきます。

労働大臣の時間の都合もあるようでございますのでまず労働大臣に。いわゆる共済年金の改革、この法案が通りますと、来年の四月一日から公的年金が、基礎年金導入ということで、ある意味で一つのスタート台に入るわけですね。こうなつてまいりますと、いわゆる受給年齢がほぼ六十五歳というところに一つの到達地点ができるわけであ

ります。

本年三月に六十歳定年制ということが、これからの高齢化社会への対応、時代の趨勢、こういうもので一応出発したわけでございますが、六十歳の定年制と六十五歳の受給年齢との間に五年間のギャップができてくるわけですね。まあいろいろ各種年金には歴史もあるし経過措置もあるわけでございますが、基本的にはこのギャップを埋めていくといふこの定年制と年金改革といふ問題のリンク、これはこれからの高齢化社会にとつて非常に重要な課題ではないか。この点について、今後六十五歳定年延長の雇用環境づくり、こういうものに労働大臣としてはどのように取り組んでいかれるのか、その点についてまずお話を伺いたいと思ひます。

○山口国務大臣 宮地先生の御指摘のとおりでございます。やはり雇用の期間と年金がリンクするといふ形が一番肝要なことと思ひます。こうした点から、年金の支給開始年齢の引き上げにつきました。今後の定年制の延長、雇用の延長の進展等、高齢者の雇用動向に十分配慮した総合的な施策が必要である、かように考えます。

そうした立場から、国会におきましても社労委などを中心に変長長い御議論をいたしてまいりました。定年制の延長の問題は、雇用審議会がこの十月に最終答申を出していただきまして、今、労働省としましては、次の国会に六十歳までの定年制の延長の法制化の問題、さらに、六十五歳までの同一企業あるいは同一企業グループなどを中心とした継続雇用の推進、また、再就職を希望する高齢者のための早期再就職の促進などの施策の充実強化を図つていかなければならない、そういうものをまとめまして、次の国会に高齢者の方の定年制の延長と六十五歳代までの雇用の延長の問題を含む法律をまとめて御審議をいただきたい、かように考えております。

○宮地委員 大臣も御存じのとおり、労働省の政策調査部の産業労働調査課が雇用管理調査というものをこしの六月二十九日にやつておるんです。

ね。この調査の結果を拝見いたしますと、やはり一つの時代の流れとして定年制はもう六十歳から六十五歳に各企業とも非常に移行してきているんですね。例えば規模別に見ましても、五千人以上の企業の場合は、前年比で一四・九ポイントも増加してきているんですね。千人から五千人未満、このぐらゐのクラスにつきましても八・二ポイントの増加、さらに百人から二百九十九人、この辺でも、最低でも三・九ポイントの増加。昔は五十五年定年、こう言つていきましたが、このところ急速にもう六十歳の定年から六十五歳、こういうふうには人生八十年時代といふことで、そうした定年制に対しても社会が非常に速いピッチで進んでいるわけですね。まして、今回の公的年金の一元化は、御存じのように七十年、あと十年後には公的年金をすべて一元化して今後の高齢化社会に対応しよう、こういう政府の方針で今進めてきているわけですね。ですから、そういうことを考えましたときに、六十五歳定年制といふ問題と公的年金一元化といふ問題、これは切つても切れない関係でございますから、やはり少しピッチを速めてこの問題に取り組みべきではないか。この辺について大臣の御決意なり今後の取り組みの姿勢についてお伺いしておきたいと思ひます。

○山口国務大臣 雇用審議会が数年間、長い間御議論をいたしておつたわけでございます。高齢化時代に向けて定年の延長といふものの必然性があるわけでございますけれども、企業内において、ポランテアといふわけにいかないものですか、なかなか強い反対意見もございましたけれども、年金の御審議もございまして、審議会の再開を何とかお願いをしまして、先ほど御答弁申し上げたような一つの答申も得たわけでございます。

先生御指摘のように、人生八十年時代がやがてやられるわけでございますから、やはりこの高齢者の労働の分野における役割といふものは非常に大切でございます。西欧では、失業の絡みでも雇用の期間を短縮して、若い人の失業に仕事を振りかえるといふような苦勞もしておるようでございまして、幸い我が国は、労働関係の御努力で今まで労働省も行政指導を進めておりました。六割近くが六十歳の定年までようやく大体整備されたわけでございますので、ここで法制化をさせていただきます、今宮地先生御指摘のような六十五歳代までの雇用の期間の延長といふものを引き続き法律プラス行政指導といふ形で何とか労働関係において定着をさせたい、かように考えておりますので、今後ともよろしくお願ひを申し上げます。

○宮地委員 大臣、くだいようですけれども、公的年金の一元化のスタートが来年の四月から始まる。そしていろいろ検討され、改正して、十年後の昭和七十年には今度は集結してスタートをさせね。そのときは、いたたく方は受給年齢がほとんど六十五歳なんです。ですから、遅くともそのときには定年制も六十五歳にきちつと延長して、同時進行で七十年代から高齢化社会への本格的な対応に入つていく、こういう姿が必要ではないか。そういう意味で、まだ労働省の方には、具体的な遅くとも七十年には突入するぞ、こういうものが今ないわけですね。大臣、ぜひそのところは遅くともそこにはきちつとしますと明確にしておいて、その過程においては、いろいろ雇用審議会等の御意見を聞きながら、まず六十歳、それから六十五歳、こうあると思うのですが、政府としては、年金の一元化といふ問題と定年制の六十五歳といふものは両輪の輪で解決していき、私は、この基本の計画が必要だと思つたのです。そういう点で、公的年金一元化には一つの計画目標ができていますけれども、定年制延長にはその目標が今の段階ではないわけですね。また漠然としておられる。このところをぜひ同時進行で決着をつけられるような大臣の御決意を伺つておきたいと思ひます。

○山口国務大臣 私その御指摘は非常に大事な

ことだと思えますから、先ほども御答弁申し上げましたように、まず次の国会で六十歳の定年制の延長の法制化の御審議をお願いいたしまして、それを台として六十五歳代までの雇用の場の確保というものを引き続き行政指導を通じて進めていく。いま一つは、厚生省と労働省で今二省間協議を進めておりまして、人生八十年時代における社会保障分野における役割と労働の分野における役割との継続的な運用というものの協議を進めさせていただいておりますので、その政策の継続の中に、高齢者の方々の安心で得るライフサイクルといえますか、ライフワークを整えていききたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○宮地委員 特に、公的年金の一元化については、既に自民党の中でも一つのスケジュールができていますので、今申し上げましたように、現在の共済年金の改革四つが来年の四月一日からスタートする。一応公的年金の厚生年金、国民年金、船員保険などの一つのスタート台の基礎ができるわけですね。これが進んでまいりました、昭和六十四年には、今度は具体的に国家公務員共済や公企体の共済あるいは地方公務員共済の法改正の整理をやつていこう。そしてその次、その法改正をやつたら、昭和六十五年にはそれを実施して、さらに今度は、六十九年には国民年金あるいは船員保険、厚生年金、農林年金、私学共済、地方共済、公企体共済、国家公務員共済、この関係の公的年金の統合の法改正を既に計画として検討しているわけですね。そしていよいよ七十年には公的年金の一元化でどんとスタートしよう。こういうように、年金改革においてはある程度のスケジュールが政府・与党内の、自民党の中のいわゆる公的年金研究会の中でできていて、五十八年十一月ごろにそういうことを明確にして、今回の改革法案もそのスケジュールに乗ってきているわけですね。ですから労働大臣の方も十分御理解をいただいているものと私は理解しているわけですね。

今ここでは明確には御答弁できないかもしれま

せんが、年金改革と定年制の同時進行の計画目的というものについて真剣に取り組んでいただきまして、年金改革の七十年スタートのときに定年制がまだ六十歳だったというようなことのないように、六十五歳の定年制延長がきちっと法的に整理されて、そして本当に高齢化社会に対する同時進行の発案が七十年代からできる、この準備にぜひ取り組んでいただきたいと強く要望しておきますので、簡単に結構ですから、この点についての御決意をお願いしたいと思います。

○山口國務大臣 民間の企業などには六十歳定年の法制化にもいろいろな大変厳しい御意見もございします。しかし、今先生御指摘のように、年金が六十五歳からの支給、特に七十年代からはそういう制度になる、こういうことでもございしますし、高齢化時代を迎えて、労働の分野においても年金受給までの雇用の継続というものは政府の一つの大きな責任であろうと思えます。民間の企業、経営者、使用者団体の方とも十分御理解を深めていただきまして、定年制の延長が六十五歳までの雇用の継続というのから一歩進んだ状況に、政府としても労働政策としてもそういう対応が必要であるという認識の上で立つて労働行政を進めていく必要を十分痛感しておりますので、そうした認識を持って今後の高齢者雇用の問題を考えたいと思います、かように考える次第でございます。

○宮地委員 では労働大臣、お忙しいようですが、どうぞお引き取りいただいて結構でございます。次に、国鉄の救済対策の問題について、官房長官にきょうは再びお越しいただいたわけですが、官房長官が、昨日の当委員会におきまして官房長官は、国鉄の救済策につきまして、国家公務員共済など四つの法案の衆議院通過までに検討結果を国会に報告する、こういうふうにお話しいただいたわけでございます。具体的にこの検討結果を報告するということは、ある程度財源措置も含めた国鉄救済策を報告できるものか、検討した結果をただ報告する、単なる関係省庁の統一見解を政府と

して発表する、こういうものなのかどうか。きょうは急の急でしたから、国会審議の都合もあってああいうふうにおっしゃったともれるのですが、我々としては中身がやはり大事でありまして、国鉄の共済を救済する以上は、財源対策なくして語れないと思うのです。その点について官房長官、その真意のほどをもう一度伺っておきたいと思っております。

○藤波國務大臣 昨日来いろいろ御質疑をいただいておりますので、御指摘をいただいておりますように、国鉄共済の問題は非常に大きな問題である。国鉄改革という視点から見ましても、また一連の年金問題をどういうふうに持っていくかという視点からいたしましても、非常に重要な課題である、このように認識をいたしておるところでございます。

政府といたしましても鋭意この検討を進めていかなければならぬと考えておるところでございます。しかし、何分にもそれぞれ負担、今お話しのように、まさに財源をどうするかというところが中心になって検討されなければならぬ課題であろうというふうには思っております。このようにも、例えば国庫から負担するという話になった場合に、これは大蔵大臣がそれというふうなことを考えたということと結論が出るということではななくて、広く国民の合意、納税者の合意が要することだろうというふうな当然思うわけでございます。また、御負担をいただく向きを広げていくということになりますと、それぞれの仕組みにそれぞれ該当される方があって、この問題をどのようになお考えになるかということについて当然いろいろ御相談、また合意が得られないと仕組みは動いていけません、こういうことにも含めまして、昨日の問題は相当時間かかる課題だろうと思っております。このことを申し上げたところでございますが、とにかくめどを立てる、こういうお話もございまして、この法案が衆議院を通過するまでに精力的に検討を

いたしましたして、その結果を国会に御報告をいたします、こういうふうにお話ししたところでございします。

検討に入ったところでございますので、その内容がどういふふうなことになるかとということもろまで申し上げる段階に今まだ至っておりません。事柄の重要性をよく認識をいたしまして誠意検討を進めてまいります、このように考えておる次第でございます。

○宮地委員 財源対策として考えられる道というのはそうたくさんはないと思っております。今、官房長官おっしゃいましたように、一つは国庫補助、国が負担をなさるかどうか、あるいは現在の電電やたばこや国家公務員共済のみならずも関係の年金制度に広げてそれをお願いするの、あるいはその両方の折衷案になるのか、いろいろとやはりあると思っております。

今、官房長官がおっしゃったように、衆議院の通過といましてもタイムリミットというものはあるわけですね。そういう意味では、なかなかそう簡単には結論が出ないと思っております。ということ、検討のアイ・エヌ・ジ段階においてもある程度の報告をされるのか、要するに中間報告的にかいこう検討をいたしましたということであるのか、あるいは政府としては財源対策についてはこういう方向で検討を進めておりますという中間報告をされるのか、この辺がポイントだと思っております。というのは、実はこの法案については、最終的に衆議院を通過する段階において恐らくこの法案の修正問題が出てくると思っております。厚生年金や国民年金の統合のときにも、衆議院で修正、参議院でも修正いたしました。今回の共済のこの四つの改革法案についてもこのままですんなり衆議院を通過するということは到底考えられない。そういう点で、政府としても修正を当然用意されなければならぬと思っております。その問題を含めて、官房長官、きのうのお話をどういふふうにお受けとめられておられるか、お伺いしておきたいと思っております。

(堀之内委員長代理退席、越智委員長着





○竹下國務大臣 設計の仕方、その基本的考え方、これは大橋さんかねて御主張のものを基本にして積み上げてきた、私もそういうコンセンサスがあったというふうな思っております。その中にあって既得権と期待権、法律に言う期待権というふうなもの、その解釈は非常に難しいにいたしましても、そういうものを最大限に尊重しながら設計をした、そしておっしゃるとおり厚生年金にいわば可能な限り合致するようにした。しかし、元来厚生よりも共済の方が不利な問題、それは是正を図った点も幾ばくかございます。しかし、これはこれでスタートさせていたということに相なりますと、その後の将来の問題として、私はまだ出てくる問題はあるであろうという問題意識は持っております。

○大橋委員 今、共済の既得権、期待権を最大限に守ったとおっしゃいますけれども、それは全然間違いです。今回は当然もらえる額、一応その額は守られましたけれども、裁定がえまして見直しをされた額との幅については足踏みさせられるわけですね。これは期待権を最大限に守ったということにはならぬ。ある程度守ったことと変わらわりますよ。最大限に守ったことではないということですね。

そこで、今、ある程度そういう不合理な問題は今回の改正案で是正した、解消してきたとおっしゃることについては、多少なりと理解できる部分はあるのですけれども、私が今一番言いたいことは、厚生年金の水準というのは社会保障よりも下回る人が現にいるということに対して、これは引き上げなきゃいけませんよと、こう言っているわけですね。

その前にまず、私は厚生大臣に、非常に恐縮でございますが、基本的なことといえますか、常識的なこととございますが非常に大事な問題ですかからお聞きしたいと思うのですけれども、厚生年金の性格というものは、一般勤労者に対する社会保障年金であるということですね。原則的に、勤労者には厚生年金の給付と水準が保障されるもので

あるということ、それから国民の基本的権利の一つであると考えられるということ、したがって、厚生年金は受給要件さえ満たしたならば服役中でも金額支給されているという事実がある、こういうものだと思うわけでございますが、いかがでございますでしょうか。

○増岡國務大臣 厚生年金は、加入者が負担をせられたものに対して、老後の生活の安定と福祉の向上のために給付を行うことを目的としておる社会保障制度の一環であります。そういう建前でございまして、当然先生が御指摘のような場合にその給付を受けることは制度的に認められておる権利だと思っております。

○大橋委員 今大臣おっしゃったことは、いわゆる厚生年金は社会保障の年金である、国民の社会保障に対する権利の一つである、このようにお答えになったと思うのでございますが、共済の場合には、現行法においてでございますけれども、公務員の特典性から懲戒処分等を受けると一部または全額が支給停止になりますね。

そういうことを前提に私は、今回の年金改革に当たりましては、あるいは統合再編とも申しましようか、こういう点につきましても厚生年金水準を下回ることのないようにきめ細かい配慮が必ず必要である、下回っている状況を放置するということとは社会保障の精神、理念から法のものとの平等に違反する、こう言わざるを得ないと思うのでございまして、この際、下回っている部分についてはぜひとも改善の措置をとっていただきたい、このように思うのでございます。もう一度大蔵大臣にこの点をお尋ねします。

○竹下國務大臣 例え懲戒処分を受けたときなどの問題は、職域年金部分に限定するということなどでお願いをしておるわけでありまして、これは公務員の職務の特殊性からでございます。そして、大橋さん専門家でございますから、過去にいろいろ不利というような問題は私もあろうかと思いますが、過去の問題を洗い出すというのは事実上難しいのじゃなからうか。したがって、

将来にわたっての問題としてこれは仕組みを考えたかなければならぬではないかと、私は非常に単純な理解で、意を尽くしませんけれども、そのような感じで受けとめております。

○大橋委員 今、過去の問題を掌握するのは難しいんじゃないか。簡単ではないけれども、これは必ず掌握できます。

そこで大臣にお尋ねしますが、現行法において、厚生年金に加入しているならば遺族年金や障害年金の受給対象となるのに、共済であるがゆえに受給できないというケース、全く無年金者がいるんですよ。いるということをお聞きかどうかということですが、お答え願いたいと思っております。

○門田政府委員 御指摘ございましたように、これまで制度の仕組みが違いましたために、共済の場合には遺族年金、障害年金につきまして一年というふうな支給要件がございました。これは厚生年金の場合には六カ月以上というふうなことで相違があったわけでございますが、今回の要件は撤廃しておりますので、将来に向かつてはこの辺は平仄が合った、こういうふうな考えております。

○大橋委員 今の答弁で、その相違があったことは事実だが、今回の改正案からはそれはなくなる。それは私もわかりました。

しかし、過去の人について私がなぜここまでしつこく言うかと申しますと、共済年金を厚生年金に合わせようというわけでしょう。上の方は抑えるんだ、したがって今度は下の部分も引き上げなければ、先ほど言いました社会保障の年金である厚生年金を下回るといことは重大な欠陥になるわけですから、これはやはり引き上げるべきだと申すんです。それも、そういう対象者を探し出すのは困難とおっしゃるかもしれませんが、公務員がいつ退職したか、あるいはいつ亡くなったかはきちっと掌握されていなければならぬはずでしょう。これはどうでしょうか。

○竹下國務大臣 たしか、過去は一年在職してない対象にならなかったというのを今度は外した。だから、過去においてはそれらの方々は

らっしゃると思いますが、将来に向かつては善処したといたしましても、過去にさかのぼって探すというのは、今大橋さんはそれを把握できるはずだ。私はこれは非常に難しいだろうと思うのでありますが、正確な知識は私、持ち合わせておりませんが、その点に限りましては事務局からお答えすることをお許しいただきたいと思います。

○門田政府委員 今、一年の問題もございまして、それから障害年金になりますと障害の程度あるいはその後の状況、こういったようなことがなかなか、過去にさかのぼっては事実関係の把握が難しいというのが率直なところなんでございまして。

○大橋委員 人事院の方が来ていらつしやると思っておりますけれども、公務員の障害だとかあるいは死亡だとかという問題について人事院の方では掌握なさっていると思うのですけれども、いかがですか。

○鹿児島政府委員 公務員の障害、死亡等の状況につきましては、私どもの職員局の方で把握しております。

○大橋委員 把握されていると理解していいですね。

○内海政府委員 今直ちに私、御返事を申し上げますが、この審議中に、すぐ調べまして御返事を申し上げたいと思っております。

○大橋委員 いや、これは審議中に云々ではなくて、掌握されていなきやならぬ問題で、当然のことだと思っております。それで大蔵大臣、私は過去の人を探して、過去にさかのぼって、遡及して補償しなさいと言ふんじやないんです。現に、過去に厚生年金ならばもらったであろう遺族年金あるいは障害年金が、共済であるがゆえにゼロなんです。これはやっぱり、今回発足する上においては助けなきやならぬじゃないですかと言っているのです。これはまことに常識的な質問だと思っております。いかがでしょうか。

○門田政府委員 御指摘のところは、私も私も

らつしやると思っておりますが、将来に向かつては善処したといたしましても、過去にさかのぼって探すというのは、今大橋さんはそれを把握できるはずだ。私はこれは非常に難しいだろうと思うのでありますが、正確な知識は私、持ち合わせておりませんが、その点に限りましては事務局からお答えすることをお許しいただきたいと思います。

らつしやると思っておりますが、将来に向かつては善処したといたしましても、過去にさかのぼって探すというのは、今大橋さんはそれを把握できるはずだ。私はこれは非常に難しいだろうと思うのでありますが、正確な知識は私、持ち合わせておりませんが、その点に限りましては事務局からお答えすることをお許しいただきたいと思います。

持ちとしては本当にそういうことであろう、こう思うわけでございますが、障害のみならず遺族の方も事実関係の把握は難しいという面があるということとを事務の方では言っておるのを聞いておるわけでございます。

○大橋委員 公務員が死亡することの把握が難しいなどと言っていたら話にならぬですよ。こんなことは問題になりません。

そこで大蔵大臣、従来、今度の改正の施行前におけるいわゆる官民逆格差になっている問題として、今の障害年金あるいは遺族年金、もう一つは通年方式による退職年金関係者ですけれども、これなどは、共済の方は厚生年金よりもずっと高い掛金をまず払ってきております。それで厚生年金よりも低い国庫負担であります。厚生年金よりも少ない年金を受けているわけですが、あるいは今言ったように全く無年金となっている人すらもいるわけですね。

それから、先ほども言ったように、懲戒処分等によって給付制限を受けているために、社会保険年金水準以下になっている人もいますという事実をまず承知してください。よろしいですか。

じゃ、時間がないですからもう一つ。  
改正後における官民逆格差もあるんですよ。改正後ですよ。ちょっと大臣聞いておってください。厚生年金は、この前の改正で六十五歳以上は在職していても年金が全額もらえるようになりました。よろしいですね。そのかわりに、厚生年金の場合には六十五歳を超すと被保険者ではなくになりますけれども、働きながら全額もらえるようになったのです。ところが共済の場合は、二割、五割、八割という減額支給となっておりますね。これは官民逆格差になったわけですよ。障害年金の受給者も、在職中においても厚年の場合は全額支給ですよ。ところが共済の場合は二割、五割、八割と減額支給ですから、これも逆格差になっておるわけですよ。ということで、共済年金を厚生年金に準ずる方式に改めるに当たっては、従前の支給要件や給付水準が厚生年金より下回る部分、不利

なっているものについては厚年並みに改めるべきだと私は思うのです。

また、既裁定者につきましても、過去にさかのぼって補償せよとは言ってはおりません。つまり、施行後の段階からでいいからその下回っている部分は厚生年金並みにしてください、こう言っているわけですね。よろしくお願ひします。

○竹下國務大臣 おっしゃる意味はよくわかります。私もまことに素人でございましてけれども、一般的に国家公務員等は六十歳で定年に達することによって退職しておりますから、六十五歳以上の方々ということになりまして、裁判官の方とかあるいは学長さんとかあるいは公企体の総裁さんとか、そんな方になっていくんじゃないかな。そうすると、この方々は相当に高所得の方じゃないかというふうな理解をいたしておりますので、勤で申し上げて非常に失礼でございますけれども、この点は大体いじやないかなと私は思います。

それから、いま一つの問題につきましては、私も今内海人事院総裁のお話を聞いておりました。が、実態調査というのはなかなか難しいんじゃないかなという程度の認識で、かくかくしかじかで難しゅうございましてと言っただけの資料を持ってお答えしているわけじゃないかと思っております。大変な資料が必要になってくるわけですから、これは掌握されていなきやならない事柄だということをおっしゃっているのです。

それからもう一つ、今六十五歳以上の問題を取り上げましたのは、その対象者がどうだとかどうだとかいじやなくて、厚生年金はそうなっておりますよということ、国家公務員法の第七七条、これは社会保険年金にプラスアルファしていくべき精神をうたっているわけでしょう。ですから、あくまでも社会保険である厚生年金が一応基準になるわけですから、それよりも下回っている、逆格差になっているものは改めるべきじゃないですか、こう言っているわけですね。対象者がどうであれこ

うであれ、そういうことを言っているわけじゃないですよ。もしそれが問題だということであるならば、それはそれなりにまた将来論議しなければならぬ問題だと思っております。時間の関係もありまして、次に進みますが、私はこの点は今後具体的に修正要求として詰めていきたいと思っております。

そこで、官民格差あるいは官官格差、官民逆差等さまざまな問題が実は表面化しているわけでございますが、改正案ではそれなりに解消努力の跡は認められますものの、基本的に言えることは、公務員制度の環として組み込まれた改正案とはなっていないということですね。共済年金の水準のあり方につきましては、当然公務員等に十分理解が得られるいわゆる筋の通った内容としなければならぬと思っております。先ほど申しましたように、国家公務員法百七条ですね、これは公務員の年金は社会保険水準に若干プラスアルファする趣旨だと私は理解しております。これを確認したいのですが、いかがですか。

○竹下國務大臣 国家公務員法百七条は、私が所管ではございせんけれども、おっしゃるとおりだと私は理解しております。

○大橋委員 要するにこれは、国家公務員制度の環としての重要な共済制度、特に国家公務員の年金に対する憲法と言われているところですね。それは社会保険プラスアルファの状態にすべきであるということがうたわれているわけですね。

そこで、職域部分の厚みですね、今回改正案でとられている厚みというのは、千分の一・五、すなわち比例部分の二〇%の上乗せになっているわけですね。これは一体何を根拠に、何を基準にそのようにされたのか。公務員制度の環として、また企業年金を配慮して、保険料負担もあつたのでこの程度が妥当ではないか、こういうふうな考へての内容になつていないのかどうか。その点をお尋ねいたします。

ゆる共済年金の中に職域年金相当部分として千分の一・五の年金設計を行っております。

職域年金相当部分の年金水準及び費用負担のあり方につきましては、民間における企業年金の態様、水準、費用負担の割合、その実態が千差万別で、しかもその普及状況はまだ五〇%程度だ、そういうようなことと比較をいたしまして一応の結論を——だからそういうことから考えますと、結論を得ることはなかなか困難だということに考へるわけでありまして、もう一つ大事なことは、やはり現職者の負担の限界というのを考へなければ世代間アンバランスみたいな感じを強くいたしますので、そういうことから考えますと、今おっしゃいました二割程度、基礎年金を含めた公的年金全体の先ほど来も議論があります八%ということがま

すは限界ではないか、こういう考へ方でお願ひをしておるわけでありまして、  
○大橋委員 今お答えになったのは、公務員制度の環としての立場から上積みしようというものが職域部分である、それは企業年金の状態も配慮してこのようにな上積みをしたのだ、しかしながら企業年金の実態は千差万別だ、つかみにくい、あるいは普及率は五〇%程度だ、こうおっしゃっているわけでございますが、私はこれはまさに不親切な御答弁だと思つております。

そこで、まず厚生大臣にお尋ねしますけれども、民間の厚生年金の三階部分に当たるのがいわゆる企業年金であり厚生年金基金だ、こういうふうな思つてございまして、よろしいですね。今共済年金は三階部分で職域部分が持たれましたけれども、厚生年金の三階部分というのは企業年金あるいは厚生年金基金に当たると思つております。つまり、厚生年金基金は比例報酬部分の三〇%以上プラスアルファすることが条件になつておると思つてございまして、いかがでございますでしょうか。また、厚生年金基金の実態を把握されておれば、どの程度のプラスアルファになつておるのか、全体の平均で結構ですが、あわせておっしゃつていただきたい。

○竹下國務大臣 この問題につきましては、いわ

○吉原政府委員 厚生年金基金のプラスアルファは、厚生年金の報酬比例部分の代行部分の三〇%以上あることを設立の条件にしているわけですが、実際の現在設立をされております基金の平均は、これは計算の仕方が若干議論があるところでございますけれども、代行部分に對して全基金では七三%ということになっております。

ただ、先ほどの共済の場合の比率と比較をする場合には、代行部分だけではないに——代行部分にはスライドとか再評価の部分が入っております。報酬比例部分の全部ではないわけでございます。したがって、報酬比例部分全体に對するプラスアルファというものがどのくらいになっているかと申し上げますと、全基金平均では四二%くらいになっているわけでございます。

○大橋委員 大臣、今お聞きになってわかったと思うのです。つまり、厚生年金のいわゆる三階部分に当たるのが今言われた部分で、けれども、最低三〇%上積みしない、しかもその平均をとると、単純平均だけでも、七三%上積みされているわけですね。こっちは二〇%といっているのですよ。これはいろいろな要素を差し引けばまだ多少は下がりますよ。けれども、どんなに下がったといつたって三〇%以下にはならぬわけですよ。ということは、企業年金を配慮してということからいくと、ここは非常に理解できないところでございます。

私は、大蔵省といえども企業年金の実態は不十分ながらも調査されたと思うのです。したがって、さつき企業年金の普及率は千差万別だったとか五〇%だとか言っております。実施率は五〇%程度だと今おっしゃったですね。ところが、人事院がいつこの前実施しておりますけれども、人事院の五十九年度の年次報告書を見てみますと、企業規模千人以上を対象に調査をしております。これを見ると、五十三年度では企業年金の実施率が六六%だったのが、五十七年度は八一%になっているのですよ。五〇%なんというものが

じゃないのですよ。これは人事院の調査です。もし私が言っていることがうそだということになったらちよっと答弁してもらいたいですけれども。○鹿兒島政府委員 本年の退職手当法の改正の基礎資料として、総務庁の求めに應じて制度の調査と実績の調査をいたしました。今おっしゃったのは制度の調査でございます。千人以上の企業について調査したところ、五十三年が六六%、五十七年が八一%ということになっております。

○大橋委員 このように、今企業年金というのはかなり高率で運営されているわけですから、それを配慮した職域部分となると今の姿でいいのだろうか。ただ、これを被用者本人、つまり公務員その人に負担させるから、まあまあこの程度がいいんじゃないかという考えをお持ちのようでございます。これは必ずしも被用者本人の負担にしなくても、事業主負担で賄ってもおかしくはないのですよ。

企業年金の原資をだれが負担するかについて労働省が調査しております。「昭和五十六年退職金制度調査」というものにそれが示されていると思うのですけれども、それを見てまいりますと、ほとんどが事業主が負担することによって賄われているのです。労働省の方来いたしますね。では、今申し上げました「昭和五十六年退職金制度調査」の二十四表と二十五表の内容を簡単に結構ですから示してください。

○岡部政府委員 お尋ねは、適格年金を有する企業についての労働者負担の有無の表が二十四表でございますが、これによりまして労働者負担がある企業が五・五%、労働者負担がない企業が九四・五%でございます。それから二十五表と申しますのは、これは年金の種類別の表でございますが、調整年金については、労働者負担があるのが三四・〇%、労働者負担がない企業が六六・〇%。それから企業独自年金につきましては、労働者負担がある企業が二〇・六%、労働者負担がない企業が七九・四%

でございます。○大橋委員 今労働省の調査でわかりましたように、「適格年金の拠出制の有無別企業数の割合」を見ますと、労働者に負担させているというのはわずかに五・五%だ、あとは企業が全部拠出して面倒を見ているというのが九四・五%となっているのですよ。それから、千人以上の欄を見てまいりますと、労働者が負担をしているのが一四%で、負担していないのが八六%、いわゆる企業の負担で賄っているというのですよ。

それから、今調整年金と企業独自年金の内容を示されたわけでも、適格年金を申し上げますと、労働者が負担していないのが八六%です。負担しているのが一四%。調整年金、企業独自年金は先ほど労働省が発表したとおりでございます。もうほとんど企業が抱え込んだ姿で上乗せをやっているわけですね。しかも企業年金は八十数%の普及率なんですよ。

そういうことを考え合わせますと、今回の大蔵省の企業年金に対する調査というものは非常に甘いということ。それから人事院においても同じことが言えるわけでございますけれども、やればできるんだ、今労働省にしろ他の省庁にしろその気になればやるわけでしょう。例えば国家公務員の退職金の問題については、総理府の方から人事院に依頼があつてやりますね。物すごい調査をやるとして、三年前も退職金を引き下げた。そしてついでこの前もまた引き下げましたね。そういう引き下げられるようなときには民間の状況を把握した上でやるわけでしょう。

今度は、百七条あるいは百八条という精神に照らせば当然こういう問題を十分に調査検討した上で、実は百七条に照らして国家公務員の年金水準というものはかくあるべきですという内容で出てこなければならぬはずですよ。ただ厚生年金に合わせるんだ、しかし公務員だから職域部分を多少上乗せすればいいのじゃないかというものが、いやと思うのですよ。やはりそういう点は納得のいく内容にして改善しなければ、公務員の皆さんは

納得しません。全体的な給付を抑えられる分については、将来の長期的、安定的な年金を確立するんだ、あるいは官民格差の是正の一端だということとで気持ちを抑えておられますけれども、そういう筋論からいって場合に納得いかぬわけですね。人事院総裁にお尋ねしたいと思うのですけれども、人事院は百八条の趣旨から、公務員の年金水準について今申し上げました百七条に照らして適正であるか否かを、としっかりと調査の上で、その内容を国会及び内閣に對して速やかに報告すべきだと思つております。そして、もし適正でないと思つたときはあわせてその是正を勧告すべきだと思つておりますが、いかがですか。

○内海政府委員 御高見は私真剣に拝聴いたします。今の御質問の件に關しまして、この共済年金法案を策定するに際しましては、ただいま大蔵大臣からのお述べになつておられますように、諸般の事情を御考慮の上で、例えば公務員制度のサイドからかなりの考慮を払つて公務員における職域年金というものがつくられたわけでございます。その点におきましては私も公務員の利益擁護ということが十分と申しません、と申しますのは今度の改正によつて公務員にとつてはかなりの敷しいわけですから。しかしながら、今後私どもとしましては今いろいろお話しもございましたように調査研究も続けまして、もし必要が出てくると思つた場合は、公式、非公式は別にいたしまして意見というものを下さざるを得ない。その点につきましては、私も今後にございまして、慎重に真剣に調査研究は続けていきたい、こう思つております。

○大橋委員 もう一分時間がありますので、もう一つ確認しておきたいのですが、共済年金が厚生年金の水準より下回つたつてやむを得ないという考えはあるのですか、それはまずいんだ、どつちですか。

○内海政府委員 こういう年金の性格からいたしまして、そういう格差が生ずるとすればあるいは存在すると思つれば、そういうものがなくなるある

いはなくするということが必要ではなからうかと思ひます。

○大橋委員 今の御答弁は、年金制度は厚生年金のいわゆる社会保障年金が基本であつて、公務員の年金はそれよりも下回るというのはおかしいんだ、百七条の精神に照らせば社会保障年金プラスアルファ、こういう状況になつて妥当である、こういうふうにお答えになつたと理解してよろしいですね。

○内海政府委員 そういふ趣旨に御理解願つて結構でございます。

○大橋委員 終わります。

○越智委員長 吉井光昭君。

○吉井委員 共済四法の質疑も大分煮詰まつてまいりましたし、時間にも制約がございますので、私は年金のスライドの問題を中心といたしましてお尋ねをしてみたいと思ひます。

まず大蔵大臣にお尋ねをいたしますが、政府は従来、再三にわたつて共済年金の改定は現役公務員の給与改定に準じて行うことが適当である、このように言つておつたのですが、今回の改正で、今までの厚生年金と全く同じで物価を基準とする自動スライド方式を導入することになつたわけですが、従来の政府答弁をこのように変更する積極的な理由についてまずお尋ねをしたいと思います。

(越智委員長退席、今井委員長着席)

○竹下國務大臣 既裁定年金の改定の方法につきましても、今もおつしやいましたとおり現職者の給与を基準とする方法、二番目には物価水準を基準とする方法、三番目にはこの二つをミックスした方法ということであらうと思つております。

今回の改正では、公的年金の大宗を占めます厚年に做つた、すなわち厚年のスライド指標と同様の消費者物価を原則とする、こういうことにしたわけでありませう。しかしながら、毎年のスライドは消費者物価によりませうが、この法律にもうたつてありますように、昭和六十一年度以降の年金改

定は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には賃金水準の動向等を総合的に勘案して政策改定を行うとされておりますので、長期的に見ますと実質価値は維持されていくのではないかといふふうにお尋ねをいたします。

○吉井委員 恩給局にお尋ねをいたしますが、従来、共済の年金改定は現役には現役の給与改定によつて、恩給改定もそれに準じて実施されてきたわけですが、今回の改正で共済年金は法律上は物価基準の自動スライドとなるわけですから、恩給とも異なることになるわけですか。それとも恩給も六十一年度以降、恩給法に規定はありませぬけれども、取り扱い上厚生年金や共済と同じく物価基準の自動スライドとするのかどうか。このあたりはいかがでしよう。

○佐々木政府委員 お答え申し上げます。

恩給の年金の実質価値の維持につきましては、ただいま大蔵大臣から言われましたように、物価賃金等いろいろあるわけでございます。恩給につきましては、昭和四十八年度以降公務員給与の改善を基礎とした年金改定方式を実施してまいつたわけでありませう。厚生年金及びこのたび提案されております共済法の改革によりまして物価スライドをとることとしていたこともありまして、実は恩給につきましても公的年金制度とのバランスが必要であるという面も一応あるものですから、ただいまベースアップのあり方につきまして真剣に検討いたしておるわけでございます。

ただ、長い歴史があるものですからなかなか難しい問題がございますけれども、今後とも各方面の御意見を聞きながら、十分に、かつまた真剣に検討してまいりたい、このように考えておるわけでありませう。

○吉井委員 厚生大臣にお尋ねをしますが、厚生年金では法律上物価基準の自動スライド制とされておりますが、昭和五十年代の後半には物価が五%上昇しなかつた。ざりとて、共済は公務員の給与改定があると公務員の給与改定に準じて改定していることとのバランスがとれない。こういう

わけで、政策的に毎年共済と同じ改定率で年金の改定が行われてきておるわけでございますが、六十一年度以降も法律上は物価基準の自動スライドで変わらぬので、物価上昇が五%を超えなくても、従来と同じく民間労働者や公務員の給与改定があればそれに準じて改定することとなると思つておるわけですか。

○増岡國務大臣 御指摘のように、五%であれば当然法律上改定措置を行うこととなつておるわけでございます。五%未満の場合でも年金額の改定を行つてきましたのは、老人、障害者等に対して社会経済情勢上の動向に対応した適切な配慮をする必要があるということ等から、その前年度の物価上昇の範囲内において特例的に改定措置を講じたものでありまして、今後の取り扱いにつきましては、そのときの社会経済情勢等諸般の事情を見ながら適切に対処してまいりたいと思ひます。

○吉井委員 では、自治大臣にお尋ねをいたしま

自治省の地共済の取支見直し、これによりませうと、給与改定率と年金改定率を年五%としておりますね。これは、給与改定があれば同率で年金改定を行うという意味か。つまり自治省は、今回の改正で物価基準の自動スライドとした後も、給与改定と同率の年金改定を毎年行うことを予定しておるのかどうか、この点はいかがですか。

○中島(忠)政府委員 お答え申し上げます。

将来見通しの前提条件としての給与改定率、年金改定率は、国家公務員共済の場合と同様に年五%として推計いたしました。ただ、今回の制度改正というものが行われました後に、おきまして、考え方でございますけれども、後ほどの賃金改定の動向等を踏まえまして再評価をすることも議論しておりますので、将来見直しにおける前提条件といたしましては、給与改定率による年金スライドまたは物価上昇率による年金スライドのいずれかを採用するといつたとしても、長期的な年金財政の将来見直しにおける取支の状況等には大きな影響を与えないことと考えております。改正後の

次の財源率の再計算の際には、改めて将来の取支見直しというものもまた考えてみたいといふふうに思ひます。

○吉井委員 先ほど大蔵大臣からちよつと答弁もいただいたわけでございますが、今後現役公務員の給与改定がどんなに高くなつても、給与改定を基準とした政策スライドを五年に一回のいわゆる財源再計算時を除いてはやらぬといふことなのか、この点もう一度お尋ねしておきたいと思ひます。

○門田政府委員 先ほど来御説明がございましたように、消費者物価上昇率、こういうものでスライドを見ていく、ただし財政再計算時というときに賃金スライドで再評価をし直す、こういうことでございます。

御質問は、その期間の間においてそういった政策スライドはあり得ないのか、こういうお尋ねだと思ひますが、これはやはり国民の生活水準と年金水準との間に著しい乖離が生ずることとなつた場合、この判断の問題があるわけでございますが、そういう場合には政策改定の余地があり得る、こういうふうにお尋ねをいたします。

○吉井委員 それでは、どの程度の給与改定があるときに政策スライドを行うのか、その基準ですね。先ほどいろいろの御答弁の中ではちよつと抽象的な言葉に終わったと思つたのですが、その基準を明確にしてみたいと思つたので。

○門田政府委員 これは公的年金制度全体を通じての話でございますが、何といつても大宗は厚生年金といふものがございますし、私どもだけの判断で申し上げる性質のものではないわけでございますが、そこに相当大きな乖離があつた場合といふことで、その実質判断はやはり今後の積み重ねによるのではないかと、こういうふうにお尋ねをいたします。

○吉井委員 それでは大蔵大臣にお尋ねするのですが、本年の公務員の給与改定を政府方針どおり七月から五・七四%で実施するとした場合、来年度への人件費のはね返りが六千億と七千億とも

言われておるわけですが、どのくらいになるのか。

○竹下國務大臣 まず、国家公務員の給与改定により、六十一年度予算における人件費等の所要額は、予算編成作業中とございますので正確にどの程度かということをおし上げるのは困難でございますが、非常に大きき上げに当り七十五億円という計算で五・七四％ということになりまして、イコール四千三百億円程度、程度ということと御理解をお願いいたします。

今吉井さんおっしゃいますのは、恐らくその上に、いわゆる恩給、年金等も含めたものでよく六千億とか七千億とかということが新聞紙上等で散見されることとございますので、それをおし上げたことではなからうかと思っておりますが、そこまですると、今のところ正確な所要額を申し上げることはちょっと難しいのかなと、こんな感じでございます。五・七四％掛けまして四千三百と申しましたいわゆる国家公務員の給与改定の人員費と同じ程度の正確さの度合いで申し上げるというのは、ちょっと難しいんじゃないかと思っております。

○吉井委員 それでは恩給局長にお尋ねします。本年は、政府方針では七月から人勤とおり五・七四％の給与改定が行われる。これは年間では四・〇七五％に相当する、このように言われておりますが、恩給は六十一年度当然に四・〇七五％の改定がなされると思いますが、いかがですか。

○佐々木政府委員 お答え申し上げます。先生御承知のとおり、恩給のベースアップにつきましては、先ほども申し上げましたように従来から公務員給与の改善に準拠して行っており、昭和六十年年度の公務員給与の取り扱いは先日閣議決定されましたので、厳しい財政事情のもとではありますけれども、これに基づきまして目下作業中でございます。

今四・〇七％という御指摘がございましたけれども、恩給の場合には、実はボーナスはこれはない

りません。それからまた諸手当もこれはありません。したがって、五・七四％という人事院勧告でございますけれども、そのうちで従来から恩給のベースアップの基礎にしておりますのは本俸繰り入れ分だけでありまして、これは月の平均、人事院勧告によりまして大体平均五・二％ということになるのだと思っております。

それから実施時期の問題でありますけれども、公務員給与の取り扱いにおきましては、七月から実施というお話になっております。恩給の実施時期につきましては、まだやはり相当厳しい線が予想されますけれども、今のところまだ決めるに至っていないというのが今の現状でございます。

○吉井委員 次に、自治大臣にお尋ねいたします。今回の改正で共済では既裁定年金者のうちいわゆる一般方式をとっている者は通年方式に裁定がえをされて、その裁定後の額に物価スライドをした額が現在の支給額に到達するまでは現支給額に凍結をされて、六十一年度からのスライドは停止されることになっております。俗に足踏みと言われておりますが、この年金は、このスライドがなければ結局物価上昇分だけ目減りするわけですね。したがって、スライド停止というのは高齢者の方々の生活を非常に困窮の状態に追い込むのではないかと、このようにも考えるわけでございますが、地共済ではこれに該当する人が約何人いて、全体の何％を占めることになっておるのか、この点はいかがですか。

○古黒國務大臣 御質問の点、既裁定者の通年ルール裁定がえの対象となる者は、地方共済グループ全体で昭和五十八年度末で年金受給者の約六四％に当たる四十六万人強となっております。なお、六十一年度当初における通年ルールへの裁定がえの対象となる既裁定年金受給者予測につきましては、六十年年度の年金改定率が確定されていない現時点ではその数値を正確に把握しておりませんが、その割合は大きく余り変化はないと考えております。

○吉井委員 では、先ほどのいわゆる六十一年度から現支給額に凍結される人以外のいわゆる通年方式をとっている人は、本年の現役の給与改定を含めた新年金に裁定がえされるために、来年度に現在の年金支給額との差額が支給されることになると思うのですが、いかがですか。

○中島忠政府委員 先生がお話しになりました通年ルールによる年金額の裁定の場合でございますが、昭和六十年年度の給与改定は昭和六十一年四月分以降の年金額に反映されますので、先生の御趣旨の線に沿うと思っております。

○吉井委員 そこで、一般方式をとっているいわゆる六十一年度から現支給額に凍結される人、これについては、今回の改正がもしなかつたならば本年の人事院による給与改定のはね返り分を現金でもらうことができたわけですが、改正によってこれをもらえなくなる、このように聞いておりますが、これよろしいのですか。

○中島忠政府委員 通年ルールによりまして裁定がえをされた後の年金額は昭和六十年年度の給与改定を考慮したのようになりますけれども、従前額保障をされる昭和六十一年三月三十一日現在の年金額には六十年年度の給与改定が反映しないというのが、現在の取り扱いです。

ただ、通年ルールに裁定がえされた額には昭和六十年年度の給与改定が反映されますので、それだけ物価スライドが停止される期間が短くなる、こういうふうな御理解いただきたいと思います。

○吉井委員 じゃ人事院にもう一度お尋ねいたしますが、ことしの人勤五・七四％の中には、昨年度までの人勤の不完全実施による積み残し分、いわゆる二・九七％が含まれている、このように言われておるわけですが、その理解してよろしいでしょうか。

○鹿見島政府委員 昨年の勧告が六・四四％でございますが、実施は三・三七％でございます。そこに差があるわけでございますが、この差は、その後の就職者あるいは退職者等によりましてそのままことしに引き継がれるということではございませんで、ことしは四月時点での官民較差が五・

七四ということでございますが、今お話がございましたその昨年のいわゆる積み残しというものは当然にことしの五・七四の中に反映されているものというぐあいに考えております。

○吉井委員 それでは自治大臣、大蔵大臣にお尋ねをしますが、この人勤の見送り、抑制については、公務員の労働基本権の制約との関連等からさまざまな問題が指摘をされてきたわけですが、特に現役を退いた年金生活者にまでこれを及ぼすことについては大きい批判があつたわけでございます。年金生活者はこの人勤の完全実施を一日千秋の思いで待っていたわけですが、ところが今回の改正で、先ほどから論議をいたしたいいわゆる六十一年度から現支給額に凍結される人は、そのはね返りを現金でもらうことができなくなってしまう。しかも、その人勤の中には昨年度までの積み残し分まで含まれておりました、もし人勤の見送りや不完全実施がなかつたならば、これは既にもらっていたはずのものでございます。したがって、せめて積み残し分くらいは六十一年度から現支給額に凍結される人にも現金で支給すべきではないかと、このように思うわけですが、この点はいかがですか。

○中島忠政府委員 人事院勧告がいろいろな情勢によりまして、非常に残念でございますけれども、も抑制されたり完全実施されないと、このこと、年金の現に受給者にも大変な御迷惑をかけてきておるわけでございますが、今回の制度改正の機会をとらえまして、そういう方にはそういう迷惑が及ばないようにしたらどうかという御提案でございます。

私たちも、先生のお気持ちというのは非常によくわかりますし、また私たちもそれを尊重していかねければならないと思っております。ただ、これは非常に失礼な言い方でございますけれども、そういう方たちの年金というものはやはり現役の公務員の方たちも、これも非常に残念でございますけれども、人事院勧告が完全実施されて

いないもとで掛金を納めていたでおりますので、先生の御提言あるいはお話というのは痛いほどよくわかりますけれども、非常に残念でございますけれども、なかなかそういうことは難しいんじゃないかと思ひます。

○吉井委員 最後に、もう一度人事院にお尋ねをしていきます。

十一月十四日の地方行政委員会が我が党の柴田委員に人事院は、職域年金相当部分のあり方について、国家公務員法第八八条により内閣、国会に意見申し出の用意あり、このように答弁をされたわけですが、人勸実施のおくれによるいわゆる六十一年度から現支給額に凍結される人の問題について、公務員OBの利益擁護のためどのように考えていらつしやるのか、ここらあたりを最後にお尋ねをしておきたいと思ひます。

○鹿見島政府委員 私どもは、職域年金部分と申しますのはまさに公務員制度としての側面を極めて強く持っているというぐあいに理解をいたしております。したがって、この部分につきましてははできる限りの配慮をすることが筋だろうと思ひます。その具体的内容につきましては、やはりこれは保険数理によつて判断すべき事柄というところで、制度自体は高く評価いたしますが、具体的内容につきましてはそれぞれ担当官庁の方において御決定いただくべき事柄だといふぐあいに理解しております。

○吉井委員 終わります。

○今井委員長 塩田君。

○塩田委員 今回の共済年金制度の改正は、前国会行われました厚生年金、国民年金の大改正に骨子において合せるものでございます。国民年金、厚生年金の改正に当たりましては、その骨組みが我々の年来の主張のものでございましたし、十二点にわたつて修正を施し、これに賛成し成立を見たところでございます。

この厚生年金、国民年金の改革につきましては、我々として、まず第一にこれが世代間にわたる給付と負担の公平を図るものである、それから

また保険料の負担、これが耐えがたいものにならないように給付と負担の適正化を図る、これをもつて年金財政の安定化を図り、せつかく納めた保険料が老後の本当に必要なときに生活の安定のために支給される、支払い不能になるようなことのないようにする、こういう観点からのものでございまして。また、女子の年金権の確立、障害者に對する年金の増額、こういったものが骨子でございました。また昭和六十一年四月一日の一斉施行を目指しまして官民格差の解消を図つていく、こういったことを含みといたしまして大改革が行われたところでございます。

そういう観点から、今回の共済年金法の改正を見ますときに、これはぜひとも来年四月一日を施行日として一斉に発足できるように改革を行うべきものと思ひます。しかしながら、この中には問題点がいろいろとたくさんございまして、その問題点につきましても修正を思い切つて施すべきところは施していく、与野党で合意が精力的に努力をして行われることによつてこれを修正して成立させるべきものだと思ひます。

ただ、今回の共済年金法の改正につきましては、これが負担の増大を招くものである、また給付を大幅に切り下げるものである、こういう受け取り方といふことも、声もあることは御承知のとおりでございます。今回の共済年金の改革の担当大臣それぞれの所管しておられるものは、歴史的経緯あるいは制度の仕組み等が若干ずつ変わつております。したがって、この給付の切り下げあるいは負担の増大、そのような声に対してどのように対処しておられるか、またそういった声に対してどうお答えしておられるか、それぞれの所管の共済につきましても大臣のお考えをお聞かせいたしたいと思ひます。

○竹下閣務大臣 まず、私から国家公務員等共済組合の担当大臣としてのお答えをいたします。

今回の制度改正というのは、高齢化社会の到来等に対応いたしまして、公的年金制度が長期的な安定、整合性のある発展を図ることから、

給付と負担の均衡を確保し得るように給付水準の適正化等を図ることとございまして。これを通していただけたらまず給付の一元化がほばできた、こういうことにならうかと思ひるのであります。

そこで、具体的に申し上げますと、現在の共済年金の給付水準をこのまま放置いたしますならば、将来の保険料負担は現在の四倍近くにも達しまして負担の限界を超してしまつてはどうか。したがつて、今回の改正によつて給付水準を適正化いたしまして、将来の保険料負担の増加をある程度緩和することをねらいとするものでございます。

したがつて、改正後の給付内容は、公的年金相互の均衡と整合性を図りますため、厚生年金と同水準のものとして設計をいたします。公務員制度の特殊性からいたしまして、先ほど来議論がございまして職域年金相当部分として二割相当の給付を行う、こういうこととございまして、御理解をいただかなければならないポイント、単なる給付の切り下げを目的としておるものではなく、それこそ将来にわたつての負担の増加を抑制することを目的とし、しかも、とかく官民格差とか官官格差とかいろいろ言われております。それらの公的年金の一元化の方向に即して進んでいくこととするものであります。このような御説明を一生懸命PRしておるといふのが現状でございます。

○古屋閣務大臣 根本は今大蔵大臣が言つたとおりでございますが、地方公務員共済組合制度につきましても、さきに国民年金法等の一部改正法が成立してつづられました国民共通の基礎年金を導いたしますと同時に、将来の給付水準の適正化を図るなどの措置を講ずるほか、現行公的年金制度間の制度内容の相違等から生じております種々の議論にもこたへることを主たるねらいとしておるものであります。

給付の切り下げあるいは負担の増大ではないかという御批判がございまして、よく承知しておるものでございまして、組合員期間の伸長などの実態

を背景といたしまして給付と負担のバランスを確保し、そして将来の負担の増大を抑制することを主眼としておりますので、御理解をお願いいたします。

○佐藤閣務大臣 先ほど大蔵大臣の言われたようなこととございまして、我が国の人口構造は今後ますます高齢化社会に移行するものと考へております。そんなことで、農林年金制度についても、このような社会経済情勢の変化に対応するために、三つの点に配慮しつつ対処したいと考へております。

その一つは、公的年金制度全般の整合性を図ること、二番目には、制度の円滑な運営を図るため、適正な給付水準を確保するとともに負担との均衡を図ること、また世代間の公平にも配慮すること、三つ目には、制度財政の長期的安定を図る必要があること等に配慮して対処すべきものと考へております。

具体的には、農林年金の組合員及びその被扶養配偶者についても新しい国民年金法による基礎年金制度を適用し、農林年金の給付はこの基礎年金の上乗せの年金として、厚生年金相当部分と、共済グループの独自のものとしての各共済の職域に着目した職域年金相当部分を給付することといたしてまいります。

さらに、各種の給付条件、内容等につき公的年金制度間の整合性を図るための措置を講じてまいります。

○松永閣務大臣 私学共済の関係でございますが、先生も既によく御承知のとおり、高齢化社会の到来に対応して、負担と給付の公平を図つて、安定した年金制度の確立を目指すという考へ方である今回の法案を提出して御審議願つておるところでございます。

御承知のとおり、今回の法案の成立で給付面では公的年金がほぼ一元化されることになるわけでございますが、負担の面でも、これから検討して公的年金制度全体として整合性のあるものにしていかなければならぬと考へております。

この場合、私学共済はいろいろな今までのいきさつもあり、特に私学共済の制度によって我が国の学校教育の中で私学が非常に大きな役割を果たしておられるわけであり、そのためには、私学の教職員についてその身分が安定的なものになるような共済の仕組みが必要なのでありまして、そういう私学共済本来の目的に照らしながら負担の方の整合性についても検討を加えてまいりたい、こういうように考えておられるわけでございます。

○塩田委員 四大臣から御答弁をいただきました。いずれも共通しておられるわけでございますが、文部あるいは農水関係特別の事情についてもお触れいただいたわけであり、その回答につきましても理解できるわけでございますけれども、特に農水の場合などは農林年金共済につきましてもなり激しい反対といえますか抗議の運動が起ころおるといふことを感ずるのです。もともとと理解を求めて説得する努力をされる必要があるのじやなからうかと思ひます。

文部につきましても、私学共済はいろいろな事情から加入者の年齢構成がかなり他と違うと思うのです。加入者数とか年齢構成は他とどう違うか、それに対してどういふ配慮をしておられるか、お伺いいたします。

○松永國務大臣 私立学校に勤務している先生の場合は、比較的高年齢者が多いということもございまして、他の共済に比べて六十五歳以上の組合員の占める割合が高いことは先生御指摘のとおりでございます。

そこで、高齢者の場合についてどうするかという問題でございますが、標準給与が一定額以下の者については在職中であっても年金の一部を支給する制度を設けることとしておりまして、高齢者が多いということについての対応をすることについてお伺いいたします。

○塩田委員 今言われました私学における高齢者の問題ですね、給料との関係におきまして減額するとか、そういう問題は各制度を見ていただきま

すと必ずしも同じじやないわけですが、それを技術的に工夫していただく余地がまだありますから、これは御検討いただきたいと思ひます。具体的にはいろいろと話し合いが出るかと思ひますが、またその際はお願いいたします。

関係の四大臣ともに、制度間の一元化、調整ということ、それから給付と負担の公平、そして適正化ということをおっしゃるわけでございますが、国民年金、厚生年金の改正のときには、保険料は改正をしなければ労働使合せまして四〇%近くになつてしまふ。そして、給付も平均賃金の八五%ぐらゐになる、場合によつては一〇〇%を超えるケースも出てくる、こういうこととあります。これをどういふふうに変更したかといふと、四〇%の負担は二九%までに抑える、二八・九%に抑えるということに設計をしたのです。そして給付につきましても、年金額は平均賃金の六八%という現状を維持して、将来もこれが六九%ぐらゐになる、こういう設計になるように構想されて改訂が行われたわけでございます。

ところが、この共済年金につきましては、各大臣はいろいろとおっしゃいますけれども、腹の底ではどうか、実際はこれは給付水準が下がるんだ、負担は相当増額になつてしまふんだ、厚生年金よりはやはり悪くなるんだという感じがございじやなからうかと思ひますが、いかがでございますか、大蔵大臣。

○竹下國務大臣 今御指摘がございまして、現在、現在の年金の水準は、現役組合員の月収に対し約六九%、将来、加入年数が伸びてもおむね現在の水準並みとなるよう給付設計を二十年かけて徐々に改め、給付水準の適正化を行う、こういうこととしておられるわけでございます。

したがって、いわゆる基礎年金の問題はこのようになりまして、そして奥さんの基礎年金もこのようになりまして、そして新共済年金をその上に積みまますとこのようになつて、こういうふうなことをかなり熱心にPRをしなければならぬという問題意識は持つております。とかくそ

れも、従来と違つた人口構造が考えられる中で、安定した共済年金制度というのをもちたためたために一生懸命工夫した結果がこうなつておられます。このことを根気強く御説明申し上げなければいけません。課題だといふふうにも承知しております。

ただ、私自身がいつも感じますのは、わかりやすい年金といひましても、率直に申しまして、本当は年金といふのは私のような素人には何遍説明を聞いてもわからぬことが間々ございまして、したがつて、自分がわからぬのに国民の皆さん方にPRする能力はないじやないかという自己反省もしながら、一生懸命に私の能力の範囲内で御説明を申し上げておるといふのが偽らざる現状でございます。

○塩田委員 大蔵大臣は非常に正直に眞情を吐露されたわけでございますが、そういうことではなからうかと思ひます。そこで、六九%の水準を将来とも維持していくという設計になつておられるわけでございますが、財政調整期間中の国鉄共済につきましても、職域年金部分を支給しないということになつております。これは御承知のとおり、報酬比例部分の二〇%上積みという形で職域年金部分ができていくわけですが、国鉄につきましてもこれを削つてしまふというわけですね。ですから水準が横ばいというわけではない、しかも一〇%を超えるまで物価スライドはしない、こういう二重のパンチを国鉄共済につきましても加えておられます。これは今言われました水準を維持するということは違ふじやなからうかと思ひますが、いかがですか、大蔵大臣、運輸大臣。

○竹下國務大臣 確かに御説の指摘はそのように信じられがち、また実態としてそのようなものであるという認識も、従来の経過と現状の国鉄共済の財政事情等を説明して理解を得なければならぬ問題だといふふうにも私も考えております。

何しろ、前回御審議をいただきました、この危機的状況を救済しようといふことで、年金給付の支払いに支障を来さないように、すなわち財政調

整事業を実施して国共済グループ内の他組合からの財政援助といふことでこの財源を確保したわけでございます。したがって、国鉄共済の組合員も高水準の掛金を負担することとしております。他の組合の組合員も財政援助に必要な提出の費用を負担するために所要の掛金率の引き上げを行つておられる、こういう状態の中でございまして、公的年金相当部分の給付の確保とその財政の維持安定を図ることが当面切だ。このためには、既定の年金についてスライド停止をお願いして、率直な表現をすれば、ある程度我慢をしておらう、こういう考え方で対応をいたしたわけでございます。

しかしながら、横並びで見ても、このような措置を講ずることによつて国鉄共済年金の給付水準は、大宗を占めます厚生年金の給付水準とほぼ一緒になるといふようなことで御理解をいただくように努めてきておられることとございまして。

○山下國務大臣 今、大蔵大臣から御答弁があつたとおりでございます。とにかく国鉄年金はもう破綻の寸前であり、他の共済関係からいろいろ御配慮をちょうだいしているという時期でございまして、せめて財政調整期間中ぐらゐは職域年金相当部分を支給停止されるということはやむを得ない、お互いに痛みを分け合ふという意味において、私はこれはやむを得ざることであると思つておる次第でございます。

○塩田委員 国鉄につきましても、現状極めて厳しい情勢にあることはもう国民だれもがわかつておられることとあります。

ただ、公務員並びに公務員に準ずる方々が共済年金制度をつくつて、共済は読んで字のごとくにも救う、ともに助け合ふ、こういう精神で、恩給法から共済の段階に移つて実施されてきておられるわけですね。この趣旨を考えますとき、昔になればなるほど、これは公務員に専念する、国家のためには地方公共団体、公的な仕事に従事しようといふ人たちは、それなりの使命を持つて、責任感

を持ち、国民に対する奉仕者、全体の奉仕者としての自覚の上で日夜の業務に励んでおられる。本  
当に国のため、地域のために働いておられる。本  
当に夜を徹して働いておられる方もあるし、また  
時と場合によっては身を挺して、あるいは命を投  
げ出してまでやらなければならぬ、そういう責  
務を持つておる人たちですね。

国鉄につきましてはかなり世論は厳しいです  
けれども、これを一部の団体といいますが、者が  
お上りがつて目につくことがあり、非常に非難さ  
れておる、これは否めない事実でございますけれ  
ども、大部分の国鉄職員は一生懸命まじめにやっ  
ている。だからその時間がおくれな、厳守たるや  
世界的に名高い列車の運行がなされておる。こ  
ういうことを考えますときに、大部分の職員の皆さ  
ん、まじめにやっておられる。少々給料が低く  
ても、あるいは身に危険があつても身を挺して  
やろうという気持ちは、これはかつては恩給、今  
は共済、これがあつて非常に身分が安定をし、  
してまたかなり共済年金の給付がいいから、こ  
ういふことで就職された方、またそれを考へて一  
生懸命職務に専念しておられるという方が大部  
分なんです。そのことを考えますときに、この国  
鉄職員だけ、他の共済は手をつけなくて国鉄だけ  
年金部分を取らば、当然の間といましても相当  
長期間これが削られてしまふというこ  
とは、これは重大なことだと思ひます。

これは労働者個人の、働いておる人たち個人の  
責任じゃないわけですか。しかも保険料は他の共  
済に比べて一番高い、一〇%を超えるものなん  
です。それだけのものを納めておつて、しかも二  
〇%、全体から見ると八%程度だそうですが、削  
られるというのはこれは納得できないことでござ  
います。財政的な問題、いろいろ言われますけれ  
ども、これはこれとして処理すべき問題である。  
個人にとつてはこれをばねられては期待権、既得  
権を奪うものだと思いますので、これはぜひとも  
再考していただきたいということを強く要請をい  
たします。いかがでございますか。

○竹下國務大臣 これは国鉄共済が破綻した原  
因というように考へてみますと、基本的には  
はいわゆる保険集金というものが小単位であつ  
た。したがつて一挙に多くの要員の減少というよ  
うなことがあれば、大変な財政的な打撃を受ける。  
こういうことが基本的にはございませう。が、  
私も塩田さんと大体同じぐらいな年配で、本  
私どもの仲間でしょう。満鉄から帰つたりしたの  
はおおむね。その諸君が大体今退職しておつて、  
したがつて私も同年齢でございませうのでよくお  
会いたしますが、本  
私どもも、終戦直後、あこひもをして軍手をはめて  
で押し込むようにして、そしてまさに国の原動  
力たる輸送に精励された、今の言葉をかりれば危  
険を伴いながら、その方々のことを考へると、本  
当に、私もこの問題に取り組むときに一番そ  
うものが念頭にあつたことは、これは事実でござ  
います。

そこで、さてどうするかということになつた  
ときに、国家公務員等共済組合、ほかの組合の方  
もいらつしやいます。これは労働組合の方も、そ  
して経営者の方も。いろいろな議論を長い時間  
かけて、審議会というよりもむしろ懇談会とい  
うような形式でやつて皆さんがそれじゃ労働者  
でこまごまやろうじやないかという感じが  
出ました。それはおつしやいますように  
ポカ休といふのは本  
したがつて労働者連帯といふのがこんなに立派な  
ものかといふのを、そのとき私は感じました。そ  
れ以来、少し労働者連帯の幅を広げるんじやない  
かというような誤解も受けたりました。しかし  
ども、今でもその考へ方は私は大変とうとい考  
方だと思つております。

そういう原点の上に立つてこれに対応して  
す。現在のものもいろいろの情勢から見ましたとき  
には、ある程度我慢、こ  
私、それを願ひするのやむを得ないじやない  
か。今いろいろお話が  
を所管する大臣であると同時に、私は國庫大臣と

いうまきに二重人格でございませうだけに、そ  
う悩みを感じながら、これがぎりぎりの対応の  
だといふふうに理解を得るようには、私も日夜努  
力をいたしておるところであります。

○塩田委員 国鉄共済の年金財政が悪化したとい  
うことで、こ  
という措置をとつたのだという御回答でございま  
すけれども、この財政の悪化については、恩給か  
ら共済年金に切りかわるときに、国鉄は内容を思  
給の方式をそのまま維持してこられた。恩給は共  
済よりも相当高い水準になりました。計算方式  
その他で、それを維持されたという、そういう  
責任者の非常に無責任な態度、甘い考へ方の中  
にあつたと思つておる。まあ昨年直されました  
けれども、遅きに失します。年金財政が破綻する  
といふことは、もう本  
からあれですから、もつと前からわかつていた  
はずで、これに対しての手を適切に打たなかつた、  
これはもう経営者の経営責任だと思ひます。経営  
者といふは、その最高責任者は国鉄総裁であ  
り、運輸大臣であり、大蔵大臣であると思ひ  
ます。そのツケをこ  
金部分を支給しないといふことでもつて解決し  
うといふこと、あるいはまた、他の共済年金に迷  
惑をかけるといふことは、あるべき姿じやないと  
私は思ひます。

外地から満鉄その他引揚者を戦後受け入れたか  
ら、その方々が今大量に退職されて年金を受けて  
おられる、そのことをよく言われるのですけれど  
も、それは国民一般にわかるのですね。しかしこ  
れらの数を調べてもらつて下さい、非常に少な  
い。一時は国鉄職員といふのは六十万人、今  
や三十二万人、そしてやがて二十万人を切るば  
りになる、非常な変動があるわけですね。です  
から、その六十万人の中で見ますと、そ  
地からの数は非常に少ないと思ひます。むしろ傾  
斜生産で日本の戦後の復興のために、炭鉱ある  
は鉄鋼、国鉄輸送、こ  
資料から人力からを動員をした、その傾斜生産が

成功して今日経済が繁栄いたしておるわけ  
が、戦後国鉄の果たした役割は非常に大きいと思  
うのです。そのときに大量に人を、復員した方  
あるいは失業している人たちが国鉄に入られまし  
た。それが大きな要因になつておる、これも言  
えますね。同じような形と言へば言えるのですが、  
石炭産業、これも今申し上げましたように、戦後、  
傾斜生産のときに一番力を入れてきた一つです  
ね。そこに労働者は一時は三十万、四十万とい  
ました。今はもう十  
は厚生年金の中で処理してきておられます。こ  
たないですけれども、例えば国鉄と同じような  
立のものがやつておれば同じような状況が起  
ておるだらうと思つておる。それは今の社会保  
制度の中で全体的に、それこそ友愛と連帯の精  
神でやつてきて、今日これは非常に危機的な状況  
として問題になつていない。国鉄が際立つてこ  
なつたといふことは、やはりそういう仕組みから  
きておると思つておる。このことを指摘して  
きたいと思ひます。

○竹下國務大臣 N T T の共済等の問題につ  
きましては、統合法案のときからこれは種々議論を  
いたしまして、今塩田さんがおつしやつたような  
議論もございませう。最近、経営者側、組合側  
方とも、大筋の考へては、こ  
私は理解しております。したがつて、公的年金  
部分のほかに、いわゆる職域年金相当部分も含  
んだ統一かつ各組合の共通の年金制度として設  
計されて、同一の法律の適用を受けておるとい  
うのが現状でございませう。

なお、同一の法律の適用を受けておるわけ  
でございますから、N T T、日本たばこについて、職  
域部門はやめた、つけないといふわけにはまいり

せん。なおその上に四階建てといいますが、共済年金のほかに自社年金、それから税制適格年金、これをつくることは法律上はもとより可能であるといふことになっておられるわけでありませぬ。ただ、ちやうど統合法案をつくります以前と今と、関係者の意見を聞いてみますと、ちよつと変化があつたなという感じは、これは私個人でございませぬけれども、持つております。

○塩田委員 同じ共済年金の法律に基づくものでございませぬから、そういう性格に注目して大蔵大臣はお答えになつたと思うのですが、せつかくN T Tも専売も民営化したわけではございませぬから、民営一般のやつている同じ方式でこれは労使の話し合いが済めば自由設計を許していいのじゃないか、このように考えます。考え方が変わったとおっしゃつておられますが、また変わるかもわからない。種々の状況を見て、そういう状況になつたときはひとつこういうことも十分考慮していただきたいと思ひます。

それから、厚生年金、国民年金の積立金の高利運用につきまして、社会労働委員会で厚生大臣にお尋ねをいたしまして、種々要望したところでございませぬが、これについて大蔵大臣、ぜひともこの高利運用を厚生省に認めてもらうということについてお願いをしたいわけではございませぬが、いかがでございませぬか。

○竹下国務大臣 古くて新しい問題というよりも、なお、年金財政という観点から最近はこの議論が非常に活発になってきておるといふことは私も十分承知しております。

今日までの考え方で申し上げますならば、それこそ臨調とか行革審の意見にもございませぬが、年金資金などのいわゆる公的資金は、国の制度、信用、これを通じて集められたものであるから、まず公共目的に沿つた運用が大事だといふのが一つあるわけでありませぬ。

それと今度もう一つは、財政金融政策という財投というのが、御案内のとおり第二の予算とも言われるものがございますので、このいわゆる原

資という性格を持つておる。したがつて、両面からあると思つたのでございませぬ。

(今井委員長退席、越智委員長着席)  
だからこの両面を勘案した結論を出していかねばならぬといふところに、本当はいつ聞かれても歯切れが悪いとか言われる面があることは私も十分承知をいたしておるわけでありませぬ。したがつて、いわゆる資金運用部による統合運用の仕組み、これを維持していくといふのがいわば大蔵省の基本的な考え方。

しかしながらこの問題は、そういう指摘を受けておられますもの、いわゆる概算要求の段階におきまして厚生省から要求の出でる課題でございませぬので、予算編成過程を通じて結論を出していかなければならぬ課題だといふふうに思つております。

○塩田委員 そういう方向でぜひともよろしくお願いをいたします。五十三兆円の一割に満たないものを厚生省は要求しておられるようではございませぬ。私、ささやかな要求ではないかと思ひます。これは年々の懸案事項でございませぬので、よろしく御処理をお願いいたします。

続きまして、厚生年金基金の積立金に対する特別法人税の課税につきまして、現在千八百三十三基金、七百万人が加入をいたしまして、厚生年金基金の積立金は現在十一兆に達していると言われております。なお毎年二〇%ぐらゐはふえていって、現状でございませぬが、国公共済の給付水準を基準にして行われております現在の特別法人税の課税はどれぐらゐになつておるのか。

また、共済制度の今回の改正によりまして、これは相当増税になると思われませぬ。従来は課税基準をそのまゝにいたしまして相当、何百倍にもなるような増税になるわけではございませぬが、それは困るので、この課税基準を見直しまして、現在の課税水準ぐらゐで推移できるように新たな課税基準を設けて措置をすべきだと思ひますが、いかがでございませぬか。

○水野政府委員 厚生年金基金積立金に対しまして課税をいたしております趣旨は、既に委員御案内のことかと思ひますので申し上げませぬが、現在のこの共済組合、国家公務員共済組合の内容の変更に伴ひまして、全体の課税水準の変更の問題も上がつてくるわけではございませぬ。これを受けまして厚生省から、こうした観点からの御要望が出ておることは私も承知をいたしておるわけではございませぬ。現在慎重に検討をいたしておるところでございませぬ。ただ、制度の趣旨からいたしまして、これが増税といふことになるのか、あるいは現在の考え方からすれば、これはどういった課税水準になるという考え方もあるわけではございませぬ。

いずれにいたしましても、私も、この積立金に對して行つております課税の趣旨を踏まえて慎重に検討をいたしておるところでございませぬので、どういった課税効果になるかといふことは現在まだつかみ得ていないところでございませぬ。御理解をいただきたいと思つたわけではございませぬ。

○塩田委員 現在、私たちの推計によりまして、一億二千万円の税金がかつておる。これが現在の共済年金制度の改正によりまして、従来は課税基準でそのまゝの場合は一挙に三百億円になります。これは諸外国にもない課税でございませぬから、ぜひともこれは撤廃するか、撤廃できないならばその基準を現状で維持できるように見直していただきたい、このことを強く要望いたします。

続きまして、職域年金等標準報酬月額につきまして、職域年金等標準報酬月額につきまして、職域年金部分にございませぬが、職域年金部分につきまして、禁錮刑、懲戒免職などによつて支給停止あるいは一部支給停止という制度になっておりますけれども、公務員制度それから社会保障といふものの両面から見て、これはおかしい。他の公的年金制度の中にはこういふものはないわけではございませぬから、これは直してもらいたい。しかも、公務員の特長性といつても、遺族までこれ

が及ぶのはおかしいですね。これはぜひとも再考していただきたい。

なお、加入期間が二十五年未満につきましては二分の一支給という制度になっております。これも従来共済年金制度になつたものでございませぬ。また厚生年金にもこういう制度はございませぬ。なぜこういう制度を持ち込むのか。これはやめてもらいたい。

それから公務に關係のない私学、農林、N T Tといったところにも禁錮刑の場合に支給停止の制度がある。これもおかしいじゃないか。一体根拠は何か。

それから職域年金部分は報酬比例部分の二〇%で設計されておる。これはどういふ根拠か。職域年金につきまして、このことをお答えいただきたいと思ひます。

○門田政府委員 御質問の中で、私学、農林に關するものを除きました部分についてお答えを申し上げたいと思ひます。

この職域年金部分でございませぬが、お話がございませぬように、国家公務員法に基づく年金制度として、公務員制度等の一環としての性格を持つ、こういうものでございませぬので、やはり国家公務員等の職務の能率的運営に資するといふ共済法の目的と相入れない法令違反行為等ありました場合には一定の給付を制限する、こういうことになつておるわけではございませぬ。従来は、職域部分といふ概念が区別されておりましたので全体についてやつておりましたが、今回は明瞭に、先ほどのお話を申しますと三階部分といふこと、そこに限定して行つ、こういうことではございませぬ。

それから遺族につきましては、そういう公務員制度の一環として認められておるといふこと、趣旨から、やはり刑事事件等がありました場合に、家族等につきましてそういうことを行うといふことにはいたしておるわけではございませぬ。

それから、二十五年未満の者の給付条件二分の一とされているのがちよつとかわいそうではないか、こういうお話でございませぬが、実はこの部分

は職域年金部分でございませうから、やはり公務等に長い間貢献した人に手厚く報いていく、こういうことでございまして、国家公務員法第七百七条にも、相当年限忠実に勤務した者というような概念もございませうが、そういう方を優先する、そこまで行かない場合には二分の一相当、こういうことで設定したわけでございませう。

それから、二〇%の根拠でございませうが、これは民間の企業年金等いろいろ参考にはいたしましたが、結局公務員制度の一端であるということ、それから職員負担の限度、こういうことを考えまして設定したものでございませう。

〇塩田委員 標準報酬月額につきましてお伺いいたします。  
N T Tにおきましては、五月六月七月というのは異常な月で、額が非常にふえるのです。そういったところを平均して標準報酬を決定いたしましたと非常に問題があるのではないかと申すので、これに対する配慮が必要ではないかと思ひます。特に短期給付につきましては、給付にはね返らないわけでございませうから、これはぜひとも考慮していただきたいということをお願いいたします。

それから、公的年金の一元化といひながら、国公共済、地方公務員共済ともに標準報酬の算定方式が違つておるわけです。住宅、通勤手当等、老後の保障に余り関係ないと思はれるものが所得として入つてくるのは問題があるのではなからうか。地公共済のように手当の補正率を乗ずるといひた方が事務的に簡素化されていいのではなからうかと思ひますが、いかがでございませうか。

それから、給付につきまして、国民年金に妻が、配偶者が任意加入しなかつた場合、施行時四十歳周辺の配偶者の基礎年金はかなり低いものになります。これは、特例納付等による救済措置を講じてこれを底上げをしていく考えはないか、お伺ひいたします。

最後に、減額退職年金制度でございませうが、これは経過措置を設けて、昭和七十年以降廃止するということになっておりますけれども、むしろ雇

用と、自分がリタイアして引退する、これとの自由選択を個人に任せられた方がいいのではないかと。減額率をどう決めるかは問題でございませう。これは余り高くなつても低くなつてもいけないと思ひますが、その辺の率自体は検討するといひたしまして、そういう現在の減額退職年金制度を存続すべきじやなからうか。

これは、御承知のとおり厚生年金の場合は繰り下げ制度を実施しているわけです。国民年金は繰り上げも繰り下げもあるわけです。これは繰り上げに該当するわけですね、繰り上げに該当するのは減額退職年金制度ですから。自衛官は、これは置いてあるんですね。自衛官は減額退職年金制度はあるわけです。ですから、これはいい制度だと思ひます。率は問題ですが、これは残すべきだ。その方が制度的には一元化するわけですから、これはぜひとも再考していただきたいということをお願いいたします。

以上につきまして御答弁をいただきまして、終わります。  
〇門田政府委員 私どもが関係いたします幾つかの点につきましてお答えを申し上げます。  
一つは標準報酬をとる月でございませうが、五、六、七月という時期を考へておるわけでございませう。先ほどN T T等のケースの御指摘があつたわけでございませうが、社会保険の大宗を占めます厚生年金それから健康保険、これと同一の基準であるということとどういつた時期を考へたわけでございます。

標準報酬につきまして国家公務員共済と地方公務員共済が扱いが違つてはないかというところでございませうが、結局、私どもの場合にはその共済制度の中に民間化した新電電とかたばこ会社等がございませう。それから、地方団体のようになくさんの団体があつて手当がまちまちであるといひたような事情もございませう。そういうことで、やはりこれも年金一元化の観点から、厚生年金あるいは私学、農林共済等と同じ標準報酬をとることにいたしましたわけでございませう。

減額退職年金制度についてこれは残すべきではないか、こういう御指摘をちょうだいいたしました。これも大変議論のあつたところでございませうが、結局この減額退職年金でまいりますと早くから受給できる反面、本当に年金が必要な老後に十分な保障がない、こういうことがございまして、公務員の定年六十歳、それより早い五十代から年金を受給できる制度というのは一般的にはいかがであらうか。今日の長寿社会ということも考へまして、自衛官の場合は特殊でございませうが、一般的には経過措置を設けて七十年で廃止する、こういうことに考へておるわけでございませう。

〇越智委員長 米沢隆君。  
〇米沢委員 余り時間もありませんので、私はこの共済年金制度改正に伴う自衛官の年金問題等についてお尋ねをしたいと思います。  
御案内のとおり、自衛官につきましては精強性維持のために一般公務員には例を見ない若年定年制がとられており、大半の自衛官は五十三歳の若年で退職してあります。このため自衛官の現行共済年金制度においては、大部分の自衛官の年金額は主として勤務年数が短いことによる低い年金支給率のために、五十五歳からの年金受給の場合でも公安職等一般公務員の年金額の約九割と低く、また五十三歳から減額退職年金を受給する場合にもさらに八割減額されて、自衛官の年金は相対的に低くなつておることは御案内のとおりであります。

さらに、現役自衛官の掛金率は、若年定年制によりまして六十歳定年制の一般公務員よりも勤務年数が短く、逆に退職後の期間が長くなるために、一般公務員の千分の七十六・五に對し自衛官のそれは千分の八十八・七と高くなつており、しかもその率の差が今後さらに拡大するといひた深刻な問題を有しております。

自衛官の年金問題等については防衛庁の職員給与制度等調査会が五十二年三月三十日に答申がなされたといひますけれども、そこで指

摘され、また国会においても我が党の同僚議員によりまして何回か指摘をされておりますが、具体的に進展いたしてありません。  
今般審議中の共済年金改正法案によりまして、自衛官については若年定年制を考慮して五十五歳退職共済年金支給の特例と、減額年金制度、いわゆる繰り上げ支給は維持されることにはなつておりますが、自衛官の若年定年制及び俸給構造からして自衛官の年金水準はさらに相対的には低下を余儀なくされる。公安職等一般公務員との年金格差が従来にも増して一層拡大することが予想されますが、この点に関して大蔵省、防衛庁長官はどのような事実認識を持つておられるか、まずお答えいただきたい。

〇門田政府委員 自衛官につきましては、ただいま先生からお話がありましたようにまさにそういうことでございまして、勤務の特殊性といひますか、そういうことから定年が五十歳から五十五歳といひたことになっております。そんなことを考慮しまして、今回も五十五歳支給開始年齢、それから減額年金制度といひものは存置いたしておるわけでございませうが、お話のようにこれを年金の問題としてとらえますとやはり負担がますますふえてくる。そして早い年齢から受給されるわけですから、そこは財政的になかなか大変な問題が出てくるという問題があるわけでございませう。

私どもは、これは自衛官の退職後の就業状況でありますとか、あるいは人事制度上の問題といひような観点から考へていかれるべき問題ではなからうか、年金制度としてはなかなか限界のある問題である、こういう感じを持つておるわけであります。

〇加藤國務大臣 昭和五十三年のときだと思ひますけれども、防衛庁職員給与制度等の調査会、委員たたいま御指摘の調査会での御意見は、御案内のように最終給が低いとか勤務年数が短いとか、再就職時の賃金が著しく低くて退職後の生活がかなり厳しいといひたものでございませう。特にあの当時はまだ定年退職がかなり早かつたものでありますから、最終年の一年間の平均の給料となり

ます。

ますとかなりその辺が低いのがきていますし、年数掛ける一・五％の部分がかんきいてきたことも事実だと思えます。しかし、それから数年私たちが努力しまして定年を大分延ばしてもらいましたので、これによってこの最終俸給が低いという部分と勤続年数の部分はかなり大きな改善にはなつたと思えます。

しかし、今大蔵省の方からもお話ありましたように、支給開始年齢が五歳ほど早いとなりますとどうしても計算上負担率も高くなつてまいりますし、だからといって余り定年をいつまでも延ばすということは自衛隊の精強性等の絡みで非常に問題がございますので、これは単に公的年金制度だけではなくて、もっとほかの、制度的に何かを考へていただかないとこの部分はなかなか解決できないところが残るのではないかと、私たちもそう思っております。

○米沢委員 自衛官の給料はいわゆる公安職の一般職の給与とバランスをとる。そういうことで今まで積み上げられてきたというふう聞いていますが、現在、公安職の給与とのバランスは整合性がとれたまま伸びてきておられるのか。それから退職手当の問題について、公安職との関係ではバランスはとれておられるのか。この二点について簡単に人事院の方から説明してもらいたい。

○鹿兒島政府委員 自衛官の俸給につきましては私どもの所管外でございますが、私どもが承知しております限りにおいてお答え申し上げます。私どもが承知しておりますところによりまして、現在の自衛官の俸給表は、上位の等級は行政職(一)表に大体比準するという形をとっておりますが、その他は主として公安職の(一)表という形でおおむね比準されておるといふうちに理解しております。

退職手当につきましては所管外でございますので、答弁を差し控えていただきたいと思います。

○友藤政府委員 お答えいたします。

ただいま人事院の方からお話ございましたが、私どもの給与は、一般職の職務の類似した俸給表にリンクをしようという形で、従前からそうでございますが、現在も上位等級は行政職、それから二佐以下については公安職、こういうリンクの仕方、その辺につきましては一般職との均衡を十分とるように毎年の改定時には配意をいたしておるわけでございます。

それから、退職手当につきましても、根拠法としては同じ法律が適用になっております。

ただ、御案内のとおり、先般の改正におきまして定年制度が設けられましたので、勸奨退職の場合には若干優遇措置が一般職の方でとられましたので、私どもはその点定年退職時期が早うございまして、適用を受ける部分若干年数が減る部分がございます。この辺につきましても、一般職の支給の実績等を私どもとしては見ながら対応を考へてまいりたいというふうに考へております。

○米沢委員 五十三歳の定年退職自衛官に対する退職手当の優遇措置はないわけですね。三佐以上は五十三歳で退職する場合、年齢差分の優遇措置が適用できる、こういうことになっております。

問題は、政令によりまして勸奨退職年齢を階級の定年年齢としたために、最高加算率の適用を受けることは一部の者を除いて大変困難である。したがって、確かに自衛官の場合には、五十三歳で定年だ、こうなつたときにそれが勸奨退職年齢になるものでありますから、結局優遇措置が受けられないという状況になつたのでございますが、一般の公務員と比較をいたしますと、例えば五十三歳退職の場合、一般公務員の場合一四％上積みされる、ところが自衛隊はできない。五十三歳定年という宿命的なものがあるがゆえに、同じ五十三歳くらいで定年した場合、一般公務員の場合上積みできる、しかし自衛隊の場合にはできない。このあたりは、やはり特別の問題として政令あたりには何かの特別の控除措置みたいなものをつけ加えることが本当は必要ではないか、そう思うのです。

これは、早急に改善してもらいたいと我々は思う

のですが、防衛庁長官どうですか。

○友藤政府委員 確かに先生御指摘のような事態が想定できるわけでございますが、一般職の勸奨退職の状況等、五十三歳程度で勸奨を受けられる方の数とその割合等にもよりまして、私どもとしてはそれが一般職において相当程度の人数が出てまいるといふ場合には相当程度差があるんじゃないかというふうな判断をせざるを得ないと思

います。現在の一般職の方の勸奨退職の実態というもののについては、六十歳定年制が発足しました。まだ十分私ども把握いたしておりませんし、特殊な例外措置だけで私どもの方の五十三歳の分に対応するといふようなことも、一般職とのバランスから考へていかなるものであろうかという議論も一方ではございますので、私どもとしてはトータル的に見て自衛官の処遇について、全体として一般職との関係でバランスをとらなければならないように検討してまいりたいというふうに考へております。

○米沢委員 一般公務員の場合、五十三歳でやめるといふ例は確かに少ないかもしれませんが、それはトータルとして数はそうかもしれませんが、自衛官の五十三歳の定年、それから一般公務員で五十三歳でやめるといふその個人にとりましては、少なくともそういう理屈は余り立たないわけでございます。やはり個人に着目して平等の原理を適用する、そういう立場から私はずいこの政令の改正を望みたいと思つて、防衛庁長官、再度。

○友藤政府委員 先ほど御答弁申し上げましたが、この問題については私どもも先生御指摘のとおりの問題意識を十分持つておりますので、ここしばらく調査をいたしました結果を見て十分検討し、配慮をいたしてまいりたいというふうに考へております。

○米沢委員 それから、先ほど申しましたように、一般の公務員よりも勤務年数が短い、逆に退職後の期間が長いということで掛金率が高いですね。これはますます深刻になるといふ予想がされてお

りますが、そのあたりは実態的にはどういふ数になつていくか、予想は立てておられますか。

○友藤政府委員 お答えします。

現在、非任期制の自衛官の掛金率は千分の八・七であつたと思つて、これは一般職員に比べまして相当高率になつてきておるわけですね。警察予備隊から自衛隊発足当時の格差はそれほどございませんでしたが、先ほどの御指摘のとおり、勤務年数が短い、しかも長い期間年金をもらわざるを得ない、こういうシステムになつております関係上、どうしても掛金率が保険数理等からしまして上がつてくるわけでございます。

将来の予測でございますが、これにつきましては、全般的な経理については共済組合の連合会でございますか、そちらの方で所管をいたしておりますので、私どもとしては的確な数字を現在持ち合わせておりませんが、一般職に比べて相当程度上昇するであろうといふことは確実に言えるといふふうに思つております。

○米沢委員 そういう意味では自衛隊の精強性を維持するために定年制という宿命的なものは確かにありますけれども、しかし、なぜ五十三でなければならぬのか、五十四でなぜいけないのか、こういう議論をしていきますと、定年延長という問題はまだまだある程度突っ込んだ議論ができる可能性もあるのではないかと、あるいはまた、特に掛金率が高いという、ほかの一般公務員の皆さん方とのバランスを失つておるといふ部分がありますから、その部分については少なくとも一般公務員と同じぐらいの掛金率にして、若年定年に伴う経費は国が負担すべきである、私らはそう思つておるのでございます。そういう意味で、若年定年に伴つて支給が早い部分については公的措置がとれないか検討しておるといふのが防衛庁長官のさきの通常国会の予算委員会での答弁であるやに聞いておりますけれども、そのあたりについて私はもつと踏み込んだ御検討を願いたいと思つておる

のです。それから、先ほど、年金制度ではどうしようも



これをもって婦人の年金権が確立すると言われているようですが、このような理解でよろしいのでしょうか。

○吉原政府委員 一番大きな点はおっしゃったこととでございます。

○養護委員 果たして今回の措置によって婦人の年金権が確立し婦人の年金が改善されるというふうに見られるものかどうか、これは非常に問題だと私は受けとめております。

(越智委員長退席、高島委員長着席)

被用者の無業の妻は、固有の基礎年金受給権を妻名義で持つことになりいわゆる第二号被保険者の被扶養配偶者だから第三号被保険者だと言われていますけれども、被保険者でありながら本人は保険料を一円も支払わなくてもよいという仕組みになっているわけですね。

そもそも、保険料を一円も支払わない被保険者が年金権を持つという仕組みが果たして保険制度というものになじむものかどうか、そして、そのような年金制度を持っている国があるのかどうか、あれば教えていただきたいと思えますし、考えてみますと、このような被用者の無業の妻から保険料を徴取しないというのは一体どのような合理的根拠があるのか、正当な根拠があるのか、これをぜひ聞かしていただきたいというふうに思います。

○吉原政府委員 社会保険におきましては、保険料を被保険者が納めて一定の給付を受ける、これが原則的だと思いますが、基本的な考え方であることは確かでございます。

実は、今度の新しい年金制度におきまして、従来非常にあいまいであった、婦人といいますが特にサラリーマンの妻、家庭の妻の年金的な位置づけをしっかりと、年金権を保障する。具体的にどういうやり方が一番いいかということにつきましては、いろいろな議論がございましたし、実は一番苦心をした点でございます。従来のように、国民年金に任意加入の道を開いていたその制度を延長させまして、全部国民年金に強制加入、一人一人

がみん保険料を納めて年金を受けられるようにするということも確かに一つの方法でございます。それが最初に申し上げました社会保険の仕組みにおいては、その方が、あるいは先生もそういうことを頭に置いて御質問されているのかもしれないが、それも一つの方法でございますけれども、果たしてそれで、本当の意味で、実質的な意味で婦人の年金権というものが確立されるかどうか、無年金者の問題が大変議論になっておりますけれども、できるだけ多くのサラリーマンの妻が実際に老後になって年金を受けられるような仕組みとしてその方がいいかどうかということを考えますと、必ずしもそうではないと思うわけでございます。

今度の年金制度におきまして、御主人、つまり夫が保険料を支払う、その中にいわば同時に奥さんの分も支払っているという仕組みをとる方が御主人の方あるいはサラリーマンの妻に対する年金権の確立の方法としてベターなのではないかと、う考え方、従来余りなかった考え方でございますし、諸外国にも例がないような考え方でございますけれども、こういう仕組みをとったわけでございます。

○養護委員 別のところで、現在無業の妻の二、三割が国民年金に任意加入していない理由というのは、そういう妻たちが経済的に余裕がないからではないか、したがって、そういうことも考えて夫が妻の分も払う仕組みにするのだという、そんな話もあるやに聞いていますけれども、そういう根拠はあるのでしょうか、ないのでしょうか。

○吉原政府委員 余裕がある、ない、正確に言いますとサラリーマンの妻、特に家庭におられる妻というのは、自分の所得としてはないわけでございます。したがって、所得のない人に被保険者として直接保険料を納めていただくやり方がいいか。国民年金は所得のない人も対象にしておりますのでそれも一つの方法でございますけれども、そうではないに、サラリーマンの家庭の妻といたしましては、御主人が自分の働いた収入を自分名義

で受け取られるわけですが、やはり御主人の収入の中には奥さんの貢献分といえますか、いわば実質的には御夫婦の収入として考えていいんじゃないか。そういうことから、御主人の収入の中から一定の保険料率をもって保険料を納めていただく、同時にそれが奥さんの年金権に結びつく、こういう仕組みをとったわけでございます。

○養護委員 ただいま年金局長は、所得のない人から保険料を取るといことはいかかかという考え方でも示されましたが、おっしゃるとおり、自営業者の妻であれば所得がなくても払わなくちゃならないという仕組みになっていきます。その分を夫の方から提出するというふうにするのがよろしいのではないかと考えたとおっしゃいますけれども、これはちよっと通らない理屈だと私は思うので、これはちよっと通らない理屈だと私は思うので、

と申しますのは、実際に被用者の無業の妻の集団全体の保険料を、妻のない独身男性や共働きの妻や独身女性を含めて厚生年金や共済年金の加入者全員が負担するという仕組みになっているわけですが、したがって、被用者の無業の妻の保険料はその夫が提出している保険料に含まれているという説明をされても、具体的には、その妻の保険料分を上乗せして夫が支払うシステムではありませんが、また逆に、単身者についてはその妻分を差し引いて支払うというシステムにもなっていないわけですね。したがって、その加入者は無業の妻があろうとなかろうと同じ保険料率で払わなければならないという仕組みです。

そこで、共働きで苦勞している妻とか老後の不安を抱えている独身女性などから見ますと、何で私たちが専業主婦の老後の面倒まで見なくちゃならないのという不満の声が出てきているわけですね。働く婦人は、今回こういう改正によって保険料が上がっていく、受給年金は切り下げられていく、開始年齢は先へ延ばされるというような改悪がある中で、余計納得できない気持ちになるといふ状況です。

さらに、無業の妻といっても、九十万円まで

は例えばパート収入なんかがあっても、それは被扶養者として保険料は一円も支払わなくてもよいわけですね。そうしてみると、低所得の婦人が第二号被保険者となっている場合には、気持ちの上でますますこれはおさまらないということになるのわからないわけではございません。

自営業者の妻は無業であつても、全く無収入であつても自分で保険料を払わなければならないという仕組みであることを考えてみますと、同じ妻でありながら、夫が被用者であるのか自営業者であるのかによって、強制的に三号被保険者になつたり一號被保険者になつたり、夫の立場によって変わってしまうという仕組みになっているわけですね。結局、妻の年金とはいふものの、独自に確立されているという仕組みではなくて、夫に左右される従属的な年金であるというところからこういう不合理が出てくるのだと私は思うのです。婦人を一人前の人格の持ち主として固有の年金権を確立したものは到底言えないというふうに私は思いますけれども、この点についての厚生大臣、大蔵大臣の御意見を伺いたいと思つております。

○増岡國務大臣 先ほど局長から御説明いたしましたように、御本人の名義の年金になるわけでありまして、したがって、障害の場合、離婚の場合のことを考えますと、これはやはり年金権の確立と考へた方がよろしかろうと思つてございまして。また、基礎年金はそれぞれ一人ずつに対して給付されるものでありますから、そういう点でも矛盾はないものと考えております。

○竹下國務大臣 これは、担当の増岡大臣の意見と一緒でありますとお答えをいたします。

○養護委員 何だか余り理解していただけてないような気がしてなりません。

と申しますのは、私が今まで議論してまいりましたように、婦人の年金権を確立したというのなら、その点について夫がどうであるとかどうであるとかということに左右されずにきちんと固有の年金権を確立することであれば、本当に一人前の人格を認められたものとは言えないのではな

いか、夫の立場によってかなり左右されてしまう  
こういふ年金では、妻というか婦人の年金権が確  
立していないというふうには言いたくないわけ  
です。

その上に、今回の措置で婦人の無年金者をこ  
ういふ状況でできるだけなくしていく、なくなるだろ  
うというふうには言われてはいますけれども、実際問題  
としてこの保険料納付が二十五年未満であれば無  
年金になってしまいますし、四十年未満では五万  
円年金に達しません。

厚生省の八四年の行政基礎調査では、九万人サ  
ンプル調査で、公的年金に加入すべきであるにも  
かわらず加入していない者は七・七%だ。四十  
年後には六十五歳以上の人口は二千七百万人と見  
込まれて、その七・七%は二百八万人、この二百八  
万人が無年金者となるのではないかとこのように  
推計されております。一方、保険料の免除者は八  
四年で三百九十九万人、一七・四%と数字が出てお  
ります。

私は、この中で男女別というのを明らかにして  
ほしいというふうには要求したわけですが、これも  
男女別統計はないというふうな厚生省のお答えで  
した。実際問題としていろいろ考えてみますと、  
当然婦人の比率が極めて高いのではないかとと思  
わざるを得ません。国民年金の三分の二の加入者が  
婦人です、国民年金は月一万三千円の負担とな  
ってまいります。ますます支払いが困難で、無  
年金者となるケースは当然ふえると見込まなけれ  
ばなりません。仮に保険料の免除の適用を受けて  
も、給付は公的負担分だけ、三分の一だけしか受  
けられない。したがって厚生省の試算では、四十  
年後には国民年金加入者の四分の一は五万円年金  
は受けられないというふうには言っているわけだ  
ね。かなりの部分、婦人がここに該当するとい  
うふうに見込まなければなりません。

で、こうした実態の中で、被用者の妻が国民年  
金強制加入ということになりますけれども、これ  
まで国民年金に未加入の妻の場合は、だれが被用  
者の妻であるのか把握するのが非常に困難である

というふうには厚生省が言っておられるようです。  
そこで、被用者の妻が年金制度が変わったことを  
知らずに、市町村の届け出を放置したままにして  
おくと、せつかく三号被保険者に当たつていても、  
妻の年金受給資格は得られないこともあり得ると  
いうことが予想されます。妻が六十五歳になつて、  
さて年金をもらおうかと思つたときに、一体何年  
間被用者の妻であつたのかということをやつて  
証明することになるのでしょうか。その場合、  
特に内縁の妻の場合一体どういふことになるので  
しょうか。二十五年に一月でも欠ければ無年金  
となるだけに、一体いつからいつまで被用者の妻  
であつたかということを確認することが大事なこと  
になるやと思われましても、どうやって解決  
していくのでしょうか。

年金局長は、これまでの年金の記録は保険料を  
納めた記録だけをつかまえていけばいいのです  
が、今後はそれだけでは済まない、住所、氏名、年  
齢のほか、身分関係の変動、雇用関係の変動まで  
つかまなければサラリーマンの奥さんに対する  
年金が成立しないのですと述べておられるわけ  
で、ここから考えてみても、かなりの無年金者  
というのが予想されるわけですが、一体どうや  
つて解決していけるつもりですか。

○長尾政府委員 お答え申し上げます。  
先生の御質問は二点あつたかと思つます。一点  
は、現在国民年金に加入をしておられないサラ  
リーマンの奥さん方についてどのような把握をする  
のか、大変に難しい問題なのではないかという点、  
それから、生涯三十五年なり四十年という長い期  
間にわたつて三号該当であるということについて  
どのような事務処理をやつていくのかという点で  
あるかと思つます。

ただいま私どもといたしましては、国民年金に  
任意加入をされておられます方につきまして、お  
届けを出していただきたいということでお知らせ  
を差し上げておるわけですが、未加入の  
方につきましては、六十一年の四月一日、今度の  
改正法が施行になります以後に手続をさせていた

だきたいと思つます。  
で、未加入の方につきましては三号該当であるか  
どうかというのを把握するのは技術的に大変難し  
い点があることは先生御指摘のとおりと思いま  
す。私どもは市町村におきまして住民台帳、国民健  
康保険の被保険者の台帳等を基礎にいたしまし  
て、できる限り網羅的に対象者を把握できるよ  
うな方法を検討いたしております。できる限り多  
くの方が漏れなく三号被保険者としての届け出  
をしていただきたいというふうには考えておりま  
す。

それで、三号被保険者の方の被保険者管理の問  
題でございますが、これは基本的には、従来の国  
民年金の被保険者の被保険者管理の手法をもつて  
やりたいと思つております。現在、国民年金の被  
保険者につきましては、市町村を窓口としたしま  
して、強制加入であるか任意加入の方であるかと  
いう種別ごとに被保険者管理をいたしております  
が、これに付け加えて、三号該当という費目  
を私どもの仕組みの中に新たに設定をいたしまし  
て、今回お届けをいたします方々につきまして、  
三号被保険者としての登録をいたしまして、今後  
その上での被保険者管理をいたしていくつもりで  
ございます。

その間におきまして、今先生おっしゃいました  
ように、離婚をなさるとか、それから取入が相当  
に多くなつてしまつて、いわゆる被扶養該当とい  
うことのない状況になることが予想されるわけだ  
ございますが、この場合には、いわば国民年金の被  
保険者の種別の変更ということになるわけござ  
います。現在、この種別の変更につきましては、現  
行法につきましてはまた新しい国民年金法につ  
きましてお届けをいたしましたか、どのような仕組  
みになっておられるか、届け出をお願いするとい  
うことになつておられるか、この届け出の助行を  
していただくということが、今先生おっしゃいま  
した三十数年にわたつて被保険者の種別を確実に  
確認していくということの非常に難しい点にな  
るかと思つますが、この届け出の確認ということ

につきまして私どもの方でできる限り努力をさ  
せていただきたいと思つております。  
○養護委員 内縁の妻の場合はそれをどのように  
解決していかれるのですか。ちよつと明確じゃな  
いものですから、もう一度お答えいただきたいと  
思つます。

○長尾政府委員 お答えをいたします。  
三号被保険者、つまり被扶養配偶者であるか  
ということの認定の一つの基準として考えておりま  
すことは、他の社会保険におきまして、例えば健  
康保険におきまして被扶養者としての登録がされ  
ておること、これを一つの基準として考えており  
ます。それから、現在市町村を窓口にするとい  
う形で申しておりますが、市町村におきまして  
は住民基本台帳の管理をやつておるわけござい  
まして、いわば事実上の配偶者であるということ、  
それから被扶養の状態であることの二点につ  
きましては確認ができるというふうには考えており  
ます。したがって、いわゆる法律上の届け出を  
されておられませんが、事実上被扶養配偶者と  
同様な方につきましてはそういう形で確認をさせ  
ていただきたいと思つております。

○養護委員 実際問題として届け出というのにか  
なり左右される。そういうことを考えてみますと、  
その辺のところは実態とびつたり合つた届け出が  
スムーズに行われるという仕組みになつていない  
限り、権利のある者がその権利を受けられないと  
かあるいはまた異なる状況に追いつかれてしま  
うということがあつたわけ、今お聞きした限りにお  
いても十分把握できるというふうには了解できな  
い状況のように思われます。そのような措置を  
とつて一体どの程度把握できるか、どの程度把握  
漏れがあるというふうにお考えなのか、わかりま  
したらお答えいただきたいと思つます。

現在、国民年金の被保険者につきましては、私  
どもで機械化を進めております。いわゆるオンライ  
ン計画におきます適用面の完成をいたしております。  
つまり、被保険者の管理がコンピュータシ

システムによってできておるわけでございます。したがって、今後の仕組みといたしましては、いわゆる配偶者情報、今回届け出によりましてその方の御主人に当たられます方の被保険者番号を登録していただくわけでございますが、そういうような配偶者情報をチェックできるようなシステムをもちまして、いわば先生今御指摘の届け出がなくなったケースにつきまして、即時というのなかなか無理かと思いますが、今後チェックを考えていきたいと思っております。その場合に、どれくらいの確認が制度としてできるかというのは大変難しい問題であると思っておりますが、できる限り年金受給に問題のないような数字まで持っていきたいと思っております。

○養育委員 届け出によって一号か二号かが変わってくる。その場合に、一号の場合だったらみずから保険料を払わなければならぬし、三号だったら払わなくてもいいというふうなことから考えますと、この辺のところをきちんとしない限り、本当に公平な年金受給ということとは確保できないのではないかとこのことを指摘しておきたいと思っております。努力はなさいますもの、その辺で完全な把握が困難だということから見まして、無年金者というのはここでも出てくるということも、無年金者を得ないと思っております。こうしたことを指摘せざるを得ないと思っております。こうして無年金がさまざまな条件のもとで生まれてくるわけですから、他方、六十五歳以上は無年金や共済年金から締め出されるということになって、六十五歳以上の企業の重役とか天下り官僚などは、年金と報酬を両方受けられるという仕組みになっておりました。これは私は非常に不合理なものではないかというふうに指摘しておきたいと思っております。

そこで、次にお尋ねいたしますが、厚生大臣、大蔵大臣、社会保障それから年金の分野において男女平等は確保されなければならぬ、憲法第十四条は貫かれなければならぬと思っておりますが、お二方の御意見を伺います。

○増岡国務大臣 御指摘のように、男女平等の趣

旨は貫かなければならぬと思っております。その際におきましても、そのときどきの社会、経済情勢というものも考えてみなければならぬと思っております。

○竹下国務大臣 憲法第十四条はそのとおりであります。

○養育委員 憲法第十四条の条文がどうなっているかという問題ではございません。憲法第十四条に書かれてある男女平等が、社会保障の分野、年金の分野に貫かれなければならぬ、そのように御理解なさっていただけましたでしょうか。

○竹下国務大臣 御趣旨の意味でお答えしたわけでありませぬ。

○養育委員 ところで、遺族年金についてお尋ねするわけですけれども、遺族年金というものは加入者の年金権の一部を構成するものと理解してよろしいのですか。

○吉原政府委員 そういうことでございます。

○養育委員 そこで、この遺族年金を見ても、国民年金、厚生年金、それから共済年金の規定は、規定の仕方に多少の違いはありますが、遺族給付の受給権について異なる要件が書かれておられます。つまり、夫に死別した妻と妻に死別した夫が平等に扱われていないという現状にございませぬ。同じ加入者でありながら、死んだのが夫であれば遺族給付が行われ、死んだのが妻であれば遺族給付が支給されないというの、明白な男女差別以外の何物でもないと思っております。したがって、このように法律上明白な男女差別の条文を設けるということはおよそ理解できないところでございますけれども、この遺族給付の男女差別について、是正すべきである、平等にすべきであると思っておりますが、厚生大臣、いかがでしょうか。

○増岡国務大臣 今回の改正におきましては、遺族年金についてその保障が必要であるかどうかという必要性に着目いたしておるわけでございませぬ。したがって、夫が死亡したときには子のある妻及び一定以上の年齢に到達していた妻に手厚くす

るなど、重点化を図ることになっておりますが、その逆の場合の父子状態のものにも支給すべきではないかということにつきましては、一般的に稼働能力を有すると考えられる父に対して所得保障を行う必要は薄いと判断しております。このことは現在我が国の社会通念上合理的かもしれないと考えられます。ただ、厚生年金に加入している妻が亡くなった場合に、死亡時五十五歳以上の夫、父母、祖父母等に対しては六十歳から遺族厚生年金が支給されるようになっておるわけでございませぬ。

○養育委員 ただいまの御答弁は全く納得できません。と申しますのは一般通念上これが認められているというところをおっしゃいましたけれども、これまで再三にわたってさまざまな問題点が一般通念上ということでも男女差別が行われてきたケースがございませぬ。しかし、今日男女平等というのは憲法に規定されている当然のことであるだけでなく、婦人に対するあらゆる差別の撤廃条約が批准されるような状況になりまして、さまざまな分野で見直しも行われ、古い社会通念を排して、新しい今日の実態にマッチした状況に変えられてきているというのが実態です。

遺族年金の場合、結果として支給を受けるのは妻の方が多いとか男の場合は少ないということは実態からいってあり得ることかもしれませんけれども、法律の上で最初から男女を明らかに区別して、差別して規定をし、そして最初から男性には遺族年金を受ける権利が排除されているということとは全く許されぬことであり、憲法違反であると思っております。

ILOが一九八四年に「二十一世紀へ 社会保障の発展」と題する報告書を出しておりますけれども、そこでは社会保障における男女平等原則確立のために放棄すべき慣行の一つとして、遺族給付の受給権が女性にあって男性にないことを挙げられています。これは一見女性が有利で男性が不利なように理解されますけれども、これはそうではな

くて、最初に私が確認いたしましたように、遺族給付というのは本人の年金権を構成する一部でございませぬので、つまりは加入者である妻の権利が損なわれているということになるわけですね。

アメリカでは、このような男女差別は明白な憲法違反だということで、さまざまな判決も出ております。特にアメリカの社会保障法は、夫及び父親が死亡した場合に残された妻と養育すべき児童に対する遺族給付について定めていたけれども、逆に妻及び母親が死亡した場合には、未成年の児童のみ給付が支給され、夫には支給されないと定めていた。裁判所は、この条文は、女性労働者の収入は家族の生活を支えるのに大した寄与をしていないのに、男性労働者のそれは不可欠だということをお前提としており、このような区別は古典的で行き過ぎた一般化であり、連邦憲法修正第五条に違反するであろうに、既に一九七五年に判示しております。先ほど私が申し上げましたように、今日男女の古典的役割分担意識を改めなければならぬ時代にきておるに、差別撤廃条約はそれを明記しております。

これまでの年金制度というのは、旧来の伝統的な男女役割分担意識に支えられた社会構造のもとで、子供は結婚以外に生まれないうか、結婚は永続的なものであるとか、正常とは言わなくても社会的に望ましい女性の役割は、経済的に夫に依存し有償労働に従事しない主婦であり母親であるという伝統的な前提のもとに築かれてきているわけですね。先ほど申し上げたとおりです。しかし、これは今日ではもはや妥当なものではないし、伝統的な社会保障制度に対する最も本質的な挑戦は、結婚が一人の男性と一人の女性の永続的な結びつきではなくなくなったという事実である、これはILOが述べているわけですね。結婚の破綻もふえております。また、有償労働に従事する女性も驚異的に伸びておりますし、今後ますますふえていきます。これが時代の進展であり、当然のことであり、女性の権利意識も前進してきております。我が国では、これまでに社会通念だ、当たり前

だと言われてきたことがまざままありましたけれども、この十年の間に幾つか是正してきたことがございます。例えば夫婦共同扶養の被扶養者の認定の問題とか、住民票における世帯主の認定の男女差別の問題とか、生活保護法における保護費の男女差別なども是正されてきております。これらはいずれも昔は当然であった、これは社会通念であったと言われてきたことばかりです。しかし、時代の進展に従って、そして男女差別撤廃条約を批准するという今日の事態に合わせて是正されてきているわけです。

年金はきょうつくてあした変えるというものはありません。二十一世紀に向かってさらにその先まで考えた上で体系をつくっていくということから考えますと、今後の社会のあるべき姿あるいは当然予測される姿を正しく見て、それに適応するものでなければならぬというふうに私は思います。したがって、このような遺族年金給付は、ILOに指摘されるまでもなく憲法に違反し、男女差別であると私は思いますので、ぜひとも年金担当大臣、是正をするように強く求めて、御答弁をいただきます。

○増岡国務大臣 保険制度でございますので、したがって、その保険制度の中で遺族に対して給付を行う場合には、やはりその遺族に対して所得保障を行う必要があるかということが基本にならうかと思うわけでございます。したがって、女性がお亡くなりになった場合でも、男性がかなり高齢であってそういう稼働能力がないという場合には、先ほど申し上げたように遺族厚生年金が支給されるようになっておるわけでございます。

○養輪委員 全然答弁になってないと思うのですね。必要性というのは何と六十五以上でなくたって若いときだってあり得るわけで、現実になければそれは受給しなければよろしいわけですから、制度上それをあらかじめ排除することを不当である、間違っているというふうには申し上げておるわけですから、全然答弁になってないというふう

うに思いますが、時間が来ましたので終わります。  
○高島委員長 梅田勝君。  
○梅田委員 私は、国鉄共済問題につきまして質問いたしたいと思います。

(高島委員長退席、越智委員長着席)  
国鉄共済年金の財政破綻は、国鉄監査委員会の報告書の中におきましても、「その原因は、いわゆる戦中・戦後の大量採用職員が退職時期を迎え、年金受給者が急増している一方、国鉄の経営改善のための職員数が急減しているなど、構造的要因によるものである」ということは、もはや今日ではだれも否定できないところでございます。

そこで、国鉄当局に成熟度の問題につきましてお伺いをいたしますが、五十九年度末におきまして一七・八となっておりまして、仮に今回、国鉄再建監理委員会が意見の中で言っておりますような二十一万五千人体制になった場合にはどのようにな成熟度になるのか、またその場合に、仮にそれを全部国鉄に負担させるといふようになった場合に、国鉄労働者の掛金率は幾らぐらになるか、お答え願いたいと思います。

○川口説明員 お答えをいたします。  
国鉄共済組合におきましては、現在組合員数が約三十一万人でございます。また年金受給者が約四十二万人でございます。その成熟度は一三五程度に達しておるわけでございます。

今後監理委員会の意見に基づきまして経営改革が実施された場合の見通しでございますが、これは転退職する職員がどのような時期にどのような人数やめるか、またその転退職者がどのような年齢層の者であるかというようなことが現段階では定かではございませんので、正確な成熟度の予想数字は出にくいわけでございますが、大まかに申しまして、昭和六十五年度になりますと組合員数が約現在より十万人減少いたします。ただ、この約十万人の減少の者がすべてが直ちに年金受給者となるわけではございませんが、これらを総合的に勘案いたしますと、六十五年時点の成熟度は二〇〇を超えるという予想が成り立つわけでござい

ます。

○梅田委員 要するに成熟度は二〇〇を超えるという重大事態になるわけでございます。そこで掛金率が何ぼになるかというのがなかったわけでございしますが、これはもう大変なことになるのだな。

そこで大蔵大臣に聞いていただきたいのです。私にぜひこれは国会で明らかにしてほしい、訴えてほしいという要望で、給料の明細書を国鉄労働者からいただいたわけでございますが、Kさんという三十五歳の方でございます。六十年の九月給料表によりまして、基本給は十八万九千七百円、それから共済の短期、長期、所得税、市町村民税、これらを入れますと三万九千二百五十五円、実に二〇・五七％に達しておるわけです。総収入に對しましての比率を出しても一九・一二％でございます。手取りは十四万七千七百円しかこの方はもらってない。

それからMさんという四十五歳の年配の方でございますが、基本給は二十一万二千六百八十二円、それ以外諸手当がつきまますが、先ほど申し上げた共済と税を合わせました控除が五万二千八百九十円、実に二四・八六％に達している。総収入に對しても二〇・五六％だ。手取りわずか十四万四千四百三十四円にしかならぬ。これ以上掛金が高くなったらかなわぬということで、負担能力に限界が来ているのじゃないか。

これを何とかしなくてはならぬという点について、まず大蔵大臣、どのようにお考えですか。  
○竹下国務大臣 恐らく今の数字はそれとおりであらうと、私もそういう前提で感じたこととお話しいたしますならば、確かに国鉄、高うございませう。したがって、いろいろな議論をして、再三申し上げるようでございますが、元電電、元専売、そして国家公務員等が労働者連帯の形でこれが救済策を講じた、こういうことであります。なおしかし、それは三十二万体制のときを前提とした計算でございます。それで将来仮に法律が通って変わったとした際にはそれ以上の問題が起きてくるという問題意識を持って、今までも再三

お答えをしておるところであります。

○梅田委員 先ほど来の議論を聞いておりましたも、大蔵大臣はたびたび労働者連帯、美しい労働者連帯などと言って、全体で見えていくことが大事であるというようなお考えをお示ししようとしてありますが、これは結局は国民全体に広く負担を転嫁するものでありまして、統合を考えるということではなくて本当に国全体の連帯を考えるならば、国鉄の財政赤字をつくり出したのは、私どもの理解では、財界がいろいろのものを押しつけた、自民党もそれに同調してやった、こういう大きな責任があるわけですから、かかる財政危機の問題については毅然として、一般会計からやりくりして出すべきだ。一般会計から出せば、所得再配分の機能を持っているわけですから、これこそ国全体の連帯感で問題を解決するということになりはしませんか。あなたの言うオール日本による解決というのは、結局、当面積立金で、かなり金額を持つている厚生年金で何とかしてもらえないか、せじ詰めたならそこへくるんじゃないですか、どうですか。

○竹下国務大臣 私が労働者連帯と申した言葉は、実際問題として、共済を統合いたします際の法律の審議をするまでは審議会の答申をいいただかなければならぬわけですから、その答申をいただくについて、私も、主として懇談会でございませうけれども、よく様子を聞かしていただきました。そのときの議論というものがまさに労働者連帯だと私自身が感銘したという感想を述べたわけでありました。したがって、今その制度ができたことは間違いございません。さらに、この国民連帯というのは、そのときにそういうことを感じたという意味で申し上げておるわけでございませうので、これをどうするかということになりますと、たびたび申し上げておりますいわゆる統一見解というもので御承知おきを賜りたい。

ただ、一般会計という言葉がよく出ます。そしてやりくりという言葉もお出しになりました。それはやりくり大変でございます。が、やりくりの



大なることになりましたが、十八兆四千億。この成長率でどんどんいってらだないなりまんねん。これもいろいろな計算がありますが、昭和七十年になつたら軍事費は六兆八千億になる、昭和八十年になつたら十四兆三千億になる、とんでもない数になる、名目伸び率が七・九%といったとしたらです。私は、日米軍事同盟のもとで軍事費をどんどんふやすということは、国民の平和と安全に脅威こそあれ暮らしには何の役にも立たないという点を考えるならば、ここで大いに発想を転換して、暮らしの充実のためにそういう諸費用は回すべきだと思つておきます。

また党は、年金改革の問題につきましては、本当に国民の老後生活が保障できるような、最低の生活ができるような年金制度を充実しろというように提案をしているわけでございますが、この基本的な問題については、大蔵大臣、厚生大臣、並びに国鉄再建に重大な責任を持つ運輸大臣の各答弁をお願い申し上げて、私の質問を終わります。

○竹下国務大臣 国鉄は昭和三十八年までは黒字でございました。三十九年から赤字になりましたが、それはいろいろ理由がございますので、大企業が国鉄にツケを回したという見方には私は立っておりません。

それから、かなりあちこち飛びましたので、八つ当たりとは申しませんが、八つ当たりのであつたかもしれないと思つておられますが、私どもから申しますならば、それこそ監理委員会が意見を出されたわけでございますから、その意見を取り上げましてこれから部内で相談して、それでまた法律でお願いして御審議をいただいたり、今のようないろいろな意見もいただくといいと思いますから、今確たることを申し上げる段階にはございません。

ただ、私自身が担当しておりますのは国鉄のまさに共済問題であります。この共済も一つの方向を監理委員会が意見として出しておられるわけですから、これをどう仕組むかというのはこれから検討の大きな課題でございます。物をやるに当

たりましては、すべてのものを初めからきちんとそろえてやるということは、最終的には国民が理解してくれなければいかぬわけでございますから、順を追いつながら、これらの意見を最大限に尊重して、私に与えられておる国鉄共済問題についての解決策を講じていこう、こういう基本的な考え方でございます。

○増岡国務大臣 年金を充実するにつきまして、やはりその手順として関係者のそれぞれの理解が必要でございますし、国民の合意ができるような方法でやらなければならぬと思つております。

○山下国務大臣 御質問の趣旨はよくわかりました。そこで、現職の職員、それからOBの方々に御不安のないように十分配慮していきたいと思つております。

○梅田委員 時間がございませんのでなかなか反論はできませんが、確たるめどもないのに分割・民営をどんどん進めるといふ今の政府の姿勢はぜひ改めてもらいたい、このことを強く要求して、終わります。

○越智委員長 江田五月君。

○江田委員 共済四法案の連合審査ですが、これは年金改革の第三弾ロケットですか、第一弾、第二弾が既にスタートをしておるといふことなので、この前の段階の国民年金、基礎年金について大蔵、厚生両大臣に伺つておきたいと思つております。

今回のこの一連のプロセスを経た年金改革というものは、確かに非常に重要な年金改革、ある意味で歴史的であるかどうかは別として、歴史的でなければならぬということはおそらく、年金制度の再スタートになつていかなければならないと思つておられます。それは制度の整合性ということだけでなくて、中曽根首相の言ひ方では、人生五十年から人生八十年という新しい時代にふさわしい年金になつていかなければならぬ。結局高齢者、老年期の生計というものは年金で支えられていくんだという、年金というものが困つたお年寄りに対する福祉の温かい手というのでなくて、もっと

年金で暮らしていくということが普通の人生の歩み方なんだという、そういうコンセンサスを得て、この年金制度が新しい時代にふさわしくスタートをしていかなければならぬと思つておられます。さらにまた、世代間連帯ということも達成するために、若い世代、生産年齢人口の皆さんに大変な負担をこれからお願いをしていかなければならぬわけですから、その負担をすれば将来はこういう年金をいただけるんだ、そういう夢のある年金になつていかなければいけないと思つておられます。

ところで、今基礎年金しか資格がないいわゆる自営業等の皆さんについては、一人当たり五万円というふうなことで、一体そういう意味の年金と言ふのかどうか。大蔵大臣は「日本列島ふるさと論」ということで、これからの展望をひとつ国民に大いに与えていただくという立場をみずから確立されようとしておられるわけですが、そういうお立場からして、こういう自営業等の皆さんに対する公的年金のあり方はいかにかどうか。私はやはり、この二階建て部分というのは、これはもう社会保険審議会にしても国民年金審議会にしても、あるいは社会保険制度審議会にしても、それぞれ検討しなきゃならぬということをお答へとしていただいているわけですが、前回の第二弾の改正のときでも、附則で、保険料の方に關してです。報酬比例というものが検討されるべきということが入つておられるわけで、ぜひこの国民年金にも二階建て部分を早急にビジョンとして提示をされなければいけないのじやないかと思つておられます。

○竹下国務大臣 まず最初の、いわゆる報酬比例部分を国民年金にも求めたらどうだという御意見でございますが、この問題は多様な業態にわたります。国民年金の被保険者の所得をどういふように把握するか、大変難しい問題があると思つておられます。基本的にはこれは厚生省において十分検討していただく問題ではなからうかというふうに考えておられます。

○江田委員 制度の具体的なあり方としては厚生

省で検討していただくとして、大蔵大臣の所管の事務かどうかということになります。私も困るわけですが、これからのいよいよ重要な役割を果たされようという竹下さんに伺いたい。

自営業の皆さんに對して、本当にこの公的年金五万円という、それでいいというふうに言えますかどうかですか。

○竹下国務大臣 これから何を果たすかという、それほどの人物であるかどうか、みずから自問自答を毎日いたしておられますので、そういうことでございますけれども、やはり基礎年金制度というのは私は大きな一つの進歩ではなかつたかな、公的年金の充実の意味において、こう思つております。

そうすると、それを補充すると申しますか、いわば私的年金というのが企業年金、いろいろな問題が出てまいります。それらは毎度税制調査会等でも指摘されておられますが、世代間バランスの問題等も考慮して、税問題についても検討されるべき課題だといふような指摘もいただいておりますので、そういうものと総合的な中で組み立てていかなければならぬものではなからうかな、まあいささか所管外も出ますけれども、そんな感じでございます。

○江田委員 それでは所管の大臣、最初の質問ですが、国民に健康で文化的な最低限の生活を営む権利を保障しなければならぬ厚生省を所管する大臣として、今のこの国民年金受給者に対する基礎年金五万円しかないという、こういうあり方というのは一体どうお考えですか。

○増岡国務大臣 五万円というのが生活に要する基礎的な、基本的な部分ということで策定いたしておられるわけでございまして、御指摘のような比例報酬制度の上乗せその他は、所得の把握が困難であるとかいろいろありますが、何らかのいい方法があれば検討課題でありますので、何らかのいい方法があれば検討してまいりたいと思つておられます。

○江田委員 いや、何らかのいい方法があれば検討するといつたつて、それはあるかないかを検討

するのが検討であつて、いい方法があれば、もうそれは検討にも何もならぬと思うのですが、いづれにしても、年金の問題というのは、これは将来の国民に対してこういう新しい社会の制度をつくっていくのですよ、みんなでひとつ大いに夢を持ち、頑張つていこうじゃないか、そういうことをやはり厚生大臣、国民に語つていただかなければいけないので、何かまことに失礼ですが、今の厚生大臣のそういうお答えぶりからは、何の夢も希望も見出せないということになるのではないかと思ひまして、その点はお聞いてみたいところですが、時間が来ましたので、きょうは両大臣、本日に御苦労さんでした。それから関係の省庁の皆さんあるいは国会職員の皆さん、本日に御苦労さんでした。質問を終わります。

○越智委員長 本日は、これにて散会いたします。  
午後七時十七分散会



第一類第五号(附属の一)

大蔵委員会地方行政委員会文教委員会農林水産委員会社会労働委員会運輸委員会連合審査会議録第二号 昭和六十年十一月二十日

昭和六十年十二月二日印刷

昭和六十年十二月三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P